

B50.61

SS

44-1



人口と家族に関する特別委員会

報告書

63. 7. 15

総論～附論

第48回人口問題審議会総会 配付資料

昭和63年7月13日

国立社会保障・人口問題研究所



1 1 9 2 5 0

人口と家族に関する特別委員会報告書

目次

総論 人口変動と家族

第1章 結婚パターンの変化と要因

第2章 子供数の変化と要因

第3章 子育て環境の変化と要因

第4章 夫婦関係の変化と要因

第5章 世代間関係の変化と要因

第6章 地域社会と家族

附論 欧米諸国における家族の変化

昭和 63 年 7 月 13 日

第 48 回人口問題審議会

人口と家族に関する特別委員会

報告書

総論～附論

1. 人口変動の概観

わが国の社会が明治維新を境にして農業社会から産業社会への途を歩み始めるとともに、わが国の人囗はその後一世紀以上にわたって続く大きな変動を開始した。この人口の一大変動には人口の増加、多産多死から少産少死に至る人口転換 (demographic transition) 、人口転換の結果としての人口の高齢化、人口の都市化が含まれる。以下、これらの人囗変動の諸側面を順次概観してみよう。

(1) 人口増加

日本人口は明治初年に 3,500万を数えた。江戸時代後半あまり大きな変化のなかった日本人口は明治以後の社会経済発展の過程で急速に増加していった（図1）。年平均の人口増加率は明治初年の 0.5%前後から明治30年代には 1%を超えるようになり、明治の末には人口は 5,000万を超えた。人口増加はさらに勢いを増し、昭和の初めには、年平均増加率は 1.5%を超えた。昭和10年代に入ると人口増加の騰勢はやや衰えを見せたが、戦前最後の国勢調査が行われた昭和15年には日本人口は 7,000万を超えた。明治初年から数えて約60年間で倍増した勘定になる。

第 2次大戦の混乱期を経て、戦後一時期人口の急増がみられたが、すぐに年平均増加率は 1%台に低下した。日本人口は昭和42年に 1億人を突破した。昭和50年代に入ると人口増加のペースは落ち始め、昭和61～62年の増加率は 0.5%ほどである。

昭和62年の人口は 1億 2,200万人である。現在の国土面積は明治の始めと大差ないため、明治の始めから人口が 3.5倍になったということは人口密度も 3.5倍になったことになる。厚生省人口問題研究所の将来人

口推計（昭和61年12月推計）によれば、人口は今後増加の勢いをますます弱め、昭和88年に 1億3600万に達した後は長期の人口減退過程に入ると予想されている。

（2）死亡率の低下と平均寿命の延び

明治初年から今日までの人口増加をひき起こしたのは死亡率の長期低下である。明治以来の経済社会発展と医療・公衆衛生の発達によって、戦前は乳児・幼児の死亡率が緩やかに低下した。平均寿命は明治20年代に男子43年、女子44年程度であったが、昭和10年頃には男子47年、女子50年となった。同じ時期、生まれた子供が15歳に達する確率は男女とも7割から8割前後に達した。他方、15歳時の平均余命の延びは小さく、昭和10年頃でも男子44年、女子46年ほどにすぎなかった。

戦後、昭和35年頃までの死亡率低下はさらに急激であった。抗生物質の普及により乳幼児死亡率はさらに低下、青年期の結核による死亡が制圧され、平均寿命は男子65年、女子70年と先進国の仲間入りを果たした（図2）。この頃には死因の構造も感染性疾患中心から成人病中心に完全に様変わりした。死亡率はその後も順調に低下を続け、平均寿命は男子が昭和61年に75年を超え、女子は昭和59年に80年を超え、世界最長寿国の一いつになつた。今日では生まれた子供の99%は15歳に達し、さらに男子の8割、女子の9割が65歳に達する。15歳時の平均余命は男子61年、女子67年となった。

厚生省人口問題研究所の推計によると、今後も中高年の死亡率の低下は続き、平均寿命も40年間で男女とも3年強ほど延びるものと予想される。ただし今後は人口の高齢化が急激に進むため人口千人当たりの死亡率は約40年間上昇を続けるものと予想される。

(3) 出生率の低下（多産から少産へ）

確かなことは分からぬが、おそらく有配偶率の上昇、墮胎・間引きの減少、栄養水準の向上などにより、明治から大正にかけて出生率はいくぶん上昇したと考えられている。しかるに第1回の国勢調査が行われた大正9年以降第2次大戦前まで出生率は緩やかに低下した。一人の女子当たりの生涯期待出生児数を表す合計特殊出生率は大正14年の5.1から昭和15年の4.1まで低下した。この戦前の出生率低下は主として晩婚化による結婚・出産適齢期層の有配偶率の低下によるもので、夫婦の出生抑制努力はそれほど広がらなかつたと考えられている。

昭和15年に行われた厚生省人口問題研究所の第1回の出産力調査の結果からみると、戦前に子供を生み終えた夫婦は、結婚後2.5年で第1子を生んだ後第2子以降をほぼ3年間隔で生んでいき、最終的には平均して5人の子供を生んだ。夫婦の出生児数のバラつきは大きく、子供を生めない夫婦が10%を超え、4子以下が40%を占める一方で6子以上が50%弱を占めるという具合であった（図3）。

戦後、年間の出生数が270万に達するベビーブームの後、昭和25年から出生数は急減、昭和30年代前半には160万前後となった。合計特殊出生率は昭和22年の4.5から、昭和30年代前半には2.0の水準まで低下し一挙に多産から少産への出生力転換（fertility transition）を成し遂げた。この戦後の出生率急低下はもっぱら夫婦の出生抑制の普及によるものであり、晩婚化の影響は小さかった。

出生率はその後比較的安定していたが、昭和48年以降再び低下を始め、昭和61年の合計特殊出生率は1.7となっている。この最近の出生率低下は主として晩婚化による結婚・出産適齢期層の有配偶率の低下によるもので、夫婦の出生抑制の影響はそれほど大きくないと考えられる。

昭和62年の第 9次出産力調査によれば、最近子供を生み終えた夫婦は結婚後 1.6年で第 1子を生み、その 2.9年後に第 2子を生む。最終的には、平均で 2.2人弱の子供を生むが、子供数は 2人と 3人に集中しており、両方で 8割を占める。

(4) 人口の年齢構造の変化（人口の高齢化）

明治以来今日まで日本人口の年齢構造も大きく変貌した。明治初年から第 2次大戦までは、乳幼児死亡率の低下が続き、出生率の低下は比較的小さかったから、人口構造は年少化——すなわち子供人口割合の増加——を経験した。

しかるに戦後の出生数の急減を契機として、日本人口は一転して高齢化の過程に入った。戦争直後、日本人 100人の内訳は子供（15歳未満人口）は35人、働き手（15～64歳人口）は60人、高齢者（65歳以上人口）は 5人であり、総人口の平均年齢は27歳にすぎなかった。その後は子供の割合が減り、働き手と高齢者の割合が増え、昭和45年には子供24人、働き手69人、高齢者 7人となり、総人口の平均年齢も31歳に上昇した。さらに子供割合の減少が続いたが、働き手の割合はあまり変化せずひとり高齢者割合が伸び続け、昭和62年には子供20人、働き手67人、高齢者 11人、総人口の平均年齢は36歳となった。

人口問題研究所の推計によると、今後人口の高齢化はますます進み、昭和75年（2000年）には子供18人、働き手66人、高齢者16人、総人口の平均年齢は40歳となり、さらに昭和 100年（2025年）には子供16人、働き手60人、高齢者23人、総人口の平均年齢43歳の超高齢社会になるものと予想される（図 4）。

(5) 人口分布の変化

第 1回の国勢調査が行われた大正 9年当時、市部に住む人口は 2割に

満たなかった。市部人口割合は戦前の工業化の過程で徐々に上昇し、昭和15年には4割弱に達した（図5）。敗戦により都市の産業が崩壊したため市部人口割合は一時低下したが、経済復興、高度経済成長とともに人口の都市化は着実に進行した。市部人口割合は昭和30年に5割強、昭和60年には8割弱となった。町村合併などにより市部が必ずしも都市部とは言えなくなってきたが、より厳密な指標である人口集中地区人口割合も昭和60年には6割を超えた。

人口都市化と同時に、東京、大阪、名古屋を中心とする三大都市圏への人口集中も進んだ。昭和25年当時、東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、中京圏（岐阜、愛知、三重）、阪神圏（京都、大阪、兵庫）の一部二府七県の人口は総人口の34%であったが、昭和60年には47%に達した。ただし、近年中京圏、阪神圏の人口割合は停滞気味で、ひとり東京圏の人口割合のみが伸びを続け、昭和60年には総人口の4分の1を占めるまでになった。

人口都市化の進行、東京圏を中心とする三大都市圏への人口集中を引き起こしたのは農村から都市への人口移動である。とくに経済復興期から高度経済成長期にかけては非大都市圏から大都市圏への移動が逆の流れを大きく上回った。昭和30年代、40年代の前半には人口流出の大きかった東北、中国、四国、九州の多くの県では人口の減少が続いた。昭和40年代の後半から安定成長経済に移るとともに人口移動が沈静化し、これらの県の人口減は止まった。しかしながら、若者の流出が続くこれらの県では大都市圏に比べて高齢化が進み、人口の自然増加率も低水準におさえられているため人口の伸びは全国平均に比べて小さい。

2. 家族の変貌

家族とは、夫婦、親子、きょうだいなど少数の近親者を主要な成員とし、成員相互の間に深い感情的つながりのある集団であるが、その成員の範囲は社会、時代により異なる。それに対して国勢調査などで用いられる世帯は、住居と生計をともにする人の集まりと定義されている。両者は多くの部分で重なり合うが、厳密に言えば家族は住居をともにしない他出家族成員を含むことがあるのに対して、世帯は非親族者を同居員として含むことがある点が相違する。以下、本書では家族の構造と機能の変化について論ずるが、家族と世帯を必ずしも区別して論することはしない。家族の統計としては世帯統計が大部分であり、実質的な区別は難しいからである。

明治初年以来今日まで、家族の変化も人口の変化におとらず大きかった。ひとつには人口動態の変化そのものが家族の構造と機能に大きな影響を及ぼしたからであるが、家族の変化には法制度の変化、経済社会の変化も与って力があった。ここでは、まず家族をとりまく法的、経済的、社会的環境の変化と家族の変動を概観し、ついで次節において人口動態の変化とともに世帯構造、ならびに家族のライフサイクルの変化についてみることにする。

(1) 戦前の家族

家族は社会の基礎的集団であり、法によってその性格が完全に規定される訳ではないが、法の性格が家族に大きな影響を与えることも又事実である。明治政府によって制定された旧民法は武家の家制度に範をとった家父長制的性格の色濃いものであった。すなわち戸主（家長）の家族成員に対する権威は絶対的であり、結婚は戸主の許しを必要とし、財産の相続は跡取り（原則として長男）の一括相続の形をとった。このよう

な家族法のもとでは、結婚の多くは親同士の合意に基づく見合い結婚であり、妻は夫に従属し、兄弟の間でも跡取りとしての長男と二三男の間には処遇の点で決定的な差がみられた。一口に言って家族成員間の関係は支配と従属の関係が目立っていた。跡取り（長男）は結婚後特別の事情がないかぎり本人の親と一緒に住むものとされたから、女性にとっては長男との結婚は、夫方の家族に移ることを意味した。嫁は嫡男をもうけ、夫が家督を継ぐまでは家族内で低い地位に甘んじざるをえなかつた。跡取り以外の二三男の結婚は、跡取りの本家からの分家という形をとり、結婚後も本家・分家関係として兄弟間の結束が図られた。したがつて、二三男と結婚した女性も実質的に夫方の親族集団に移ることを意味した。

当時の経済の状況をふり返ってみると、明治の初年には第1次産業（農林漁業）の従事者は全就業人口の8割近くを占めていたと考えられる。その後の経済発展の過程で第2、3次産業就業者の比率が高まっていったが、昭和15年時点でも第1次産業就業者の割合は4割を超えていた（図6）。また第2、3次産業にしても軽工業を中心とした零細企業就業者の比率が高かったから、昭和15年においても自営業主・家族従業者は全就業者の6割を占め雇用者（employee）の比率は4割にとどまった。また就業者の職業をみると、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業をあわせたホワイトカラー的職業は昭和15年でもわずかに1割にすぎなかつた。

戦前の社会は、農業社会から産業＝都市社会への転換の過渡期であったが、家族の構造も機能もそれほど変化したとは思えない。むしろ旧民法的考え方がしだいに浸透していったこともあるつて、かえって家父長制的関係が強まつていったのではないかと考えられる。戦前を通じて離婚率が低下を続けたことなどは、家族内において妻の従属的立場が強化さ

れていったためとも考えられる。

(2) 戦後の家族

戦後、旧民法から新民法への転換は日本の家族を大きく変えた。旧民法は家父長制的家族を理念としていたが、新民法は西欧式の夫婦家族を理念として制定された。結婚は両性の合意にのみもとづくものとされ、戸主権は廃され、妻は夫死亡後に財産の 2分の 1の相続権を得、残りの財産は子供の間で均分相続することとなった。法律が変わったからといって家族の慣行が直ちに変わるものではなかったが、新民法の夫婦家族制の理念は戦後の社会経済変化の過程を通じて現実の家族の間に徐々に浸透してきた。

結婚は見合い結婚が減り、恋愛結婚が中心となった。最近では恋愛結婚のなかでも学校友達、友人の紹介、サークルやレジャーの機会などで知り合ったケースが増えており、子供の結婚に対する親の影響力はほとんど及ばなくなりつつある。相続制度の変化は妻あるいは母親の座を強化すると同時に長男の特権を否定した。これによって夫婦間、親子間、兄弟姉妹間の平等性の基礎ができたといえる。

戦後、新婚夫婦の夫方同居の割合は漸減し最近では全体では 3割、長男でも 4割にすぎない。他方老親（65歳以上人口で代替）の側から子供夫婦との同居率をみると、戦後すぐの 8割近くから現在では 6割強にまで低下している。

戦争で破壊された工業力も昭和30年頃には戦前水準に回復し、以後高度経済成長の波にのってわが国の産業構造は大きく変貌を遂げた（図 6）。第 1次産業就業者割合は低下を続け昭和60年には遂に 1割を割った。第 2次産業就業者割合は昭和40年代に 2割から 3割台まで増えたものの、その後は増加を止めた。第 3次産業就業者割合は第 2次産業就業

者割合を上回って伸び続け、昭和50年には5割を超え、昭和60年には6割に近づいた。

農業就業人口が減少し、戦後の工業化は重化学工業を中心であり産業全般にわたって平均的な企業規模も拡大したから、自営業主・家族従業者の割合は大きく減少し、昭和60年には全就業者の4人に3人は雇用者となった（図7）。就業者の職業をみると農林漁業従事者の減少とともに他の職業の増加が続いた（図8）。しかしながら、生産・運輸関係の職業従事者割合は昭和45年に、販売・サービス職業従事者割合も昭和55年には上昇を止め、ひとりホワイトカラー的職業のみが増加を続けている。

戦後急速に進んできた産業構造の非農化、サービス経済化、それにともなう人口の都市化、雇用者社会（employee society）化、ホワイトカラー化は家族のおかれた状況を一変させた。仕事の場と住居が分離したことは、夫は仕事、妻は家事という夫婦の社会的役割分業を強めてきた。とくに第2、3次産業が集中する大都市圏では住宅事情が悪化して通勤距離が年々遠くなり、サラリーマンの家庭は日常的には父親不在の様相を示すに至っている。

戦後、農業の比重低下とともに家族従業者が減り、女子の就業率は全体として低下傾向にあった。しかるに昭和50年代になって雇用労働力の需要が高まり女子の就業率の動向は上向きに転じた。女子の就業が雇用労働中心に移るにつれて、家事・育児と仕事をいかに調整していくかということが大きな課題となってきた。結婚あるいは出産で退職し、子育て後に再雇用というライフコースが拡がってきたが、近年結婚、出産後も雇用労働を維持するというライフコースも増えており、家庭と仕事をめぐって女性の選択が多様化してきていることをうかがわせる。

3. 人口変動が家族に及ぼした影響

明治以来今日までの人口変動は家族の構造と機能に大きな影響を及ぼした。多産多死から多産少死を経て少産少死に至る人口転換は、それ自体が家族形成過程の変化を表すものであったが、それに加えて世帯の規模を変化させ、世帯の家族構成にも影響を与え、さらには家族のライフサイクルをも大きく変化させた。

(1) 多産多死から多産少死への変化と家族

江戸時代は高死亡率が支配する農業社会であった。このような社会で、親が引退、死亡する前に少なくともひとりの農業後継者を確保するためには、女性は早婚多産でなければならなかったと考えられる。乳幼児死亡率が高かったため平均生存子供数は少なかつたが、家族間の子供数の格差は大きかつたと思われる。平均寿命が短かったから家族のライフサイクルも短く、直系家族制的な親夫婦と子夫婦の同居慣行が強かつたとしても現実には同居できない者も多く、同居の期間も短かつたと考えられる。しかしながら世帯構成の種類は多様で、世帯主夫婦とその子を中心にして、世帯主の父母、世帯主の兄弟姉妹、さらには親族でない世帯員（使用人）を包含している場合など様々であったと考えられる。

明治以来の全般的死亡率低下、とりわけ乳児死亡率の低下によって農村地域でもしだいに早婚多産の必要性が薄れていった。しかも明治政府以降の工業化政策によって未婚女子の雇用機会が増え、全般的に結婚年齢が上昇し始めた。さらに就学年数の伸長と都市化も加わり、結婚年齢の上昇は加速化された。

戦前、夫婦の出生抑制はそれほど普及しなかつたから乳児死亡率の低下とともに生存子供数が漸増していった。さらに平均寿命の延長によって、親夫婦が子夫婦と同居しうる可能性が高まっていった。そのため世

帯の平均親族成員数は増加する傾向にあった。しかしながら非親族の世帯員は漸減していったから世帯の規模はそれほど大きく変化せず、たとえば大正9年から昭和30年にかけて平均世帯人員はほぼ5人を維持している（表1）。

親子同居慣行は強固であったものの、生存子供数が増え、長男以外の子供で成人後に他出して家を構える者が増えたため、日本の総世帯数に占める核家族世帯の割合は、大正9年から昭和30年にかけて54%から60%に上昇した（図9）。

（2）多産少死から少産少死への変化と家族

戦後、短期間のベビーブームの後夫婦の出生抑制が急速に拡まり、4人以上の子供を生む夫婦はきわめて少なくなり、8割強の夫婦が2人又は3人の子供をもつようになった。出生児数の減少がひきがねとなって昭和30年以降世帯規模の縮小が始まった。平均世帯人員は昭和30年の5人から昭和40年には4人となり、現在では3人に近づいている（表1）。

出生率の低下のみが平均世帯人員の縮小をもたらした訳ではない。戦前から続いた非親族世帯員の減少、世帯主の兄弟姉妹など傍系親族の減少も若干の影響を及ぼした。さらに昭和30年代から40年代前半の高度経済成長期には大量の多産少死世代が青年期を迎え、就学、就職で親元を離れ、寮、下宿、単独世帯に住む者が増加し、さらには結婚して核家族世帯を形成した。核家族世帯が世帯総数に占める割合は昭和50年には64%に達した。この戦後の大変動期には農家の二三男が家を離れて都会に出ただけでなく、長男ですらも家を離れる場合が少なからずあった。そのため親夫婦と子夫婦の同居率は徐々に低下していった（図10）。たとえば新婚時の子供夫婦の親との同居率は、昭和30年頃の6割から昭和50年頃には3割にまで低下した。また高齢者（65歳以上人口）の親族（

主として息子夫婦)との同居率も昭和30年頃の8割から昭和60年の6割強にまで低下している。これによって高齢者の夫婦世帯や単独世帯割合も上昇してきた。これらはすべて世帯規模の縮小に寄与する要因であり、世帯構成を単純化させる要因であった。

昭和50年代に入って出生力転換後の少産少死世代が青年期に達し、家族形成の中心的担い手となった。少産少死世代の兄弟姉妹数は本人も含めて平均して2人強であるから、親との続柄からみると約7割は長男か長女ということになる。このような人口の続柄構成の変化は、直系家族制的慣行が存在する社会では、家族、世帯に少なからぬ影響を与える。昭和50年代に入って新婚夫婦の親との同居率が3割台から低下しなくなったことなどは人口移動の沈静化などとともに長男割合の増大によるところが大きいと思われる。また同じく昭和50年代に入って、世帯総数に占める核家族世帯の割合がいくぶん低下傾向にあることも同じ理由によって説明できよう。

一方、昭和40年代に入って顕著になってきた人口高齢化によって高齢者世帯が絶対的にも相対的にも増加を続け、昭和60年には世帯主の年齢が65歳以上の夫婦世帯ならびに単独世帯は一般世帯総数の7.3%を占めた。厚生省人口問題研究所の世帯推計(昭和62年10月推計)によれば、この比率は人口高齢化とともに一段と上昇し昭和100年には16.8%に達するものと予測される。

晩婚化、少産化、平均寿命の伸びは家族のライフサイクルにどのような変化をもたらしたであろうか。晩婚化により家族形成の出発点は遅くなつたものの少産化と一括出生傾向により平均世代間隔はむしろやや縮小気味である。妻にとって出産・育児期間は大幅に縮まつたが、高校、大学への進学率が上がつたために子供を扶養する期間はそれほど大きく

変化していない。平均寿命の目ざましい延長により、老後の余生の期間が伸びたことはもちろんだが、死別も少なくなり夫婦が一緒に暮らす期間も大幅に伸びた。

平均寿命の伸びは、親（夫婦）と子（夫婦）の二世代同居を前提とする場合の同居期間を著しく伸ばした。少産化によって兄弟姉妹数が減少し、親族関係のいわばヨコの拡がりは小さくなってきたが、長寿化によって親族関係のいわばタテの拡がりは大きくなり、三世代はもちろん四世代が関わりをもつ可能性が高まっている。

4. 高齢化社会における家族——その政策的課題——

明治以来今日までわが国の人団も家族も誠に大きな変化を経験してきた。今後人口についても家族についてもこれまで程の大変動が起こるかどうか分からぬ部分が多いが、ひとつだけ確実なことは、わが国が今後も年々急速に高齢化していき、40年後には人類未経験の超高齢社会になるということである。この高齢化のテンポならびに到達レベルを決めるものは、ひとつは中高年の死亡率の動向であるが、もうひとつは出生率の動向である。そして出生率の動きは結婚と夫婦出生力の動きに左右されるが、両者は人々の抱く結婚観、家族観と深く関わっている。反対に、少産化と長寿化の結果としてもたらされる高齢化は高齢者の扶養という問題をめぐって家族に大きな問題を投げかける。このように人口の動向と家族の動向は不可分に結びついており、人口問題を考えることは同時に家族問題を考えることにつながってくる。以下、最近の人口と家族の変動傾向からみて、人口を長期的に安定した規模に保ち、人口の急激な高齢化の進行を緩和し、同時に家庭基盤の充実をはかるにはどのような政策的対応が必要かを探ってみよう。

(1) 家族形成（結婚）に関する支援策

昭和40年代末から青年層の未婚率の上昇、晩婚化が著しい。結婚するかしないか、何歳で結婚するか、などは個人の自由な選択に委ねられることはもちろんあるが、未婚率の上昇は少なくとも短期的に出生率に大きな影響を及ぼしている。さらに未婚率の上昇がそのまま生涯未婚率の上昇につながったり、晩婚化があまりに行きすぎると、生みたい子供も生めなくなるなどの事態が起こりうる。わが国のように婚外出生が著しく少ない国では、このような結婚パターンの変化は長期的にも出生率を押し下げる要因となる。

未婚率の上昇には様々な理由が考えられる。今日でも結婚を望まない若者は少ない。恋愛結婚が増えているとは言いながら、一方で結婚相手に出会う機会に恵まれない若者も多数いるのではないかと考えられる。したがって、今後若い人々が結婚しやすい環境づくりに社会全体が配慮していくとともに、大都市圏では住宅事情の改善が結婚しやすい環境づくりに資する可能性もあるので、これを強力に進めていく必要があろう。

(2) 出産・育児に関する支援策

昭和40年代の末から出生率の低下が著しい。出生率低下の理由の多くは未婚率の上昇に帰することができるが、夫婦の出生力も決して高いとは言えない。理想子供数を3人ないし4人としながらも現実には2人しか子供をもとうとしない夫婦が少なくない。このような理想子供数の実現を妨げる理由は様々であろうが、生理的、心理的理由の他にも、子供の教育費負担、住宅事情、妻の仕事と出産・育児の両立の難しさなどの経済的、社会的理由が考えられる。したがって、今後経済的、社会的にみて出産しやすい環境づくりを進めていくことが夫婦の理想子供数実現を助けることになろう。具体的には、住宅事情の改善、児童手当の見直

し、教育費の軽減措置、育児休業制度等の普及、保育施設の充実などが考えられる。

(3) 家庭生活に関する支援策

少産化と生活水準の向上により、子育ての経済環境は大いに改善されているはずである。しかしながら近年、学校におけるいじめの問題、登校拒否、家庭内暴力など、子供をめぐる問題がマスコミを賑わすことが多い。その原因は様々であろうが、父親の労働時間が長く、通勤時間も長く、さらには単身赴任などで家族と接する機会が少なく、子育てがもっぱら母親の手に委ねられる状況が多く家庭で生じており、このことが家庭生活のうるおいを奪っていることも原因のひとつかもしれない。父親不在を解消し、精神的に豊かでゆとりのある家庭生活を取り戻すために、労働時間の大幅な短縮、週休二日制の実施を推し進め、職住接近を目指して産業の地方分散を促す必要がある。

(4) 老親扶養に関する支援策

人口の高齢化が進むにつれて高齢者の単独世帯あるいは高齢夫婦世帯が絶対的にも相対的にも増加する。親子同居の慣習が弱まればその傾向は加速化される。もちろん高齢者のみの世帯がその親族との交流なしに営まれる訳ではないが、遠く離れて暮らしている場合には、介護を必要とする高齢者の日常的なケアを親族に頼ることは難しく、高齢者が居住する地域ベースのケアの体制を整備することが必要となろう。

一方、高齢者が息子夫婦を中心とする親族と同居している場合、高齢者が寝たきりなどで介護の必要が生じた時の家族の介護負担は著しいものがある。とくに介護の中心的担い手である女性にとっては、夫の両親の介護、本人の両親の介護、夫の介護が続く場合も起こりうる訳で、介護の負担を軽減するためのホームヘルパーなど在宅ケアサービスやディ

・ケア施設の充実などが一段と必要となろう。さらに老親を扶養・介護する共働き世帯が増加することも考えられるので、職業生活との調和が容易になるような条件整備を行うことが必要である。またシルバーサービスに関する情報の伝達、仲介方法の強化も必要となると思われる。

(5) 国民的論議の展開

高齢化、都市化、少子化、女性の社会進出等により今日の家族は大きく変貌をとげつつある。しかしながら、いつの時代にあっても児童を健全に育てることは大きな国民的課題であり、夫と妻の役割分担の問題を含め、児童育成の基盤である家族あるいはそれをとりまく社会がどうあるべきかについては、国民ひとりひとりがこの問題を受けとめ、議論し答えを見出していかなければならない。行政においても多様化する価値観を踏まえつつ、あらゆる角度からこうした問題についての国民的議論を深めるとともに、家族に対していくに実効ある支援ができるかについて真剣に検討することが必要である。

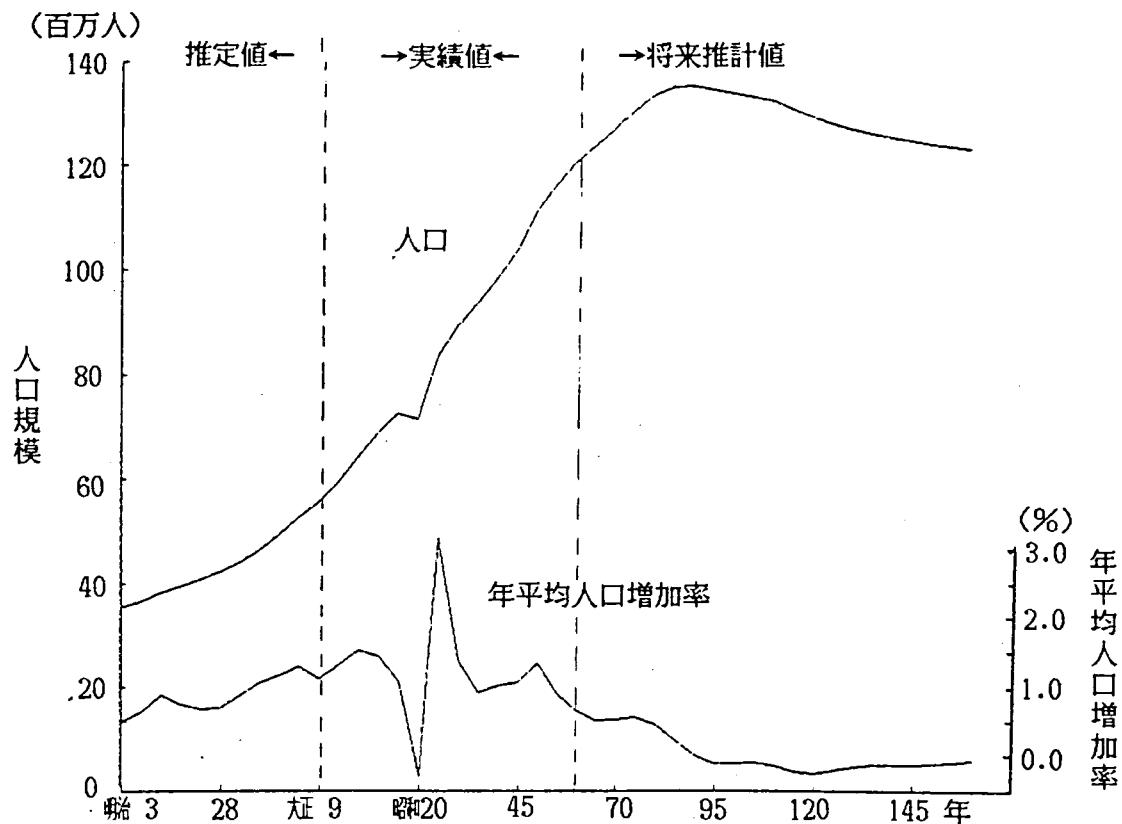
(6) 人口についての教育・研究水準の向上

最近の未婚率の上昇、晩婚化の進行、出生率の低下、中高年死亡率の低下などの人口動態の変化、ならびに人口の高齢化はわが国の家族にも経済社会にも大きな影響を及ぼす。一方でこのような人口動態の変化は生活水準の向上、産業・職業構造の変動、都市化、高学歴化、女性の職場進出、核家族化などの社会経済変化と密接に結びついている。

このように人口の変動と家族ならびに経済社会の変動との相互の関連は複雑であり、十分に時間をかけた長期にわたる研究が必要である。また学界のみならず、行政、ビジネスにたずさわる人々にとっても、経済社会の現状を把握し、その将来を適確に見通すためには、人口の動向に関する基礎的認識をもつことが必要であろう。

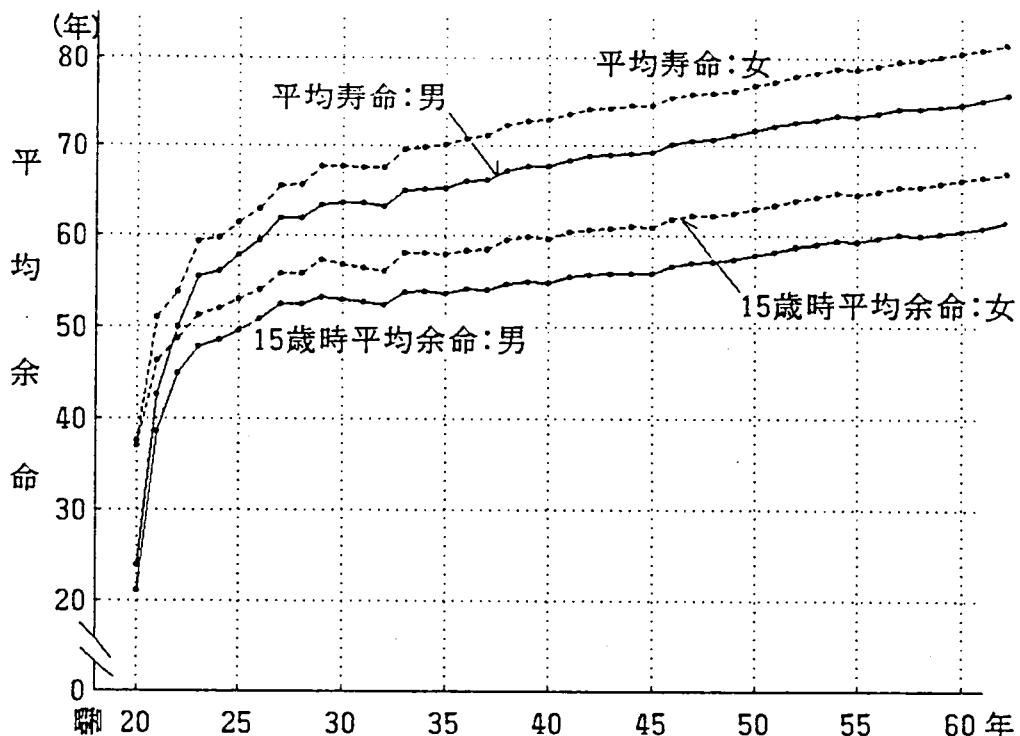
そのためには人口統計学、人口社会学、人口経済学など人口学の知識が大学で積極的に教えられ、これに関する研究が進められることが大いに期待される。わが国の大学では、人口に関する講座を置いているところは少なく、将来、より多くの大学で人口学の専門課程が置かれ、人口学に関する教育・研究の拡充が図られることが望まれる。

図 1. 日本人口の推移



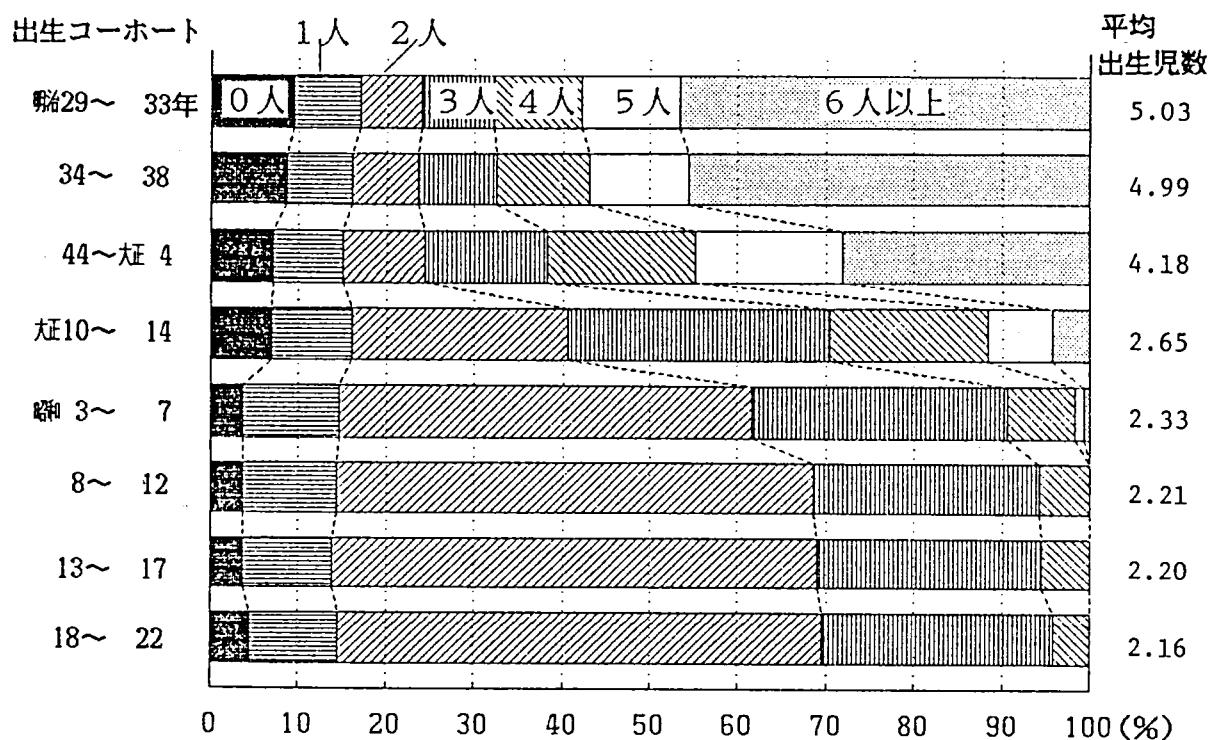
(資料) 明治 3年～大正 4年は、安川正彬『人口の経済学』(昭和52年)。
大正 9年～昭和60年は、総務庁統計局『国勢調査』など、昭和65
年以降は、厚生省人口問題研究所『日本の将来推計人口(昭和61
年12月推計)』。

図2 平均寿命および15歳時平均余命の推移



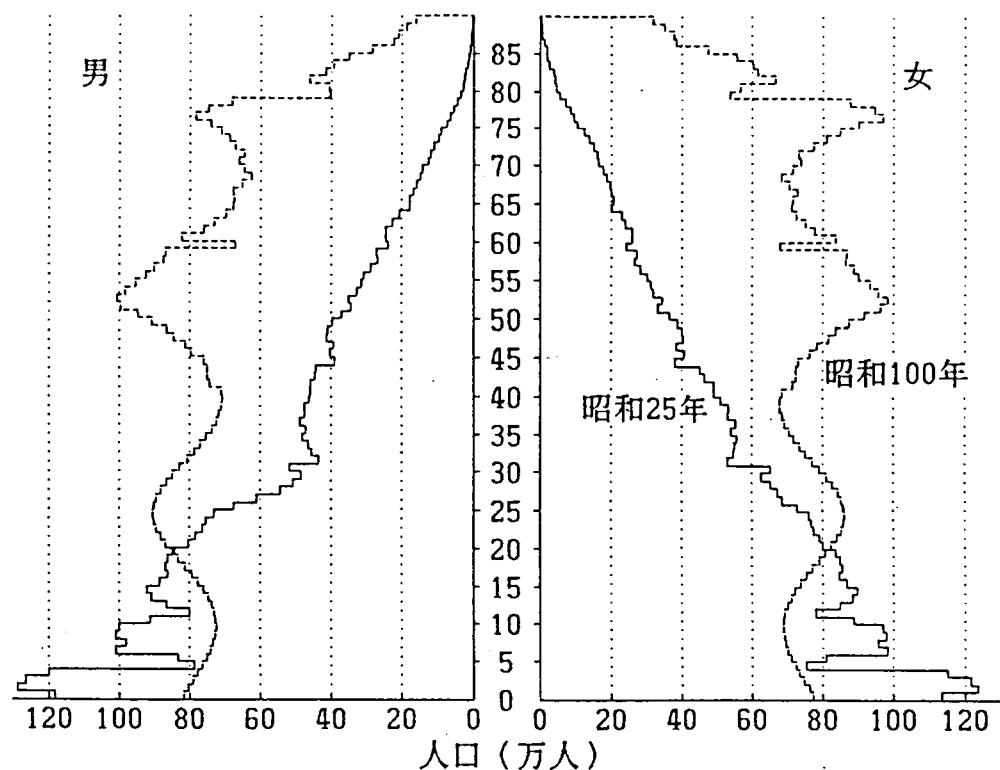
(資料) 厚生省大臣官房統計情報部『完全生命表』および『簡易生命表』。

図3. 夫婦の出生児数別分布と平均出生児数の推移



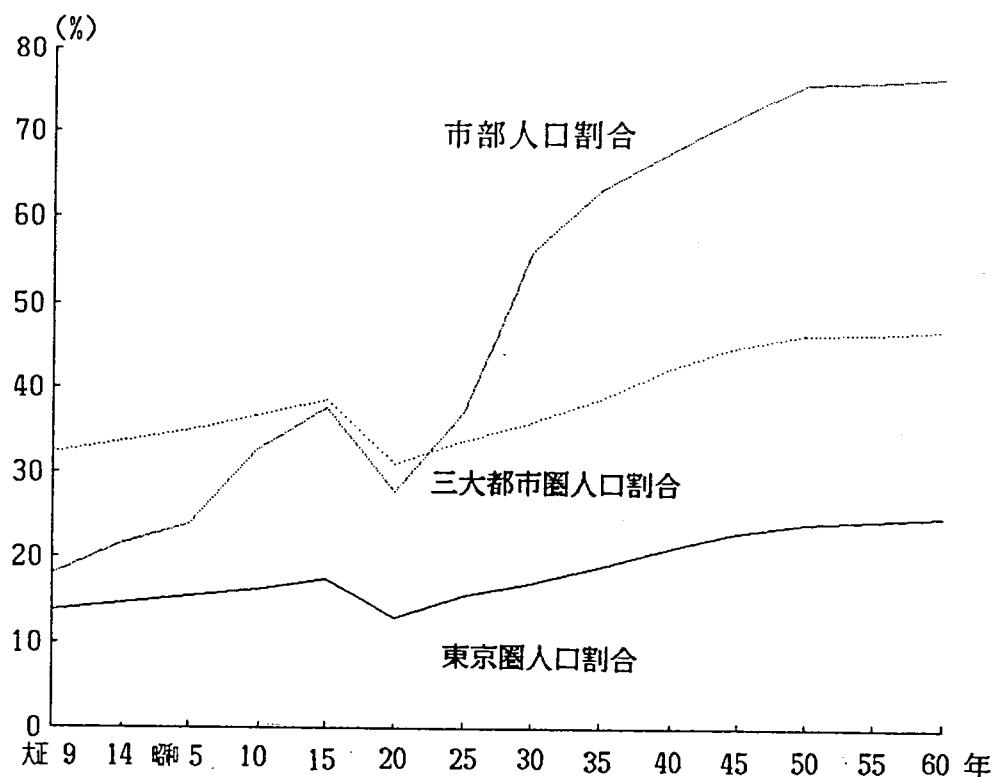
(資料) 昭和3～7年出生コホートまでは総務庁統計局『国勢調査』
 (昭和25年、35年、45年)、昭和8～12年出生コホートからは厚生省人口問題研究所『出産力調査』(昭和52年、昭和57年
 、昭和62年)。

図 4. 日本人口の高齢化（昭和25年と昭和 100年の人口ピラミッド）



(資料) 総務庁統計局『国勢調査』および厚生省人口問題研究所
『日本の将来人口推計（昭和61年12月推計）』。

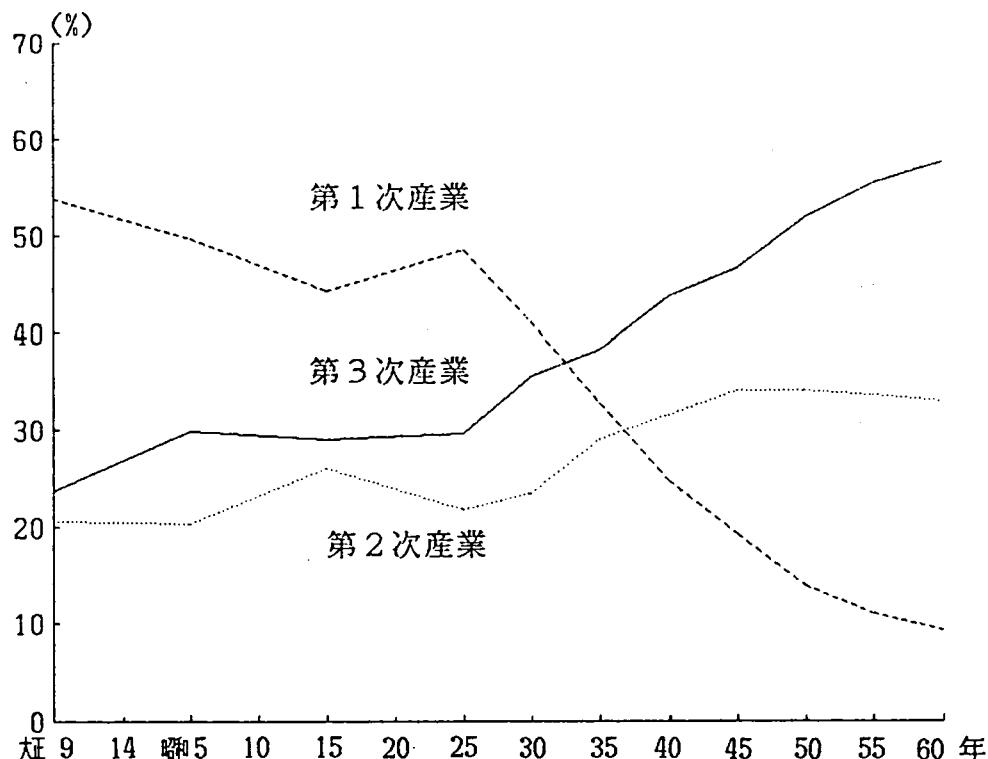
図 5. 人口の都市化と大都市集中



(注) 三大都市圏、東京圏の定義については本文を参照のこと。

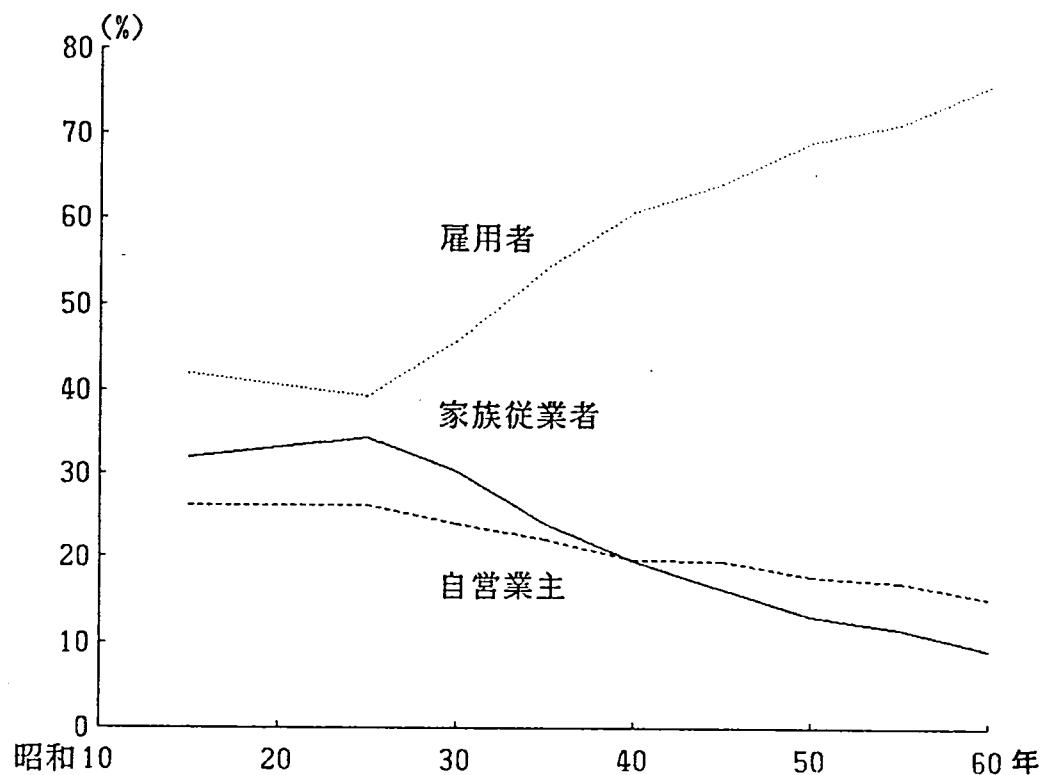
(資料) 総務庁統計局『国勢調査』。

図 6. 産業構造の転換（工業化とサービス経済化）



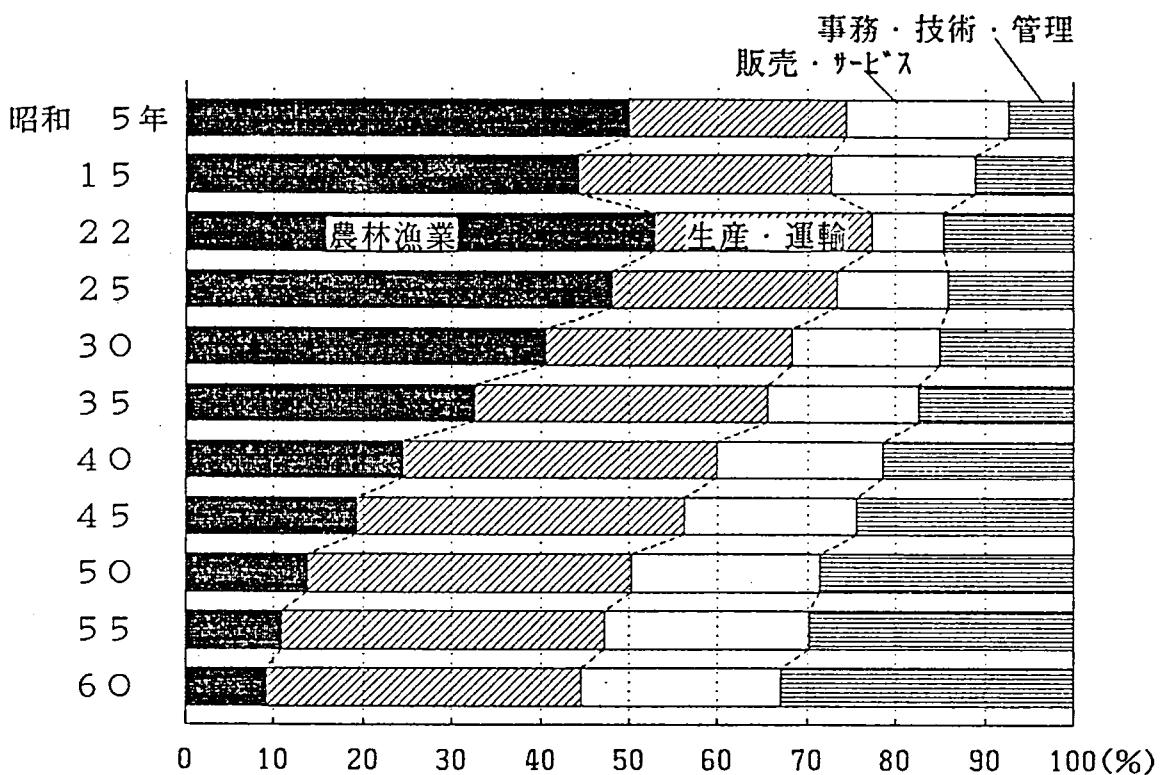
（資料）総務庁統計局『国勢調査』。

図 7. 雇用者社会への転換



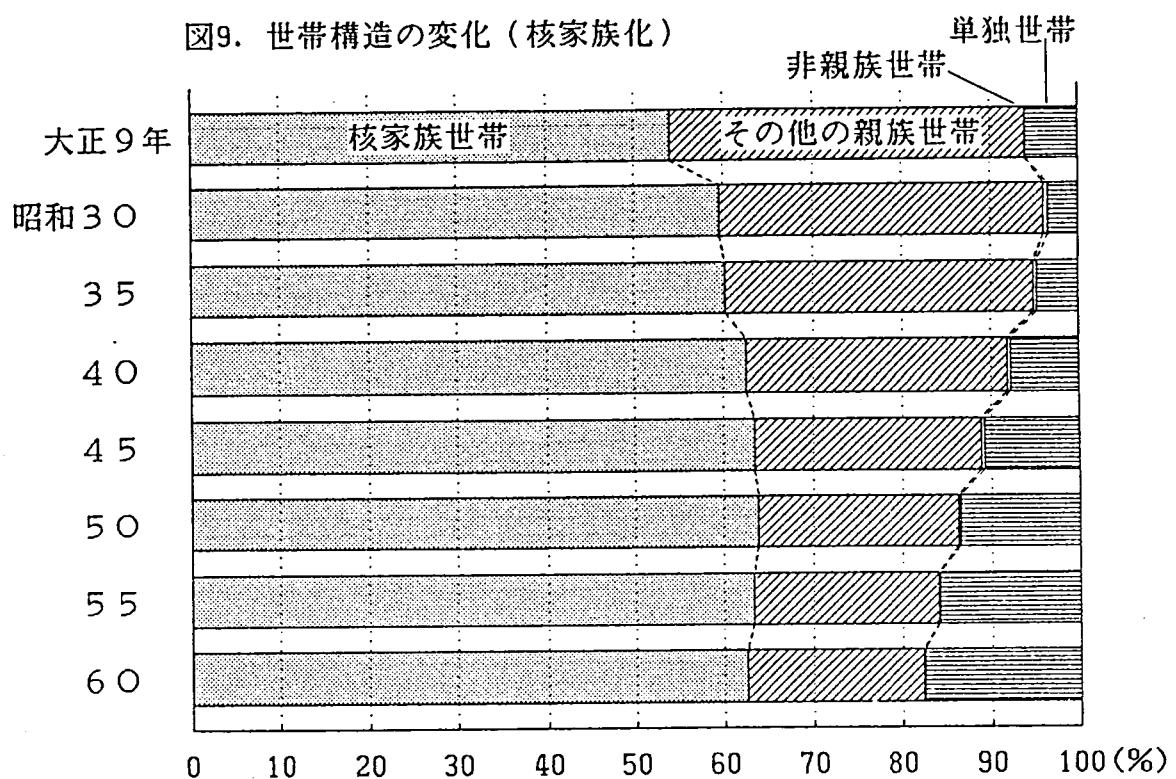
(資料) 総務庁統計局『国勢調査』。

図8. 職業構造の転換（非農化とホワイトカラー化）



(資料) 総務庁統計局『国勢調査』。

図9. 世帯構造の変化（核家族化）



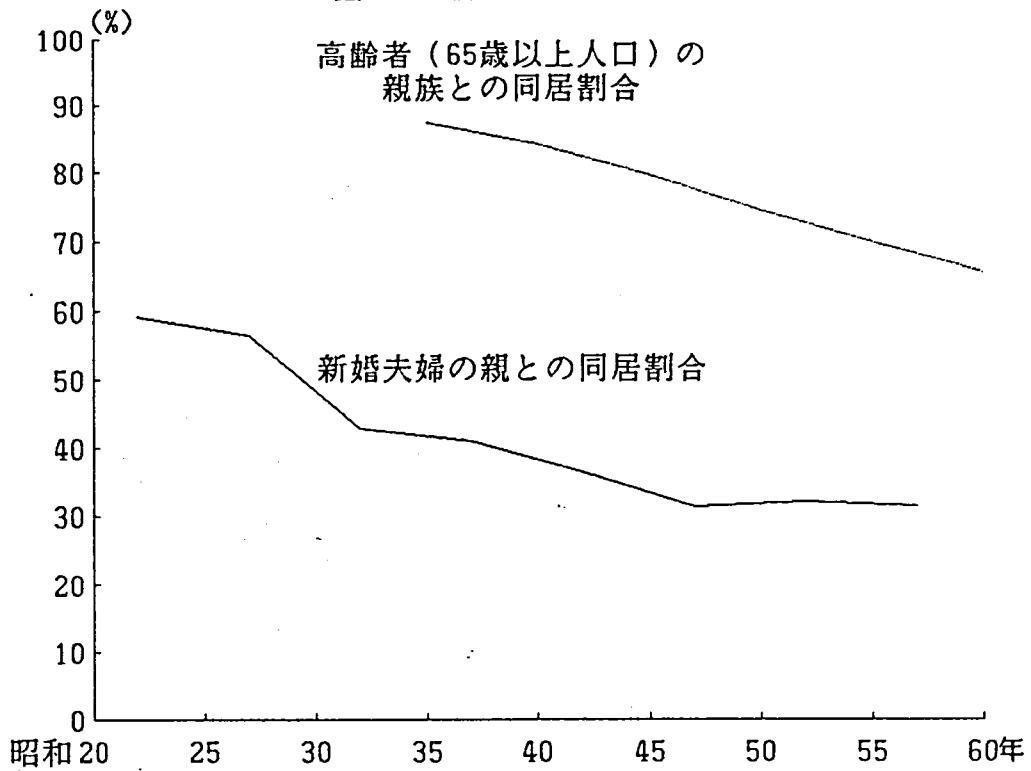
(資料) 総務庁統計局『国勢調査』。

表 1. 世帯規模と世帯構成員の推移

区分	大正 9年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
1世帯当たり人員(人)	5.02	4.97	4.97	4.56	4.05	3.69	3.45	3.33	3.23
普通世帯	4.50	4.89	4.84	4.47	3.99	3.66	3.44	3.33	3.22
親族世帯員	0.52	0.09	0.13	0.10	0.06	0.04	0.01	0.01	0.01
非親族世帯員									
親族世帯における世帯主と 統計柄別構成員指指数									
世帯主	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-
配偶者(その配偶者を含む)	79.79	77.76	-	-	78.79	77.72	76.69	88.59	-
孫(その配偶者を含む)	201.16	266.76	-	-	170.86	147.20	132.30	148.86	-
父母	24.24	-	-	-	-	20.89	16.71	13.69	15.91
祖父母	26.39	25.28	-	-	-	18.74	16.48	16.20	18.53
兄弟姉妹	1.48	-	-	-	-	0.65	0.62	0.40	0.42
その他親族	11.88	18.89	-	-	-	6.80	4.39	3.02	2.80
	5.05	-	-	-	-	1.95	2.05	1.26	1.01

(資料) 総務庁統計局『国勢調査』。

図10. 親子同居の推移



（資料）高齢者の同居割合は総務省統計局『国勢調査』、新婚夫婦の同居割合は厚生省人口問題研究所『出産力調査』（昭和52年、57年、62年）による。

第1章 結婚パターンの変化と要因

家族を定位家族（family of orientation）と生殖家族（family of procreation）に分ける考え方がある。前者はある個人が生まれ育った家族であり、後者はその人が自分で作り出す家族である。生殖家族を生み出す過程は結婚であり、出産はそれを拡大する過程である。結婚には様々な社会的意味があるが、その基礎となるのは、成人男女が性的関係をもち、その結果として子供を生み、育てることが社会的に容認されることである。一般に、結婚した男女の間から生まれた子供は嫡出子として家族、親族、社会において正当な地位を占めることができるが、結婚していない男女の間から生まれた子供（非嫡出子）の社会的地位は不安定になる可能性がある。

人口論的に言えば、多くの社会で非嫡出子の割合はごく小さかったから、家族あるいは人口の再生産は主として結婚している人の割合（有配偶率）と結婚した人が生む子供の数（有配偶出生率）に依存することになる。夫婦の出産調節があまり行われない社会では、有配偶率の高低が出生率に影響を及ぼすが、有配偶率の高低そのものは結婚が早いか遅いか、生涯未婚者が多いか少ないかにより大きな影響を受ける。夫婦の間で出産調節が十分に行き渉っている社会でも、結婚年齢の変化や生涯未婚率の変化は出生率に少なからぬ影響を及ぼす。

以下本章では、人口動態統計や国勢調査に基づいて戦前から今日までの結婚動態の変化を概観し、あわせて厚生省人口問題研究所のいくつかの調査を利用して結婚の前提となる配偶者選択の仕方が戦後どのように変わってきたかを明らかにしたい。

1. 結婚動態の変動

(1) 初婚年齢の上昇

a) 初婚年齢の推移

戦前の婚姻統計は届出遅れの割合が大きく、初婚年齢について戦後の婚姻統計とそのまま比較することは難しい。そこで国勢調査の年齢別未婚者割合に基づく平均初婚年齢を計算し、大正 9年以後の戦前の推移をみると、男女ともに徐々に初婚年齢が上昇したことが分かる（図 1）。大正 9年の初婚年齢は男子24.9歳、女子21.1歳であったのが、昭和15年には男子27.6歳、女子23.6歳となり、20年間で男子 2.7歳、女子 2.5歳の上昇がみられる。この戦前の晩婚化は次章でみるとおり戦前の出生率低下の主な要因であった。

戦後の平均初婚年齢の推移を人口動態統計によってながめてみると、男女とも戦後の結婚ブーム期に一時低下した後、昭和25年頃から35年頃まで上昇し、その後10年間は男子27歳強、女子24歳強で安定していた。しかるに昭和45年頃に第 2次結婚ブーム期に一時やや低下した後、再び上昇を始め、昭和61年には男子28.3歳、女子25.6歳に達した。この最近の晩婚化も又次章でみるとおり最近の出生率低下の大きな理由と考えられている。

b) 初婚年齢の分布の変化

平均初婚年齢とは別に初婚年齢の拡がり具合をみるために毎年の初婚年齢の分散をみてみよう（図 2）。男子についていえば、戦後の結婚ブーム期には分散（バラツキ）が大きかったが、その後平均初婚年齢の上昇とともに分散が低下、昭和30年頃から50年頃までは比較的低水準にあった。しかるに昭和50年頃から分散が急激に大きくなっている。女子の場合には男子ほど大きな変化がないが、それでも昭和30年頃と昭和40年

代末に一時低下、最近は男子同様大きくなる傾向にある。

初婚年齢の分散が小さいということは人々が似たような年齢で結婚する傾向が強いということであり、よく言われるよう昭和30年頃から20年程は男女ともに結婚適齢期に関する社会規範が強かったことをうかがわせる。最近の晩婚化とともに分散が拡がっているのは、この戦後の強固な結婚適齢期規範が崩れてきたことを示すものかもしれない。

(2) 初婚年齢上昇の要因

戦前から戦後にかけて、全般的に初婚年齢が上昇した理由を求めるすれば、やはり産業化、都市化、進学率の上昇などの社会経済変化を挙げることができよう。一般的に言って農家よりは雇用者、農村よりは都市、低学歴者よりは高学歴者で晩婚の傾向があったからである。

最近の晩婚化の理由は今後の出生率の動向を占ううえからも重要である。厚生省人口問題研究所の第8次出産力調査（昭和57年）に基づく多変量解析の結果によると、夫妻の初婚年齢に対して学歴、職業、居住地、結婚形態（見合い結婚か恋愛結婚か）の影響が比較的大きかった。したがって最近の晩婚化についても進学率の上昇、ホワイトカラー化、都市化の進行が大いに関係していると考えることができそうである。

学歴、職業、結婚形態と初婚年齢の関係をもう少し詳しくみてみよう。厚生省人口問題研究所の第9次出産力調査（昭和62年）によれば、やはり高学歴ほど晩婚の傾向がみられるもののこの20年間はどの学歴でも結婚年齢が上昇している（表1）。とくに男子の中卒の晩婚化が著しいが、これは最近の男子の結婚難のしわ寄せが中卒男子に特に強く影響を及ぼしたためと考えられる。結婚形態別にみると見合い結婚の方が恋愛結婚より晩婚である（表2）。2つの結婚形態ともに近年晩婚化が進んでいるが、とくに見合い結婚の晩婚化が際だっている。これは若いうちは恋

愛結婚志向、やや年をとると見合い結婚を利用するというように色分けがはっきりしてきたからではないかと考えられる。

結婚生活に入る前の世帯の業態別に夫妻の初婚年齢の最近の推移をみると（図3）、全般的にいずれの職業でも上昇傾向にあるが、職業による違いが際だっている。農家、とくに専業農家の初婚年齢の上昇は著しく、昭和40年代の末では男女とももっとも早婚であったのが昭和61年にはブルーカラーと自営業を追い抜いた。ホワイトカラーは一貫して最も晩婚であり、近年一層晩婚化が目立つのに対して、ブルーカラーは昭和50年代に入ってからはあまり変化がなく昭和61年には最も早婚となった。

以上の観察からは、高学歴化によって都市のホワイトカラー層の晩婚化が進む一方、低学歴の農業従事者ならびに都市の零細自営業層の結婚年齢が遅くなっている、それが全体としての晩婚化を推し進めていることをうかがわせる。

（3）夫婦の年齢差

初婚同士の夫婦の年齢差は戦前は約4歳であったが、戦後は約3歳に縮まった。昭和50年前後には一時さらに縮まったが再びやや差が開いて、昭和61年には2.7歳となっている。戦前から戦後にかけて夫妻の初婚年齢差が大きく縮まったのは、戦後、妻の初婚年齢の上昇が夫のそれを上回ったからである。これは戦後の進学率の上昇と学卒後の雇用労働化が女子の初婚年齢の上昇にとくに強く働いたからと考えられる。また戦後の男女共学の基盤のうえに恋愛結婚志向が徐々に浸透し、見合い結婚が減少していくことも夫婦の年齢差の縮小に寄与したと思われる。

妻の初婚年齢が上昇し、夫妻の年齢差が縮小したことは夫婦の勢力関係などの点で平等性を高める効果があったのではないかと考えられる。

(4) 生涯未婚率

第1回の国勢調査が実施された大正9年の生涯未婚率（ここでは50歳以上の平均未婚率とする）は男女とも2%以下であった（図4）。したがって当時は非西欧式の早婚＝皆婚慣行が支配的であったと考えられる。その後初婚年齢は徐々に上昇していったが、生涯未婚率はほとんど変わらなかった。戦後、生涯未婚率はやや上昇気味であるが、昭和60年でも女子3%、男子2%にすぎず、西欧諸国と比べるとわが国の皆婚慣行はこれまでのところ根強いものがあったといえる。

今後の生涯未婚率の行方を占うために35～49歳の未婚率の推移をみると、女子の方は昭和40年頃からそれほど大きな変化はなく、今後の生涯未婚率はせいぜい5%程度と予想される。ところが男子の方は昭和45年頃から未婚率の上昇が顕著で、現在30歳代の後半で14%に達する。かりにこのままの傾向が続くとすると、男子の未婚率は今後50歳過ぎで5～10%に達する可能性もある。厚生省人口問題研究所が昭和57年に全国の35歳未満の独身者を対象に行った調査によれば、「一生結婚するつもりはない」と答えた者は男子で2%、女子で4%にすぎなかった。この調査の結果からみると最近の若者の間に結婚制度を拒否する生涯独身志向が強まっているように見受けられない。したがって最近の中年男性の未婚率の上昇は、結婚を望んでいるにもかかわらず結婚できない状況が生まれていることによるのではないかと考えられる。

周知のように、戦後わが国の出生数は昭和22年～24年に年間270万人を数えたが、その直後にわずか10年間で年間160万人にまで急減した。そのため、この時期に生まれた男子人口にとっては年下の女子人口が少ないことになるが、前述のとおり夫妻の年齢差は比較的固定的であるから、この時期に生まれた男子人口が結婚適齢期に入った昭和40年代末以

来一種の男性の結婚難の状況が生まれた。現在30歳代男子の未婚率が著しく高まったのは、ひとつには晩婚化のためであるのはもちろんだが、このような年齢構造上の関係からくる結婚難の状況が大きな理由と考えられる。現在低学歴の男子や農林漁業の男子の晩婚化が著しいのは、男性の結婚難の状況が配偶者選択条件の不利な彼らにとってとりわけ深刻だからではないかと考えられる。

2. 配偶者選択の機会と範囲

(1) 夫妻の知りあったきっかけ

はっきりした統計はないが、家制度のもとにあった戦前の結婚は親戚、知人の紹介による見合い結婚が圧倒的で、しかも結婚する本人の意向もされることながら家のつりあいを重視する親の意向が強く働いていたと思われる。戦後、新民法の成立により夫婦家族制の理念が導入され、配偶者選択の仕方も大きく変わってきた。

最近 3回の出産力調査によって戦後の結婚形態の推移をみると、昭和20年代には見合い結婚が 7割、恋愛結婚が 3割を占めていたが、その後見合い結婚の減少、恋愛結婚の増加が続き、最近では見合い結婚が 2割、恋愛結婚が 8割を占めるに至った。戦後40年間で恋愛結婚が見合い結婚に完全にとて替わったと言える。しかも見合い結婚の中味も大きく変化しており、今日では見合い結婚も若者同士が互いに知り合うためのひとつの手段となっており、かつてのように親による結婚の統制の意味はほとんどなくなっていると思われる。

恋愛結婚の場合に夫妻が知りあった機縁がどのように変わってきたかをみると、地縁、血縁による「幼なじみ」などが減り、学校や職場・仕事関係の学縁、社縁が増えるとともに、サークル・クラブ、旅先などレ

ジャーを媒介にした“遊縁”が増えている（表3）。現在では、恋愛結婚の場合、「職場や仕事関係」が44.5%で最も多く、「きょうだいや友人の紹介」が25.7%でそれに続く。「学校」は全体では8.9%にすぎないが、大卒では夫では2番目、妻では1番目に入る。また見合い結婚の場合にどのような紹介者を通じて知りあったかをみると、家族、親戚などの血縁関係を通じての紹介が減り、やはり職場や学校関係の知人による紹介が増えている。

このように配偶者選択の機会は、戦後の産業化、都市化、高学歴化の過程を通じて非血縁化、直接化してきた。このことは子供の結婚に対する親の統制力が著しく弱まってきたことを示唆するものである。それは又前述の結婚適齢期規範の弱体化をひきおこし、間接的には今日の晩婚化のひとつの要因として働いている可能性もある。

（2）配偶者選択の範囲

配偶者選択の機縁は戦後著しく変化したが、配偶者選択の地理的、社会的範囲はどのように変化したのであろうか。多くの社会で、配偶者をどのような社会集団から選ぶかということに関して一種のルールが存在する。同一の部落、部族、村、階層から配偶者を選ぶのが内婚原理であり、異なった集団から選ぶのが外婚原理である。内婚原理の支配するところでは通婚圏は狭く社会階層間の流動性は小さいであろう。そういうルールとは別に、社会経済の変動にともない人口移動が大きくなると通婚圏は拡がり、社会階層を異にする結婚が多くなるとも考えられる。

昭和58年の厚生省人口問題研究所の結婚調査に基づいて、戦後の通婚圏の変化をながめてみよう。まず夫妻が知りあった時に住んでいた住所地の組み合わせでみると、昭和20年代以降夫妻が同一市町村の場合、同一府県の場合が減少を続け、他府県同士の場合が増加を続けているが、

昭和50年代に入ってからはいくぶん逆転傾向がみられる。同じことは夫妻の出生地組み合わせについてもみられ、市町村一致率、府県一致率は戦後昭和40年代前半までは減少の一途を辿り、それ以後はやや上昇傾向にある。市町村、府県単位でみた通婚圏の変化は人口移動の動向を反映しており、農村から都市への人口移動が激しかった高度経済成長期には通婚圏が拡大し、人口移動が沈静化した今日では通婚圏がやや縮小したものと考えられる。

配偶者選択における社会階層間の交流の程度を示した全国データは乏しい。ここでは最近の出産力調査のデータに基づく夫婦の学歴別の組み合わせによって、学歴間の通婚の程度をみてみよう（表4）。これによると夫妻の学歴別組み合わせ同類婚指数はいずれも1を超えるから同学歴同士が結婚する傾向は強いが、とくに大学卒、中学卒ではその傾向が顕著である。

学歴という指標にかぎっていえば、今日でも社会階層についての内婚原理はなくなっていないと言える。ただし今日の社会では、学歴それ自体が競争原理に基づく業績主義的地位となっているから、学歴についての内婚原理の存在が階層の固定性を意味するとは必ずしも言えない。

夫妻を比べてみると、妻は夫に比べて同類婚と異類婚の差が大きく、妻は全体として上方婚志向が強いといえる。戦後高学歴化が進むとともに進学率の男女差が縮まっているが、このような状況のもとで女子の上方婚志向が存在すると、配偶者選択におけるミスマッチが起こる可能性が大きくなると考えられる。とくに最近のように男子の結婚難の状況下では、低学歴の男子が配偶者選択の点で不利な立場に立つことになる。

3. 配偶者選択の条件

どのような機縁でどのような範囲から配偶者を選ぶかということと関連して、夫婦が結婚の際に配偶者のどういう点を重視し、どのような点に魅力を感じたかを探ってみると、これまた時代とともに大きく変化してきていることが分かる。

(1) 結婚に際して重視した条件

前述の昭和58年の結婚調査では、夫婦が互いに結婚にあたって重視した条件を、各々回想する形でいくつでも選んでもらった。このデータを結婚年次別に比較すると、戦後の結婚条件の移り変わりがきれいに読みとれる（図5）。

まず戦争直後から今日まで、相手の「人柄」、「健康」、「初再婚の別」が夫妻とも上位3番目までを占め、ついで夫は「相手の容姿」、妻は「相手の能力や将来性」が続き、次に「相手のものの考え方や生活態度」がくるところは変わっていない。これらは配偶者選択にあたっての普遍的要素と言えるのであろう。

戦後、結婚相手の条件としてより重視されるようになってきたのは、夫妻に共通して「相手のものの考え方」、「人柄」、「趣味」であり、さらに夫では「容姿」、妻では「相手の親との同別居」である。逆に減少してきたのは、夫妻ともに「相手の近親者の遺伝病の有無」、「実家の家柄」、図では省略したが「実家の資産」、「同県人か否か」、「初再婚か否か」などである。

「遺伝病の有無」が重視されなくなったのは戦後いとこ婚などの近親婚が著しく減少してきたことと無関係ではなく、それは又通婚圏が拡がってきたことと関係が深い。又妻の側で「相手の親との同別居」を重視する割合が著しく増えているのは、とくに女性の側で直系家族制的考え

方よりも夫婦家族制的考え方方が強まってきたことを示すものであろう。

総じて、配偶者選択の条件は家重視型から本人重視型へ移ってきたことが分かる。これは又社会全体が産業化、都市化してきたことと、恋愛結婚志向が支配的になり夫婦家族制的考え方方が少なくとも配偶者選択の過程では強まってきたことが大きいに関係していると考えられる。

(2) 結婚相手の魅力

同じ昭和58年の結婚調査では、夫婦が互いに相手の性格のどういう点に魅力を感じたかを、回想する形で、多項目中上位 5番目までを選んでもらった。このデータを結婚年別に比較すると夫妻が互いに相手に求めらるものが時代とともにどのように変わってきたかが分かる（図 6）。

まず夫の側では、相手の「やさしさ、人間的なところ」、「明るさや快活なところ」に魅力を感じた人が最近結婚した夫婦ほど多くなってきたのに対し、「誠実さやひたむきなところ」、「精神的な強さ・頼りがい」、「知識の豊かさ・知性的なところ」に魅力を感じた人は少なくななる傾向がある。妻の側では、相手の「やさしさ、人間的なところ」に魅力を感じた人が大きく増えたのに対し、「精神的な強さ・頼りがい」、「知識の豊かさ・知性的なところ」に魅力を感じた人は減ってきている。

男女を比べると今でもいくぶん「男は度胸、女は愛敬」の傾向がみられるものの、男が活発な女性を求めるようになり、女がやさしい男を求めるようになってきているあたりに、亭主関白、夫唱婦隨型の夫婦像から夫婦対等、友達型の夫婦像への変化がかい間みられる。

(3) 結婚の直接的動機

昭和58年の結婚調査では、さらに夫妻の各々が結婚にふみきった動機を同じく回想してもらっている。このデータを結婚年次別に比較すると夫妻の各々が結婚した動機が戦後どのように移り変わってきたかが分か

る（図7）。

これによると、戦争直後に結婚した夫婦では、「親を安心させるため」、「親から独立したかったから」、「子供が欲しかったから」のような準個人的動機、「社会的に信用を得るために」「経済的に安定した生活をしたかったから」のような社会経済的動機、「人と結婚するのが当然だから」のような社会規範的動機、「周囲にすすめられて」などの外圧的動機が多く、これらをすべて合わせると、夫では6割、妻では7割を占めたのに対し、「相手に愛情を感じ、一緒に生活したいと思ったから」、「精神的に安らぐ場が欲しかったから」などの純個人的動機は各々4割と3割にすぎなかった。しかるに最近結婚した夫婦ほど個人的動機が増え、昭和50年代後半には夫妻ともに6割を超え、他の動機はすべて減少している。

このような結婚動機の個人主義化は、戦前型の家同士の結婚という考え方方が弱まり、結婚に対する親や社会全般の統制権が緩み、結婚の相手、時期などを若者が自由に選べるようになってきたことを表している。この配偶者選択の自由化、とりわけ女性にとっての自由化は、独身生活ができるだけ長く楽しむという生活スタイルを生み出すことによって、最近の晩婚化のひとつつの要因となっているとも考えられる。

（4）結婚後の姓の選択と親子同別居

今日、戦前のような形での家制度はほとんど存在しないと言えようが、長男が家系を継ぎ、できれば老親と同居し、老親介護の必要が生ずれば長男の嫁が中心となって行い、祖先の墓を守っていくという直系家族的慣行は今でも根強い。また娘だけの家では、ムコ養子慣行を通じて家名を存続させるという希望が少なくない。

このような直系家族制的慣行のもとでは、配偶者選択にあたって本人

の親との続柄が重要な要素となりうる。そこで最近の出産力調査（昭和62年）によって長男と男きょうだいのない長女を跡取り、それ以外を非跡取りとして、夫婦が特定の続柄の組み合わせに片寄っているかをみると、跡取り同士あるいは非跡取り同士の結婚（同類婚）は期待値よりも少なく、跡取りと非跡取り間の結婚（異類婚）は期待値よりも多いことが分かる（表 5）。ただし同じことを結婚形態別にみると、見合い結婚では異類婚の傾向が顕著であるものの、恋愛結婚の場合にはそのような傾向がみられない。

長男長女社会になって男子の約70%が長男、女子の25%が男きょうだいなしの長女となると、続柄にこだわっていては配偶者選択の範囲は随分と狭められることになる。恋愛結婚が主流になって、跡取り同士の結婚も増えていくであろうが、過渡的には、今日、跡取り意識の存在が結婚の障害となり、それが晩婚化を促す一つの要因となっている可能性もある。

同じ問題を姓の継承という観点からながめてみよう。前述の昭和58年の結婚調査によって結婚後夫婦どちらかの姓を選んだかをみると、夫側の姓を採用した夫婦は戦争直後では 8割だったが、その後徐々に増えて現在では 9割を超えている（表 6）。それにともない妻側の姓を採用した夫婦、同姓だった夫婦が漸減している。同姓夫婦の減少は近親婚の減少や通婚圏の拡がりを反映したものであろう。また妻側の姓の採用が減少しているのは、長男社会化にともないムコ養子候補の二三男が減ったことと大いに関係するであろう。

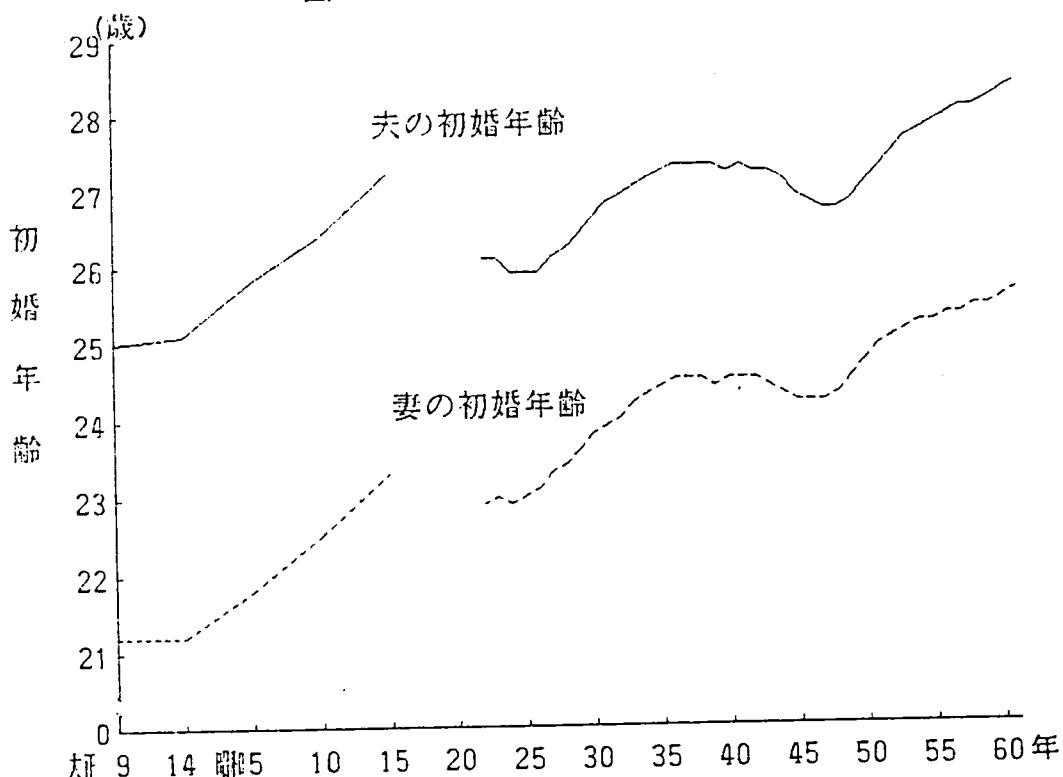
最後に結婚相手の親との同別居の推移をみてみよう。前述のように、妻の側では配偶者を選ぶ際に「相手の親との同別居」の問題を重視する割合が年々増えている。では同別居の実態はどうかというと、過去 3回

の出産力調査によれば、戦争直後は新婚時の同居率は 6割であったのが、年々減少し、昭和40年頃には 3割に達した。新婚時の同居率低下は、きょうだい数の多い多産少死世代がこの時期に核家族世帯を形成したことが大きいが、それだけでなく、戦後の社会経済変化と人口移動増加の過程で新婚時の別居慣行が徐々に強まってきたためといえるであろう。ただし昭和40年代以降同居率はそれほど変化していない。これはやはり、少子化により長男社会となってきたことと、人口移動が沈静化したことによる影響していると考えられる。

新婚時の同居率は統柄によって大いに異なり、最近でも長男では 4割強であるのに対し長男以外では 2割弱にすぎない。また農村と都市では農村で同居率が高く、夫の職業でみると農業や自営業層で高い。これらの事実は農家や自営業層の長男の多くは結婚後に自分の親との同居を強く望んでいることを示している。しかるに先にもみたとおり女性の側では、そのような直系家族制的な考え方を問題視する傾向が年々強まっている。最近の農家の嫁不足は、全国的な男性の結婚難に加えて、このような価値観のズレにも起因している可能性がある。

なお、妻方の親との同居は、それほど大きな変化はなく最近でもせいぜい 4%程にすぎない。ただし妻方の親との同居は少ないものの、結婚後の親戚づきあいの点では従来の「父系的」なもの、すなわち夫方の親族とのつきあいを重視する形から、「双系的」なもの、すなわち夫妻双方の親族とのつきあいを重視する形に変化してきているとみられている。

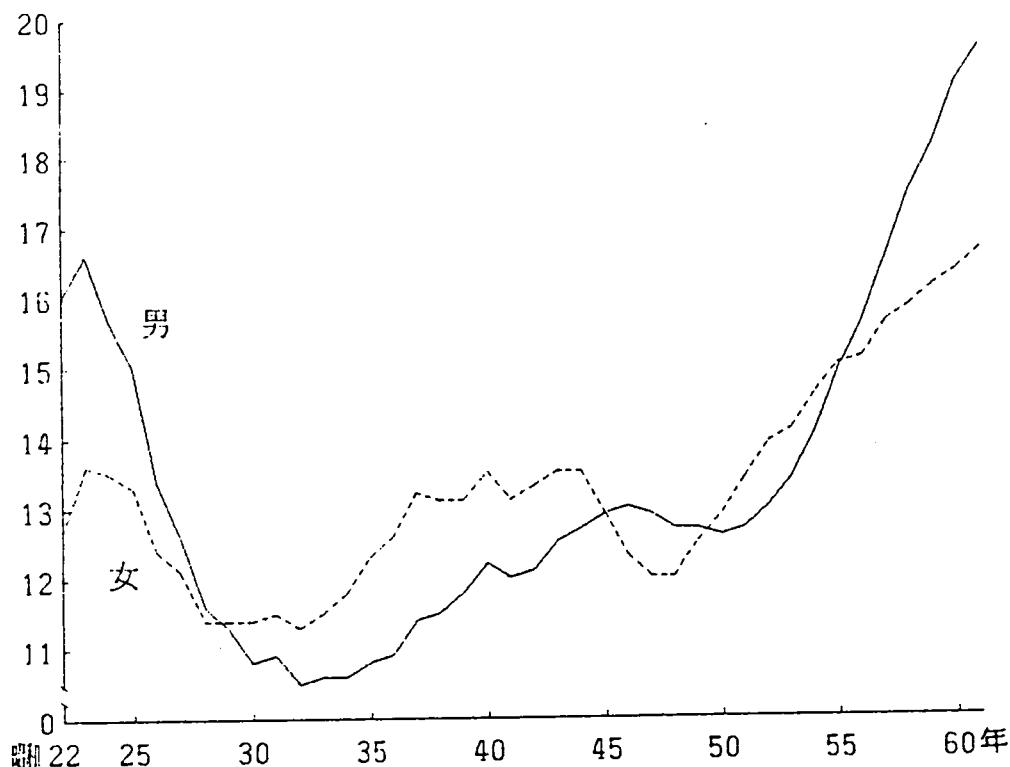
図1. 平均初婚年齢の推移



(注) 戦前については、国勢調査の年齢別未婚者割合に基づいて
計算される平均初婚年齢(SMAM)を用いた。

(資料) 総務省統計局『国勢調査』(大正9年～昭和15年)および
厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計』。

図 2. 初婚年齢の拡がり（分散）



(注) 初婚年齢の分散 $\text{Var}(\text{AFM})$ は、 X_i を i 人目の初婚年齢、 \bar{X}_i を平均初婚年齢、 N を初婚件数とすると、

$$\text{Var}(\text{AFM}) = \frac{\sum_{i=1}^N (X_i - \bar{X}_i)^2}{N}$$

で表される。

(資料) 厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計』。

表 1. 結婚年別、学歴別平均初婚年齢
(単位 年)

結婚年	夫						妻					
	中学校	高校	専修校	短大	大高専	大学上	中学校	高校	専修校	短大	高専	大学上
昭和40～44年	26.76	26.67	26.54	26.89	27.91	23.44	23.94	23.70	23.87	25.11		
45～49	27.19	26.50	26.10	26.24	27.52	23.68	23.94	23.85	24.34	25.29		
50～54	27.81	26.84	26.98	27.17	28.14	24.37	24.59	24.92	24.83	25.72		
55～59	28.85	27.50	27.45	27.15	28.93	25.45	24.75	25.24	25.69	26.43		
60～	28.26	28.01	26.68	28.85	29.01	24.14	25.25	26.07	26.06	27.10		
総 数	26.95	26.86	26.73	27.10	28.23	23.32	24.17	24.66	25.07	25.92		

(注) 総数は30年以前に結婚した者を含む。

(資料) 厚生省人口問題研究所『第9次出産力調査』(昭和62年)。

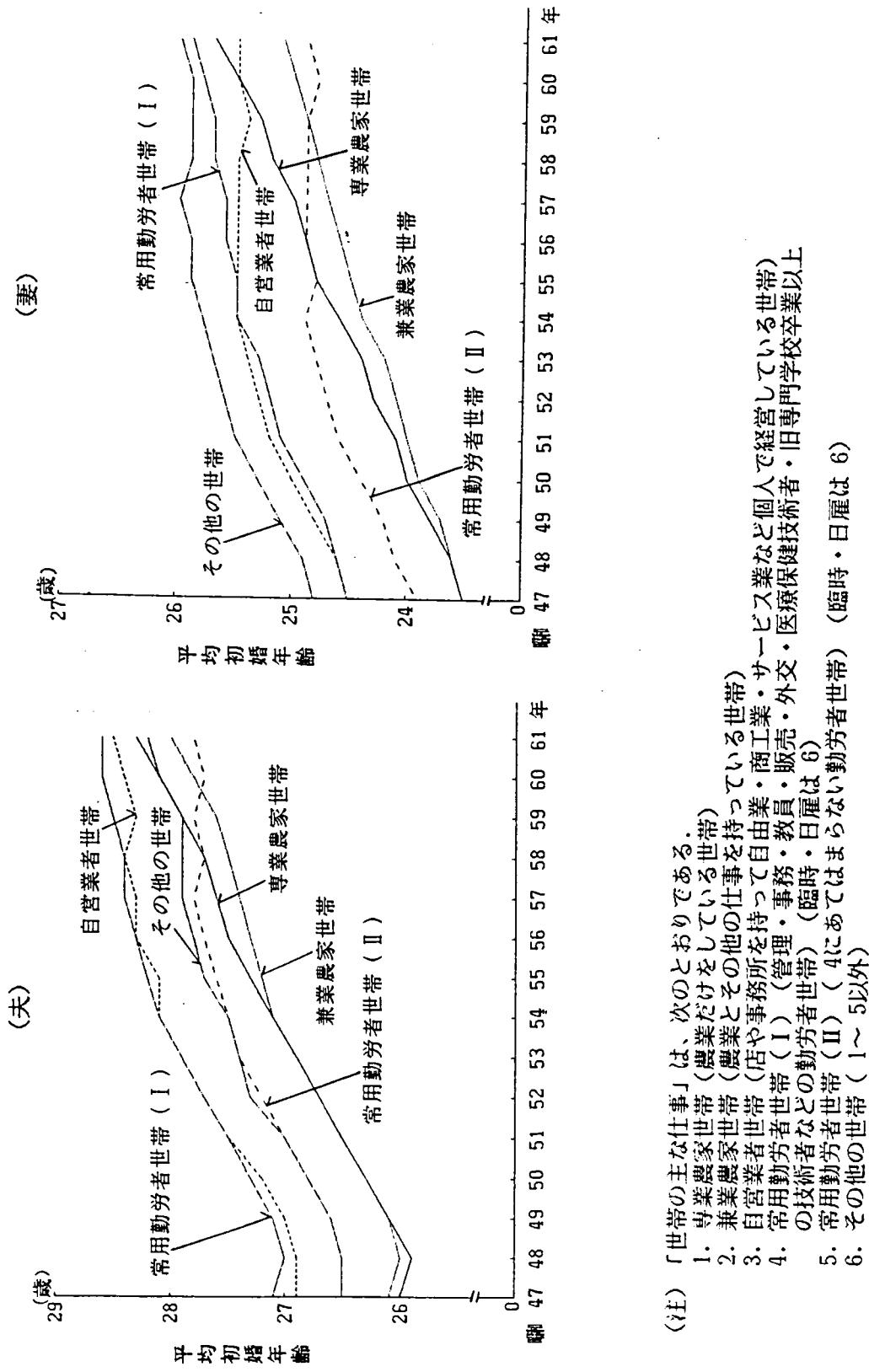
表 2. 結婚年別、結婚形態別平均初婚年齢
(単位 歳)

結 婚 年	夫		妻	
	見 合 い	恋 愛	見 合 い	恋 愛
昭和40~44年	27.99	26.16	24.19	23.53
45~49	28.73	26.01	24.73	23.62
50~54	29.26	26.52	25.68	24.31
55~59	30.57	27.24	26.56	24.82
60~	31.18	27.50	27.63	25.07
総 数	28.72	26.49	24.83	23.98

(注) 表 1を参照.

(資料) 表 1と同じ.

図3. 結婚生活に入る前の世帯の主な仕事別にみた平均初婚年齢

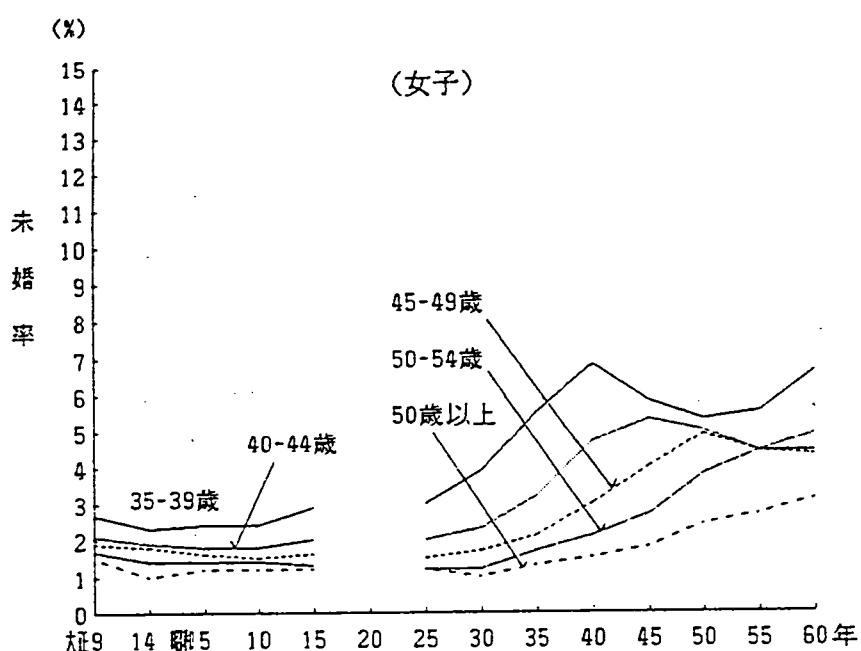
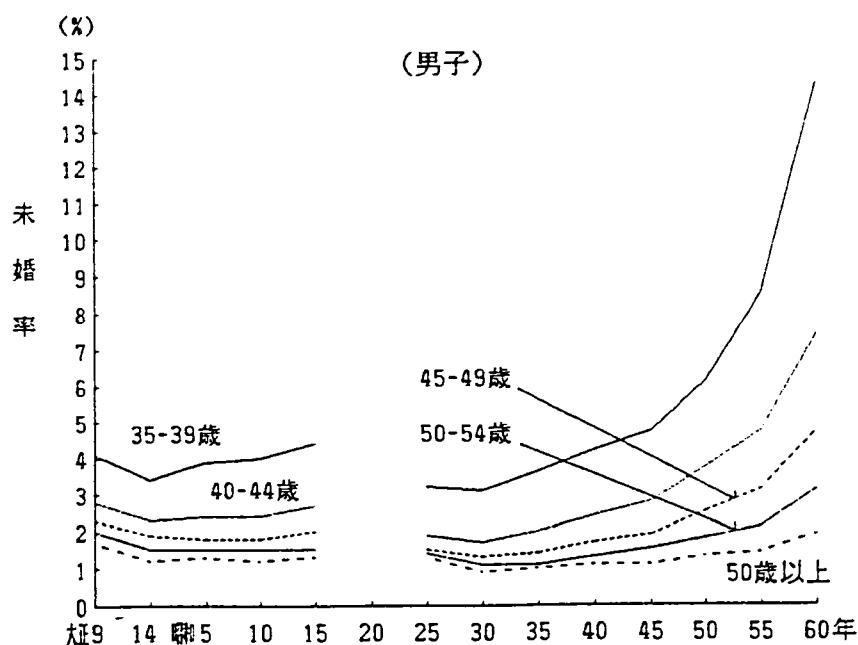


(注) 「世帯の主な仕事」は、次のとおりである。

1. 専業農家世帯(農業だけをしていてる世帯)
2. 兼業農家世帯(農業とその他の仕事を持つて自由業・商工業・サービス業など個人で経営している世帯)
3. 自営業者世帯(店や事務所を管理・事務・販売・外交・医療保健技術者・専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯(Ⅰ))
4. 常用労働者世帯(勤労者世帯(Ⅱ))(臨時・日雇は6)
5. 常用労働者世帯(Ⅱ)(4にあてはまらない勤労者世帯)
6. その他の世帯(1~5以外)

(資料) 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」。

図 4. 未婚率の推移



(資料) 総務庁統計局『国勢調査』

表 3. 結婚年別、恋愛結婚の知り合ったきっかけ別夫婦割合
(単位 %)

結 婚 年	恋 愛 総 数	学 校	職 場	幼 なじみ 隣人関係	サー クル ・クラブ	友 人・同 カイ を 通 じて	街 中・ 旅 行 等
昭和40～44年	100.0 (882)	2.9	50.0	7.6	6.6	25.4	7.5
45～49	100.0 (1,295)	6.0	53.7	4.5	6.9	22.0	6.9
50～54	100.0 (1,302)	7.7	46.3	4.1	7.0	27.3	7.6
55～59	100.0 (1,151)	9.0	43.0	3.4	5.6	29.5	9.5
60～	100.0 (506)	8.9	44.5	1.6	8.7	27.7	8.7
総 数	100.0 (5,794)	6.5	47.9	5.2	6.6	25.9	7.8

(注) () 内は標本規模。

(資料) 表 1と同じ。

表 4. 夫妻の学歴別同類婚・異類婚指数

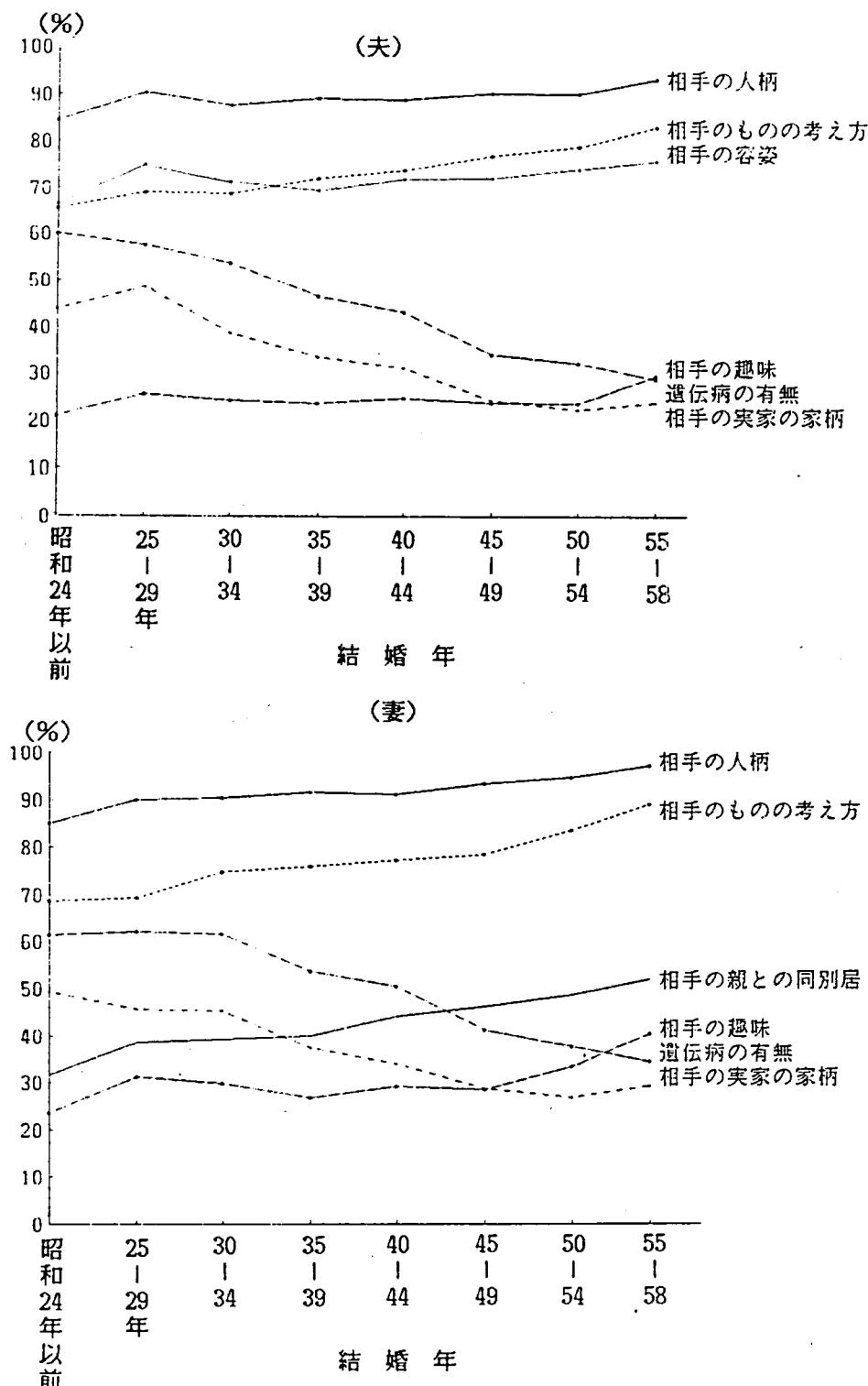
学歴 \夫妻	中学校	高 校	専 修 学 校	短 大 ・高 専	大 学 以 上
中 学 校	2.78	0.69	0.83	0.40	0.09
高 校	0.66	1.32	1.02	1.10	0.78
専 修 学 校	0.53	1.00	2.03	1.11	1.09
短大・高専	0.14	0.54	0.96	1.92	2.39
大 学 以 上	0.04*	0.22	0.20*	0.27*	3.49

(注) 1. 同類婚指数は同学歴同士、異類婚指数は異学歴同士について計算されたものをいう。この指数は、夫妻の学歴の組み合わせが統計的にみてランダムに行われていれば 1 となり、1 より大きければ偶然以上に結びつきが強く、1 未満であれば偶然以上に結びつきが弱いことを示す。

2.* 印は該当標本数20未満のもの。

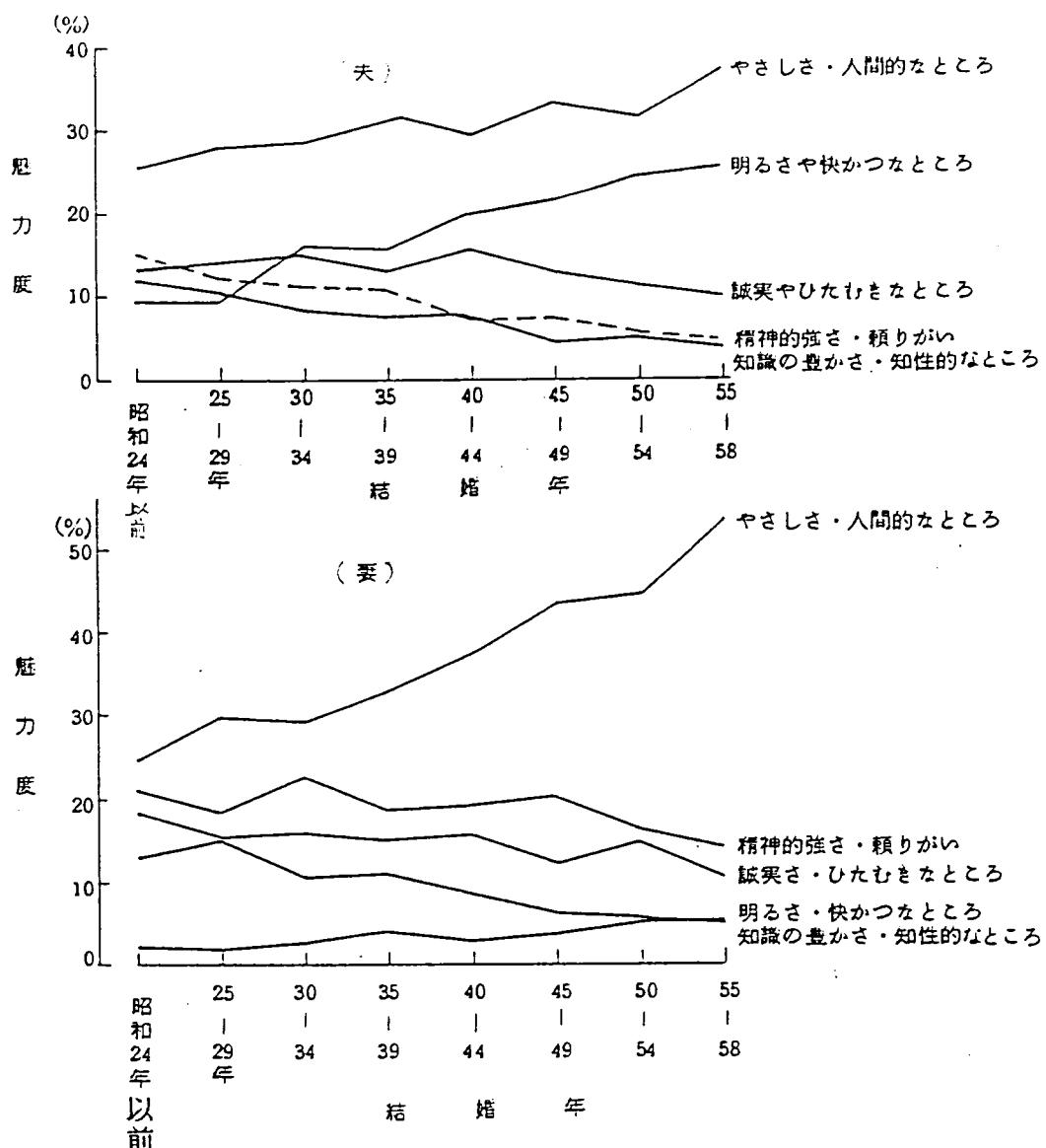
(資料) 表 1と同じ。

図 5. 夫妻が結婚条件として重視した要素の年次推移



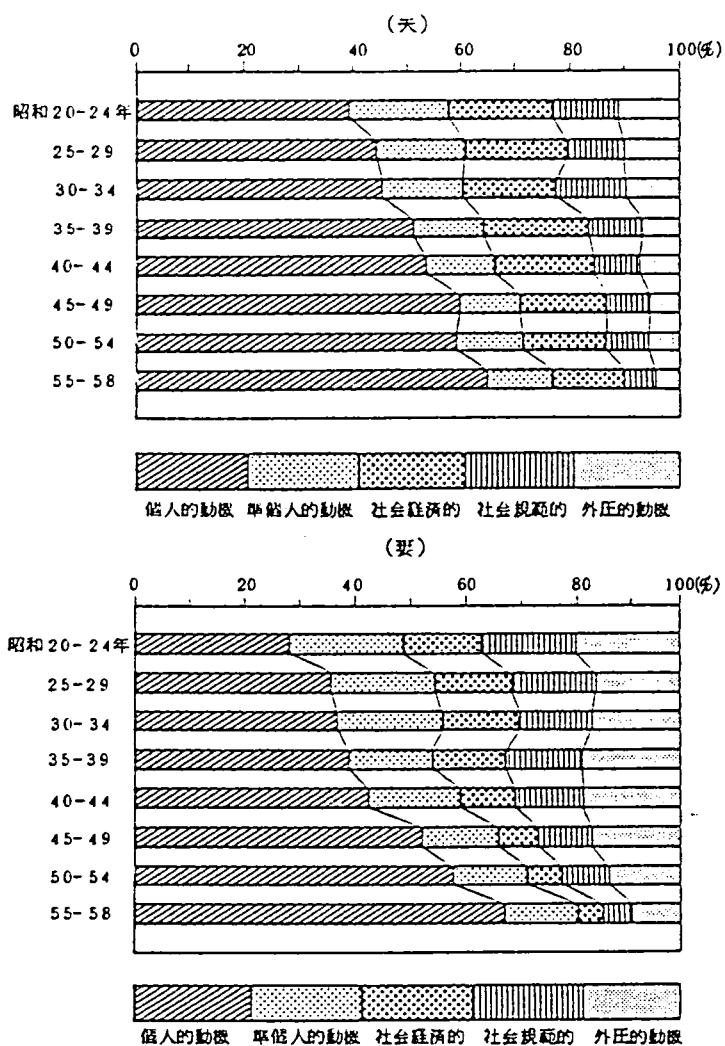
(資料) 厚生省人口問題研究所『結婚に関する人口学的調査』(昭和58年)

図 6. 夫妻が相手に感じた性格的な魅力度の推移



(資料) 図 5と同じ。

図 7. 年次別にみた夫妻の結婚動機の変化



(資料) 図 5と同じ。

表 5. 結婚形態別、夫妻の統柄組合せ別同類婚・異類婚指数

(総 数) 統柄 妻＼夫	跡取り	非 跡 取り
跡取り	0.85	1.16
非跡取り	1.02	0.98
(見合い) 統柄 妻＼夫	跡取り	非 跡 取り
跡取り	0.55	1.49
非跡取り	1.06	0.93
(恋 愛) 統柄 妻＼夫	跡取り	非 跡 取り
跡取り	1.00	1.01
非跡取り	1.00	1.00

(注) 表 4を参照。

(資料) 表 1と同じ。

表 6. 結婚時における夫婦の姓選択の割合

(単位 %)

結 婚 年	夫婦組数	夫側の姓	妻側の姓	同姓だった	そ の 他
昭和24年以前	100.0 (612)	79.58	10.62	9.15	0.65
25~29年	100.0 (826)	86.32	8.23	4.60	0.85
30~34	100.0 (960)	87.50	7.19	4.48	0.83
35~39	100.0 (1,204)	89.70	6.06	3.99	0.25
40~44	100.0 (1,297)	91.06	4.01	4.47	0.46
45~49	100.0 (1,414)	93.14	4.38	2.26	0.21
50~54	100.0 (1,184)	92.74	4.90	2.20	0.17
55~58	100.0 (777)	92.92	4.76	1.93	0.39
総 数	100.0 (8,612)	89.77	5.84	3.95	0.44

(注) () 内は標本規模.

(資料) 図 5と同じ.

第2章 子供数の変化と要因

子供は家族の重要な構成要素である。家族内の子供の数は家族構成員の相互関係に大きな影響を与える。たとえば親と子の関係をとった場合、1人っ子は親に対する依存性が強く親も過保護になりがちであるのに対し、子供の数が複数であれば子供間に連帯および競争が生じて親と子の関係も違ったものとなろう。また、夫婦の関係も子供数によって影響される。子供の数が少ない場合には夫婦中心の家族となり、子供の数が多い場合には子供中心の家族となるかも知れない。したがって、戦前戦後を通じて生じた日本における出生児数の変化は家族の構成と機能に少なからぬ影響を及ぼしたであろう。本章でははじめにマクロの観点からわが国の出生数の推移とその変化の要因を概観し、ついで夫婦というミクロの観点から子供数ならびに子供数に関する意識の変化と要因をながめることにする。

1. 出生率

(1) 出生率の推移

日本で最初の近代的な国勢調査が実施されたのは大正 9年であり、その後昭和20年を除いて 5年おきに調査が実施されてきた。国勢調査によつて把握された人口と明治31年以降収集されてきた人口動態統計に基づいて計算された普通出生率（人口千人当りの年間出生数）と合計特殊出生率（毎年の女子の年齢別出生数をもとにして計算される一女子当りの生涯期待出生児数）の推移を図 1 に示す。これによると、日本の出生率は大正 9年以来いくつかの特徴的なへ変化示しており、大正 9年から現在までを 5つの時期に分けることができそうである。

まず、第1期は大正9年から昭和14年までで、その間に普通出生率（人口千人当たりの出生数）は36.2%から26.6%へと26%低下し合計特殊出生率は5.24から3.75へ低下した。第2期は昭和15年から昭和24年までであり、第2次世界大戦のために出生率が大きく乱された。特に昭和22～24年における出生率の一時的な急騰はベビーブームと呼ばれ、この時期に生まれた人々がいわゆる団塊の世代を形成している。第3期は昭和25年から昭和32年まであり、普通出生率、合計特殊出生率ともに前例のない低下を示した。次の第4期は昭和33年から昭和48年にかけての時期であり、昭和41年の「ひのえうま」による突然の出生率低下を例外として出生率は比較的安定していた。第5期は昭和48年から現在にいたる時期であり、再び出生率は大幅な低下を示した。合計特殊出生率は昭和48年の2.14から昭和56年の1.74まで急減し、その後若干の揺り戻しを示したもの、昭和62年にはあらたに1.69まで低下している。

このうち、第1期から第3期までの期間（すなわち大正9年～昭和32年）が、出生力の大幅な低下が観察されたいわゆる「出生力転換（fertility transition）」の時期である。

戦前の出生率低下の決定要因と戦後のそれを比較するとその間にかなりの違いが存在する。ひとくちに出生率が変化するといっても、たとえば合計特殊出生率の変化は有配偶率と有配偶出生率のそれぞれの変動の結果として生ずる。ここで有配偶率とは年齢別の女子集団における有配偶者の割合であり、出生に与える影響の大きさという観点からは若い女子の有配偶率が問題であり、それはまた女子の初婚年齢の動向によって大きく左右される。一方、有配偶出生率は有配偶女子の出産行動によって規定されるものである。

戦前と戦後の合計特殊出生率の低下のそれぞれを有配偶率変化が寄与

した部分と有配偶出生率変化が寄与した部分に分けると、大正9年と昭和20年の間の戦前における合計特殊出生率の低下の相当部分が有配偶率の低下によって引き起こされたことが分かっている。それとは対照的に、昭和25年と昭和35年の間の戦後出生力転換期における合計特殊出生率の低下はその大部分が有配偶出生率の低下に起因している。言い換えれば、日本の出生力転換期における出生率の低下は、戦前においては主として女子の初婚年齢の上昇、すなわち結婚の遅れによって引き起こされ、戦後のベビーブーム直後10年間における大幅な低下は結婚した女子の実際の出生率が低下したことによるのである。後に見るように大正末期に生まれた女子を境として4人以上の子供を持つ有配偶女子の割合が激減しているが、そのことが昭和20年代中ごろ以降の出生率の低下を引き起こしたものと考えられる。

(2) 晩婚化と有配偶出生率低下の要因

戦前における若い女子の結婚の遅れについて考えてみると、それは明治以来の産業化・都市化の進行と密接に関係するものと一般に考えられている。たとえば、乳児死亡率の高い江戸時代においては、農家が後継者を確実にえるためには女性が早くから出産活動に入る必要があり、そのため若く女性に対する早婚圧力が一般的であったが、明治に入って乳児死亡率が改善するとともにその圧力が弱まり結婚が遅くなっていたという見方がある。また、戦前の都市軽工業の発展によって引き起こされた若年女子労働力に対する需要の増大が若い女子の結婚年齢を上昇させたという見解もある。

図2に見るように昭和25年と昭和35年の間に年齢別有配偶出生率は20～24歳において9%、25～29歳において21%、30～34歳において55%減少した。戦後のこのように急激な有配偶出生率の低下の要因は、昭和23

年に優生保護法が制定され、その後数次にわたる改正によって人工妊娠中絶が可能になったことと、昭和27年以降政府の率先によって家族計画プログラムが推進され、民間団体の努力もあって国民の間に避妊が普及したことである。

優生保護法の施行によりそれまできわめて限定された場合にのみ認められていた人工妊娠中絶が激増し、昭和32年には出生数 100に対する割合が70%台でピークに達した（図 3）。しかし、その後避妊が広範に普及するとともに人工妊娠中絶の対出生割合も減少した。ある研究によれば、昭和30年において出生抑制に対する人工妊娠中絶と避妊が出生抑制に寄与した割合はそれぞれ60%と40%であったが、昭和35年にはその値が逆転し避妊の出生抑制効果が60%になったとされる。

昭和25年から現在に到るまでの避妊実行の傾向を見てみよう。特に昭和25年から10年ほどの間における避妊の普及は著しく、現在避妊中の者と過去に避妊を実行したことがある者の割合は昭和25年の30%弱から昭和36年の70%弱まで増大した。その後現在では80%以上に到っている。避妊方法について見ると、家族計画の普及が進むとともにコンドームの利用が顕著となってきた。表 1は、昭和62年に厚生省人口問題研究所が実施した第 9次出産力調査の結果を示したものだが、妻が20歳代の夫婦においては今でもその 8割によってコンドームが使用されており、オギノ式などの伝統的な方法も少なからず用いられている。それに対し、不妊手術、I U D、ピルのような近代的な避妊方法は一部法的規制による使用制限などのせいもあってきわめて低い値にとどまっている。日本におけるこの避妊パターンは世界の中でもかなり特異な位置を占めている。

このように出生抑制の手段は人工妊娠中絶から避妊へと大きく移行し、昭和45年頃までには、出産間隔の調節には避妊を用い、生み納め後の避

妊に失敗した場合に最後の手段として人工妊娠中絶を用いるという出生抑制のパターンが確立した。アメリカと日本の出生抑制行動を比較した研究によれば、結婚の初期に出産を遅らせようとする夫婦の割合は日本の方が少ないこと、たとえ結婚の初期に出産を遅らせようとしても日本の夫婦においては避妊の有効性が低く失敗が多いこと、ところが、結婚の後期では生み納めを望む夫婦の割合が日本の方が多く、一度生み納めを決心した場合には予定外の子供を生む可能性は日本の方がずっと低いことが見いだされている。それはコンドームなど伝統的な避妊方法が一般的であるにもかかわらず生み納めの意志が強いことと、避妊に失敗した場合でも人工妊娠中絶が可能であるためと考えられている。今後は、性教育を推進し、母子保健等の観点から人工妊娠中絶を減らしていくために、避妊の普及を一層進めていく必要がある。

昭和25年以降のきわめて急激な有配偶出生率の低下が、人工妊娠中絶と避妊の普及によって加速されたことは疑いえない事実であるが、それらはあくまで出生抑制の手段にすぎず、いわば、日本の夫婦の出生抑制動機を実現するための触媒であったということができる。それでは子供の数を少なめに抑えるような動機を日本人夫婦の間にもたらした要因はどのようなものであったのであろうか？ ひとつの見方は、敗戦による窮乏化とそれにともなう精神的疲弊が、ベビーブームを契機として出生抑制を積極的に受け入れる態度を醸成したというものである。この見解は第2次大戦後の日本社会の混乱状況に重点を置いた見方であるが、これだけでは戦前においてもすでに有配偶出生率の低下が見られたことと、敗戦後の混乱が治まった後でも有配偶出生率低下が持続したことを説明できない。それに対し、経済復興後の出生率低下については生活水準向上への飢餓感が出生抑制をもたらしたという見解もある。

一方、子供の経済的価値に注目する見解もある。それによれば、義務教育の確立などを通して子供の生産財としての価値が低下したため、前世紀末頃から日本において希望子供数が徐々に減少し始め、実際の子供の数と希望子供数の差が縮小した。明治時代の初めにおいては栄養状態が不十分であったため希望子供数が実際の子供の数を上回っていたが、明治期の終わりにはその差が消滅し、大正 9年頃までには栄養の改善と乳児死亡率の低下により実際の子供数が希望子供数を上回るに到った。ところが戦前は出生抑制のコストが高かったため第 2次大戦までは実際の子供数の減少は限られていた。しかし、戦後の出生抑制方法の自由化によって出生抑制コストが下がり、実際の子供数が希望子供数の水準まで低下したというのである。

また、女性の学歴の上昇が妻の家事労働の機会費用を増大させ、家庭外での労働参加を促し出生力を低下させたという見解もある。それとは少し異なって、子供に高い教育を受けさせたいとする教育熱の増大が戦後の出生力低下に大きく貢献したという見方もある。戦後の急激な経済成長の中で、子供に高い学歴をつけさせることが子供の将来にとって必要条件であると一般に考えられるようになり、子供に高い学歴を持たせたいという親の要求が著しく高まった。高学歴を与えるためのコストは親にとり相当に大きな負担となった。そのため少数の子供に高額の投資が行われるようになり出生力が低下したと考えるのである。戦後の出生力の低下と低出生力が続いたことの背景にはこれらの多くの要因が同時に働いていたと考えるのが妥当であろう。

2. 完結出生児数

(1) 完結出生児数の推移

一人の女子が生涯に生む子供の数を完結出生児数という。ここで国勢調査や厚生省人口問題研究所の出産力調査の結果に基づいて、完結出生児数が時代とともにどのように変化してきたのかを見てみよう。表2にはそれぞれの時期に生まれた有配偶女子の完結出生児数の分布が示されている。大正末期に生まれた有配偶女子を境として4人以上子供を生む有配偶女子の割合が激減したことはすでに述べた通りである。それとは対照的に子供を2人しか生まない夫婦は昭和3～7年に生まれた女子以降大幅に増大し、最近子供を生み終える年齢に達した有配偶女子においてはその半数以上が2人っ子家族を形成している。かつては4人以上の子だくさんが結婚した女性のほぼ3分の2を占めていたため、子供1人から3人までの家族割合は少なかったが、子供3人の家族は大正10～14年に生まれた有配偶女子で増大し、最近では再生産活動を終えた有配偶女子のほぼ4分の1となっている。さらに特徴的なことは、閉経期を迎えてなお子供の全くいない有配偶女子の割合がかっては1割近くもあつたのが次第に減少し、現在では5%以下となっていることである。かつては疾病や栄養不良による不妊が多かったために無子率が高かったためと思われる。一人っ子家族については、その割合はいまだ1割強にすぎないもののわずかではあるが増大してきた。

昭和3～7年に生まれた女子は戦後のベビーブーム直後に出産活動が最も盛んな時期を迎えた人々であるためそれ以後に生まれた女子の出産パターンの原型となる出生児数分布を示している。そして、第9次出産力調査によれば、昭和13～17年あるいは昭和18～22年に生まれ最近閉経期を迎えた有配偶女子集団の出生児数分布の特徴は、2人っ子家族の割

合が全体の過半数を占め子供 3人の家族はその半分以下にとどまる一方、子供のいないあるいは子供が 4人以上の家族はきわめて少なく、1人っ子家族も10%ほどに過ぎないということである。

昭和35年以降多くの西欧先進諸国において出生率が大幅に低下しつつあるが、その主たる要因は 3人以上の子供を持つ家族が減少したことにあると指摘されている。2人っ子家族の社会規範は、西欧先進諸国においても全体としてはまだ崩れていないようであるが、出生率がきわめて低い一部の国々（たとえば、西ドイツ、オーストリア、フィンランドなど）においては子供を全く持たない夫婦や子供 1人だけで生み終える家族の割合も相当程度増大している。また、実態として子供のいない夫婦が増大しているかどうかとは別に、結婚しても共稼ぎで子供を持たない夫婦（DINK=DOUBLE INCOME NO KIDS）のライフスタイルがアメリカで喧伝され、日本においてもマスコミでしばしば取り上げられている。しかしながら、少なくとも日本においては子供のいない夫婦や一人っ子家族が増大する傾向は今のところ見あたらない。

次に、結婚した夫婦がどのような経過を経て子供を生んできたのかということを累積出生児数の推移によって見てみよう。図 4は昭和32～34年に結婚した夫婦から昭和56～58年に結婚した夫婦までについて、結婚後15年終了までの平均累積出生児数の推移を示している。この図において横軸は時間の流れを示している。15年間完全に観察することができるのは昭和44～46年の結婚集団までであり、昭和47～49年の結婚集団については12年目まで、昭和50～52年の結婚集団については 9年目まで、昭和53～55年の結婚集団については 6年目まで、昭和56～58年の結婚集団については 3年目までしか完全に観察することができない。

この図によれば、結婚後 3年目までの累積出生児数は昭和35～37年に

結婚した夫婦が若干高い値を示しているものの、昭和35年以降に結婚した夫婦の間で徐々に増大し昭和40年代中ごろに結婚した夫婦において1.08人というピークを記録した。その後、結婚後3年目の累積出生児数は少し減少し、昭和56～58年に結婚した夫婦においては1.02人となってい。この変化はとりもなおさず結婚後における第1子の出生時期が変化してきたことによって生じたものである。すなわち、昭和35年以降に結婚した夫婦において第1子の出生時期がそれ以前に比べて早まったのだが、昭和50年以降結婚した夫婦においては第1子の出生時期が若干の遅れを示したことによると考えられる。結婚後6年目における累積出生児数を比較してみるとわずかではあるが結婚後3年目と同様の傾向が観察される。

(2) 完結出生児数の社会経済的格差

次に、完結出生児数に対するいくつかの社会経済的要因の影響を見てみよう。妻の学歴は欧米の研究においても子供の数に対する最も重要な影響要因のひとつとしてしばしば取り上げられている。出生力に対する妻の学歴の影響の仕方としては2種類のあり方が考えられるであろう。ひとつは、教育によって女性が子育てなどの伝統的な母親役割と競合する多様な関心（たとえば、専門的な仕事の追求など）を持つようになり、それが女性の家庭外労働への参加を促し、そのために出生力が抑制されるというものである。もうひとつは、より高い教育を受けた女性が出生抑制について広範な情報を得ることができ、効果的な出生抑制を行うことができるというのである。もし学歴がこのような効果を持つとすれば、妻の学歴と出生力の間には学歴が高いほど子供数が少ないという関係が成り立つということになる。

表3は、厚生省人口問題研究所がこれまでに実施してきた出産力調査

の結果によって妻の学歴と完結出生児数の関係を示している。この表によれば、低学歴の妻の平均出生児数と高学歴の妻のそれとの比率は第2次調査以降次第に減少して来ており、昭和5年頃に結婚した夫婦から昭和35年以降に結婚した夫婦にかけて完結出生児数に対する妻の学歴の影響が低下してきたことを示している。第1次調査と第8次調査および第9次調査においては学歴が高いほど出生力が低いという関係がまったくみられないということは注目に値する。第1次調査までに子供を生み終えたほとんどの夫婦は大正9年以前、すなわち出生力転換の開始前に結婚した夫婦であり、第8次調査および第9次調査において調査時点近辺に子供を生み終えた夫婦は、1960年以降、すなわち出生力転換の終了後に結婚しているのである。出生力転換の初期あるいはそれ以前においては、たとえ学歴の高い妻がより少ない数の子供を持つと動機づけられても出生抑制の方法がほとんどなかった。ところが、戦前の出生力転換期には学歴の高い妻の結婚年齢がより急速に上昇し、出生抑制手段に対する接近がある程度可能となつたことにより学歴が高いほど出生力が低いという関係が生じた。ところが戦後、人工妊娠中絶と避妊手段が飛躍的に容易に利用できるようになり、昭和35年以降の急激な経済発展の過程で2人っ子家族に対する志向が急激に広まつたことなどにより、このような高学歴低出生という関係がなくなつたのではないかと考えられる。

一方、夫の職業による夫婦出生力の違いはこれまでの調査を通じて一貫して観察されてきた（表4）。特に、農林漁業に従事する人々は最大の平均出生児数を維持している。もっとも農林漁業に従事する夫の割合は第9次出産力調査によれば全体の4%ほどに過ぎず全体への影響は小さい。現在でも夫の職業と夫婦の完結出生児数の間には、農林漁業・非農自営が雇用者に比べて高出生であるという傾向が見いだされるが、た

とえば夫の職業が夫の学歴と高い相関を持つ場合には夫の職業と出生力の間に見いだされる関係に夫の学歴の影響などが含まれている可能性がある。そこで、夫婦のいろいろな社会経済的な特徴（夫の職業、夫の学歴、妻の学歴、妻の就業状態、結婚直後親と同居したかどうか、恋愛結婚か見合い結婚か、など）と出生力の純粋な関係を見いだすために、第9次出産力調査において結婚後15年以上経過した夫婦の出生児数について重回帰分析を行った。

その結果、現在結婚後15年以上経過している50歳未満の有配偶女子の完結出生児数の差はそのほとんどが偶然の結果であり、夫婦の社会経済的な特徴によって説明される割合は6%ほどにすぎないということがわかった。すなわち、今日、社会経済的変数が出生児数に与える影響は総じてわずかなものである。そのわずかな効果の中でも、妻の初婚年齢が低いほど出生児数が増大するという傾向が見いだされる。妻の学歴は現在では完結出生児数に対しなんらの影響も持っていない。また、夫が結婚前も結婚後も農山村漁村に居住している場合には夫婦出生力が高くなる傾向が示された。結婚直後に若夫婦が親と同居する場合、あるいは同居せずとも親が若夫婦の住居の近くに住む場合には完結出生児数が増大することが見いだされた。それに対し、居住地、夫の学歴、結婚直後親と同居するかどうかなどの要因をコントロールすると夫の職業と完結出生児数の間の関係が消滅してしまう点は注目される。このことは、夫が農林漁業に従事する場合に出生力が高いという関係が、現在では居住地の特質や親との同居などの家族関係によって引き起こされていることを示唆するものであろう。したがって、今後さらに一層都市化が進行し、核家族化の勢いが強まると出生児数の低下になお拍車がかかる可能性もある。

3. 出生に関する意識

(1) 予定子供数と理想子供数

さきに見たように、少なくとも最近子供を生み終えた有配偶女子においても少なくとも 2人の子供を持つという傾向は根強い。そこで次に、最近の若い夫婦の出産意欲について見てみよう。出産意欲の指標としては予定子供数と理想子供数という尺度がしばしば用いられる。理想子供数は「あなた方ご夫婦にとって理想の子供数は何人ですか」という質問によって捉えられた子供数で、現実の経済的制約を除いたとした場合に夫婦が持ちたいと望む子供の数であり、社会規範を強く反映するものと考えられる。一方、予定子供数は調査時点における生存子供数に「あなた方ご夫婦はあと何人子供を生むつもりですか」という質問で捉えられる追加予定子供数を加えた子供の数で、社会規範のみならず夫婦が現実に直面するさまざまな制約の影響も受けていると考えられる。したがって、一般に予定子供数は理想子供数よりも少なくなる傾向にある。

表 5は第 7次、第 8次、第 9次出産力調査のデータによって20歳から34歳の有配偶女子の予定子供数と理想子供数を示している。過去10年間に予定子供数が若干増大の傾向を示し、現在では 2.3人近い値を示していることは興味深いことである。また、25歳以上においては理想子供数も 2.6～ 2.7人で増えこそそれ減少の兆しへ見られない。これら予定子供数なり理想子供数のデータから実際の出生児数を完全に予測できるものではもちろんないが、子供をもたない家族や一人っ子の家族に対する志向はほとんど強まっていないと言えよう。

図 5は35歳未満の有配偶女子の予定子供数および理想子供数の分布と最近子供を生み終えた有配偶女子の結婚後15～19年目における出生児数分布を比較している。若い有配偶女子の予定子供数分布は最近子供を生

み終えた有配偶女子の出生児数の分布に近い形を示している。すなわち、子供のいない家族、一人っ子の家族、および子供の数が4人以上の家族は不人気であり、子供2人を望む夫婦が子供3人を望む夫婦を大幅に上回っている。それに対し、若い有配偶女子の理想子供数の分布は予定子供数および出生児数の分布から相当に乖離している。子供3人を理想とする夫婦数は子供2人を理想とする夫婦数をしのいでおり45%を越えている。また、子供を全く持たないことあるいは1人っ子を理想とする者の割合はそれらを予定する者の割合より少なく、4人以上を理想とする者の割合はそれを予定する者の割合よりも大きい。

(2) 予定子供数と理想子供数の差

表6は35歳未満の有配偶女子について予定子供数と理想子供数の関係を表している。この表において最も印象的なことは、子供3人を理想とする者の中かなりの割合が第3子を持つことをためらっているという事実である。第3子の出産を理想としながらもそれに踏み切れないこれらの有配偶女子の存在が出生力の抑制に大きく貢献しているのではないかと考えられる。もちろん、4人以上の子供を理想とする者の多くはそれを実現することが難しいと考えているが、4人以上を理想とする有配偶女子の割合は10%に満たない。したがって、3人の子供が理想でありかつそれを実現しようと考える者と3人の子供を理想としながらそれを実現しようしない者を分ける要因が何かを明らかにすることは重要である。

多変量解析の手法によって理想子供数が3人でありながら2人の子供しか予定しない者の特徴を探ってみた。それによれば、結婚後親と同居していない場合、妻がパート労働あるいは内職を行っている場合、恋愛結婚の場合、妻の結婚年齢が高い場合などにおいて、3人の理想子供数

の達成を躊躇する傾向が見いだされた。親と同居していない場合には育児、家事労働の手伝いなどによる親の援助を受けにくく、第3子の出産に消極的になるのかもしれない。妻の就業状態の影響をみるとフルタイマーの方がパート労働よりも3人目を生もうとしないということになるが、これは、フルタイマーはむしろ農村の妻に多く、パート労働や内職に従事するものは大都市のサラリーマンの妻がほとんどであるということからきていると思われる。また、現在の日本では見合いの割合が20%近くまで低下しており、見合いによって結婚する人は婚期に遅れたものの子供を強く欲している可能性が強いと考えられるので、恋愛結婚の場合に比べて理想である3人目の子供を実現したいと望む気持ちが強いといえよう。一方、妻の結婚年齢が高い時には高齢出産忌避のために予定子供数が理想より少なくなることは当然であろう。核家族化や恋愛結婚の増加が今後逆転することはありそうもなく、子供3人を持つことを理想とする者のうち相当数が第3子の出産を躊躇する傾向が続くものと考えられる。

昭和57年に実施された第8次出産力調査においても理想子供数と予定子供数の間にほぼ同様の関係が見いだされたが、その調査においては理想子供数と予定子供数に差のある場合にその理由についても尋ねている。それによると、予定子供数が理想子供数より少ない場合、最も多くの人々によって選ばれた理由は「一般的に子育ての費用が高い」であり、次に「子供の教育に金がかかる」、「これ以上育児の肉体的精神的負担に耐えられない」などがあげられている。住宅事情を反映して、特に都市部において「家が狭いから」をあげる者が多い。30~34歳のグループにおいては高年齢による出産忌避の傾向が見られる。一方、「自分の趣味やレジャーと両立しないから」という趣味志向の理由を挙げるものは

少ない。それに対し、25～34歳グループにおいては「自分の仕事に差し支えるから」という仕事志向の理由が15%程を占める。

これらの選ばれた理由とそれを選んだ夫婦の社会経済的属性の関係を多変量解析的に検討したところ、次のことが明かとなった。常勤の有配偶女子は、他の属性の影響を除いた場合にも、「仕事への支障」を選ぶ傾向にある。しかし、パートタイム雇用者である妻と自営・家族従業者の妻は、他の属性の影響を除いた場合には「仕事への支障」と一定の関係を持たない。このことは、常勤の有配偶女子は、他に比べて、出産・育児と仕事の両立の難しさを強く感じて3人目の子供をためらっていることを示している。また、「子育て費用」、「教育費」、「家が狭い」といった経済的理由と収入は、他の属性の影響を考慮した場合には相互に関係を持っていないことがわかった。このことは、3人目の子供をためらう理由として経済的理由を挙げる人が多いとしても、それは実際の所得水準いかんというよりも、それぞれの生活にどの程度満足しているかという主観的な判断に左右されることを示唆している。

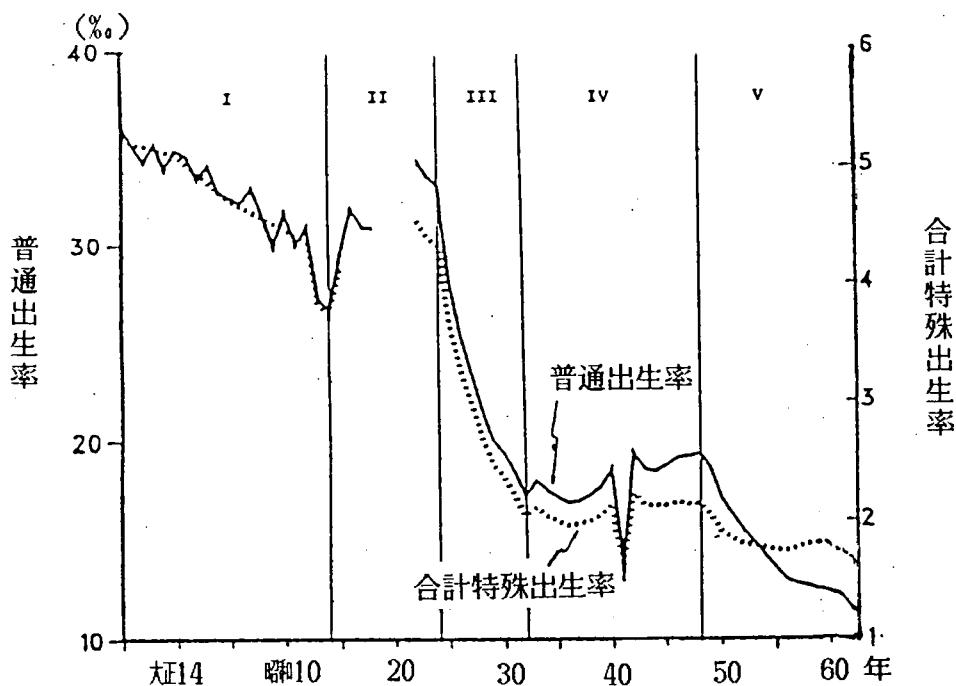
おわりに

第9次出産力調査においては有配偶女子の最初の妊娠がいつであったのかを尋ねている。図6はそれに基づいて、現在の夫との間で結婚前に妊娠した妻の割合を結婚年別に見たものである。この図から明らかにように、結婚前に妊娠した者の割合が最近になって結婚した夫婦ほど増大していることは注目すべきことである。昭和30年代後半に結婚した者たち10%ほどが結婚前に妊娠していたのであるが、その後その割合は倍以上に膨れ上がり、昭和55～59年の結婚集団においては25%近くが結婚前に妊娠していたことになる。特に昭和50年代における増大が顕著であ

った。このことは、過去15年ほどの間に結婚前の男女における性行動が
相當に変化してきたことを示している。しかしながら、このような性行
動の変化も必ずしも夫婦の出産意識に大きな変貌をもたらしているわけ
ではなく、2人っ子家族への志向は若い夫婦においてもいまだに根強い
ものがあることはこれまで述べてきた通りである。

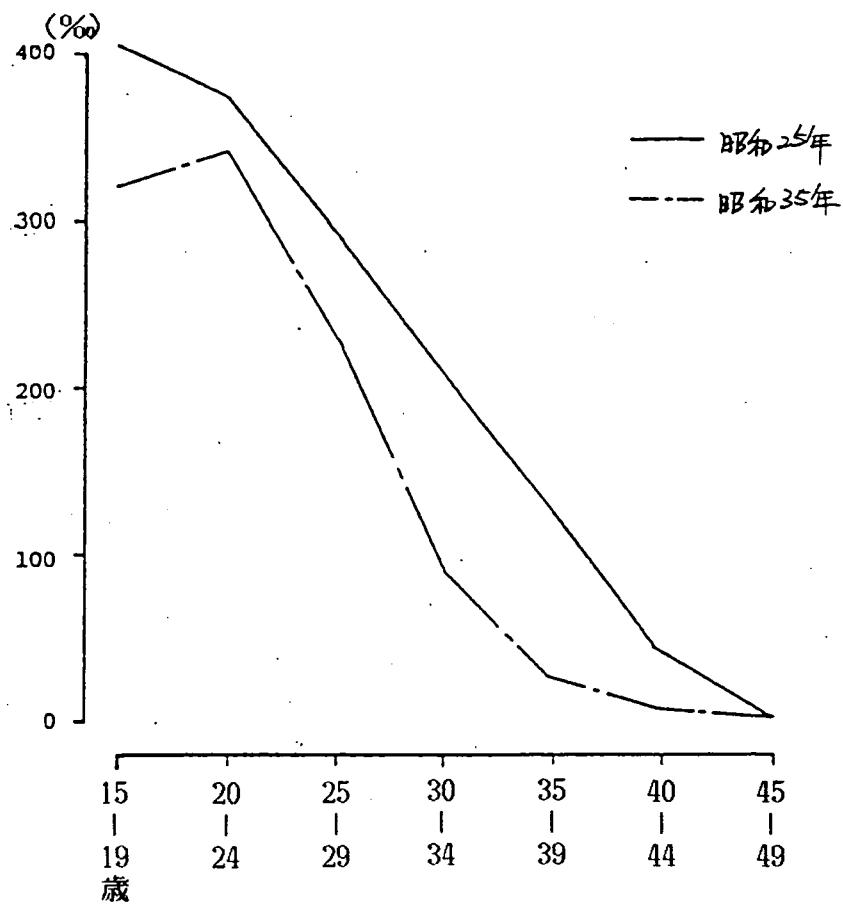
一方、夫婦の出生動向にあまり変化がない場合でも、結婚するものの
割合が減少していわゆるシングル・ライフが増えたりすれば、子供数に
大幅な変動が生ずるであろうことは想像に難くない。若年層に生じた価
値観の変化や性行動パターンの変化が結婚意識の変革につながるかどうか
ということが今後の出生率ならびに家族の構造と機能に大きな影響を
与えるであろうと思われる。

図 1. 普通出生率と合計特殊出生率の推移



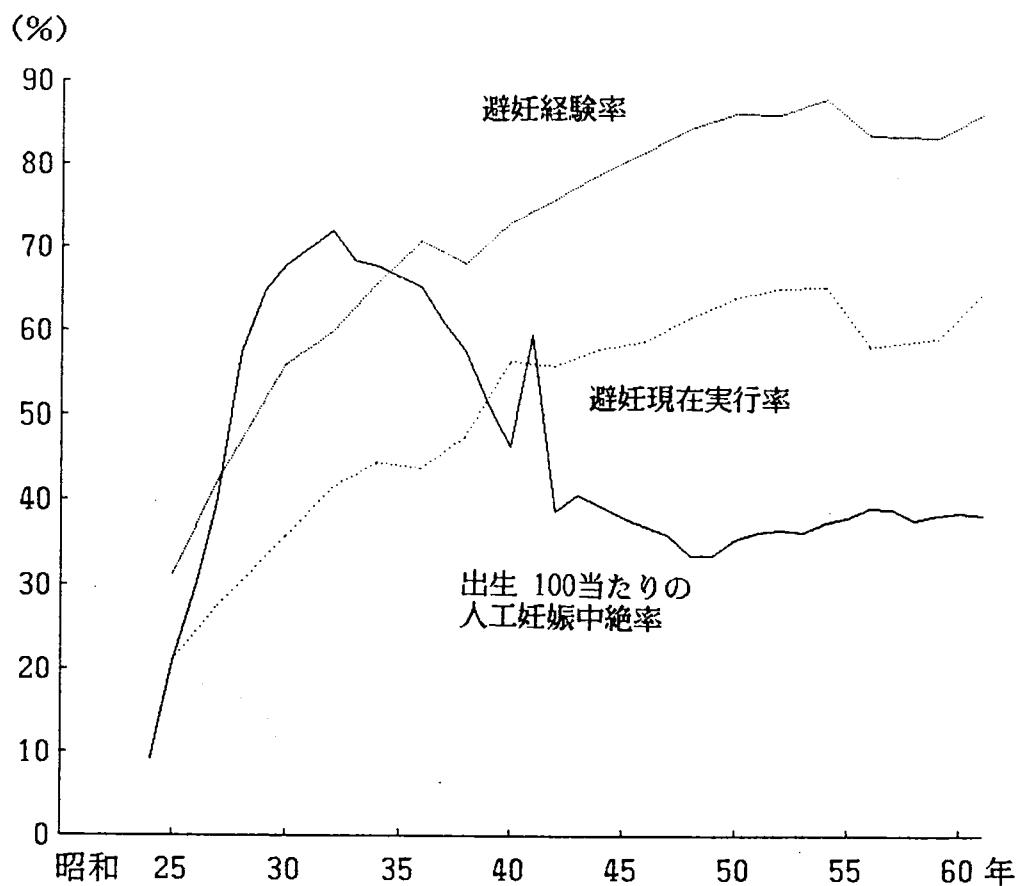
(資料) 普通出生率は厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計』、
合計特殊出生率は厚生省人口問題研究所『人口統計資料集』。

図 2. 年齢別有配偶出生率——昭和25年と昭和35年の比較



(資料) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集』。

図 3. 避妊実行割合と中絶率の推移



(注) 避妊現在実行率ならびに避妊経験率は、妻の年齢15～49歳の夫婦のうち、各々「現在避妊実行中の夫婦」ならびに「現在あるいは過去に避妊経験のある夫婦」の割合。

(資料) 人工妊娠中絶率は厚生省『優生保護統計』、避妊実行率は毎日新聞社人口問題調査会『全国家族計画世論調査』(第1回～18回)。

表 1. 最近の避妊方法別避妊実行者割合

妻の現在年齢	標本数	(単位 %)					
		夫不妊手術	妻不妊手術	コンドーム	オギノ式	リシグ'コイム/IUD (ピル)	経口避妊薬
合計	5,623	1.6	5.5	74.7	14.1	4.6	1.4
20-24 歳	156	-	0.6	79.5	14.7	1.3	29.5
25-29	725	-	1.2	81.7	15.6	1.9	21.9
30-34	1,240	0.8	4.1	77.3	15.2	4.6	17.7
35-39	1,664	1.3	5.6	74.0	14.2	5.5	14.6
40-44	1,142	2.4	6.4	73.6	13.0	5.1	11.7
45-49	689	4.5	11.6	64.9	12.0	5.7	11.0

(注) 複数選択であるため%の合計は 100.0 とならない。

(資料) 厚生省人口問題研究所『第9次出産力調査』(昭和62年)。

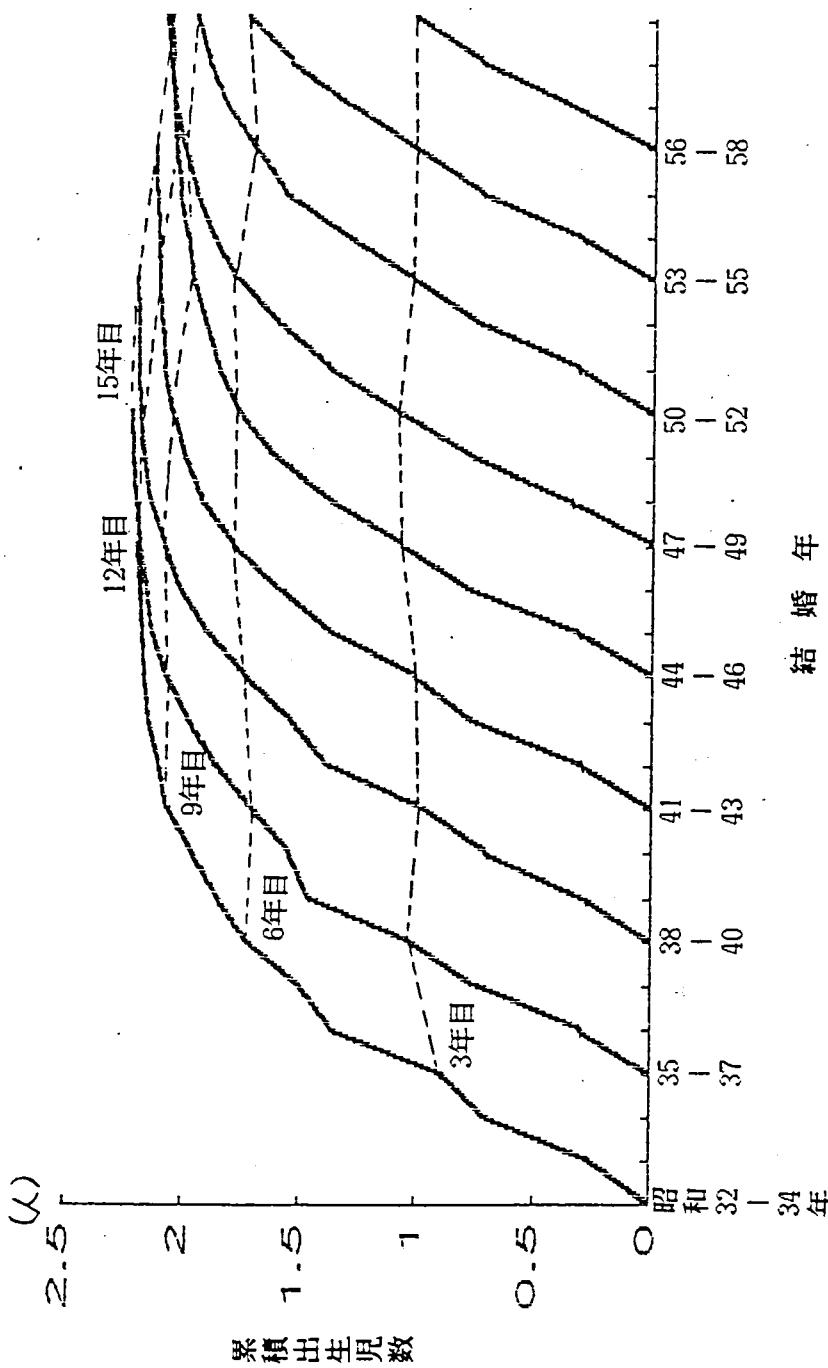
表 2. 完結出生児数分布の推移

(単位 %、人)

有配偶女子の 出 生 年	調査年	調 査 時 の 年 齢	0人	1人	2人	3人	4人 以 上	平均 出 生 児 数
昭29～ 33年	昭25年	50～54歳	9.4	7.6	6.9	8.3	67.8	5.03
34～ 38	25	45～59	8.6	7.5	7.4	9.0	67.5	4.99
44～昭 4	3	45～49	7.1	7.9	9.4	13.8	61.8	4.18
昭10～ 14	4	45～49	6.9	9.2	24.5	29.8	29.6	2.65
昭 3～ 7	52	45～49	3.6	11.0	47.0	29.0	9.4	2.33
8～ 12	57	45～49	3.6	10.8	54.2	25.7	5.7	2.21
13～ 17	62	45～49	3.6	10.3	55.0	25.5	5.5	2.20
18～ 22	62	40～44	4.4	10.1	55.1	26.3	4.2	2.16

(資料) 大正10～14年までは総務庁統計局『国勢調査』、昭和 3～ 7年からは厚生省人口問題研究所『出産力調査』(昭和52年、57年、62年)。

図 4. 結婚ユニーク別にみた子供の出生累積過程の推移



(注) 子供の出生年月日に不詳のある標本は除かれている。

(資料) 表 1と同じ。

表 3. 妻の学歴別にみた完結出生児数

(単位 人)

妻の学歴	昭和15年	昭和27年	昭和37年	昭和42年	昭和52年	昭和57年	昭和62年
初等教育	5.19 (1.09)	4.57 (1.46)	4.04 (1.31)	3.34 (1.31)	2.37 (1.23)	2.28 (1.02)	2.28 (0.99)
中等教育	4.39 (0.93)	3.58 (1.14)	3.47 (1.12)	3.03 (1.19)	2.20 (1.14)	2.19 (0.98)	2.20 (0.95)
高等教育	4.74 (1.00)	3.13 (1.00)	3.09 (1.00)	2.55 (1.00)	1.93 (1.00)	2.24 (1.00)	2.31 (1.00)

(注) () 内は高等教育の完結出生児数を1.00とする指標。

(資料) 厚生省人口問題研究所『出産力調査』。

表 4. 夫の職業別にみた完結出生児数

(単位 人)

夫の職業	昭和15年	昭和27年	昭和37年	昭和42年	昭和52年	昭和57年	昭和62年
農林漁業	5.30 (1.22)	5.39 (1.39)	4.22 (1.25)	3.72 (1.20)	2.52 (1.17)	2.59 (1.22)	2.55 (1.18)
非農自営	4.52 (1.04)	4.46 (1.15)	4.02 (1.08)	3.53 (1.14)	2.37 (1.10)	2.41 (1.13)	2.36 (1.09)
ブルー・カラー	5.07 (1.17)	4.34 (1.12)	3.82 (1.13)	3.53 (1.14)	2.32 (1.07)	2.13 (1.00)	2.21 (1.02)
ホワイト・カラー	4.33 (1.00)	3.89 (1.00)	3.37 (1.00)	3.10 (1.00)	2.16 (1.00)	2.13 (1.00)	2.16 (1.00)

(注) () 内はホワイト・カラーの完結出生児数を1.00とする指標.

(資料) 表 3と同じ.

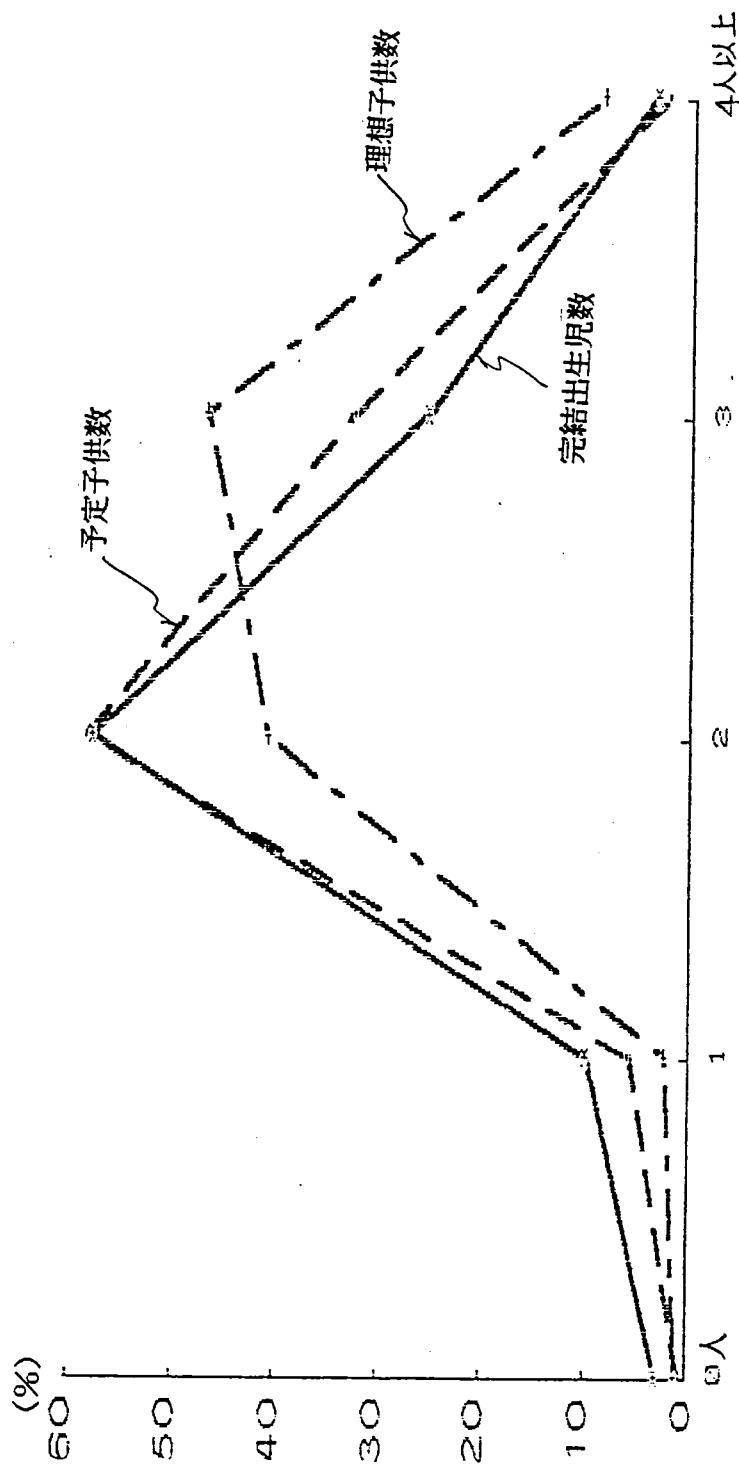
表 5. 35歳未満の妻の予定子供数と理想子供数の推移

(単位 人)

妻の年齢	昭和52年	昭和57年	昭和62年
予定子供数			
20～24歳	2.19	2.25	2.26
25～29	2.15	2.29	2.35
30～34	2.21	2.23	2.28
理想子供数			
20～24歳	2.48	2.45	2.39
25～29	2.49	2.57	2.57
30～34	2.57	2.64	2.67

(資料) 表 3と同じ.

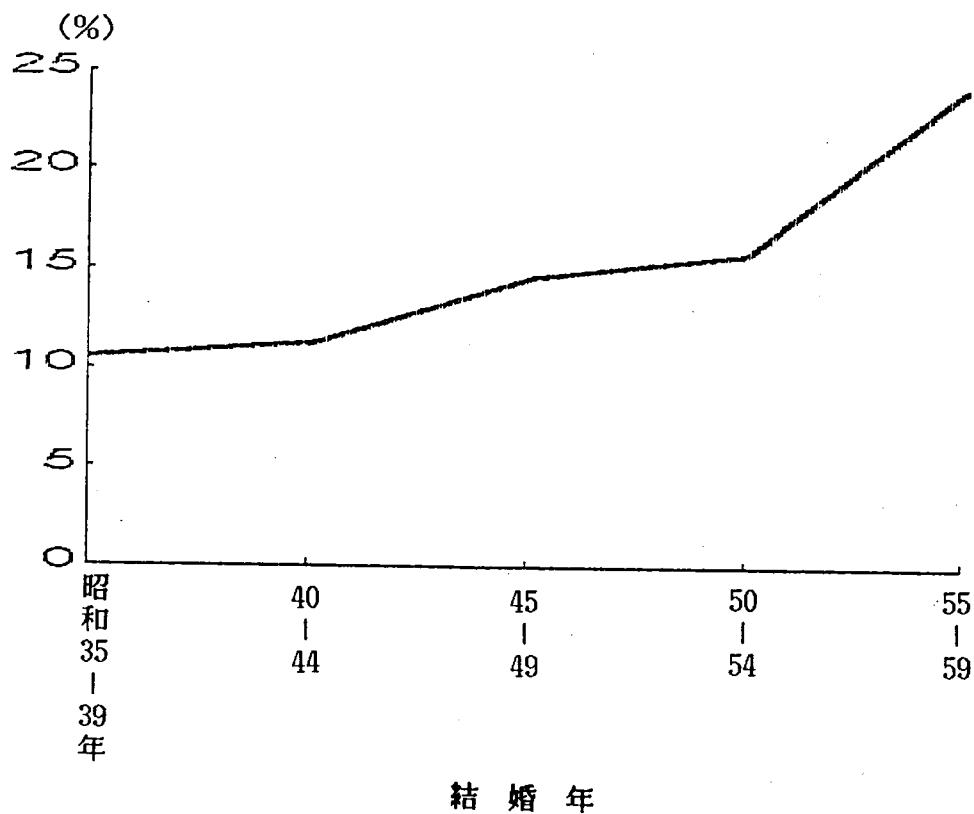
図 5. 予定子供数、理想子供数、完結出生児数の分布



(注) 1. 予定子供数と理想子供数は年齢35歳未満の妻について。
2. 完結出生児数は結婚後15～19年の妻について。

(資料) 表 1と同じ。

図 6. 現在の夫との間で結婚前に妊娠した妻の割合の推移



(資料) 表 1と同じ。

表 6. 35歳未満の妻における予定子供数と理想子供数の関係
(単位 %)

理想子供数	予定子供数					
	総 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
0 人	100.0 (35)	57.1	8.6	28.6	2.9	—
1 人	100.0 (75)	4.0	84.0	10.7	—	—
2 人	100.0 (1,320)	0.2	6.2	88.1	2.9	0.3
3 人	100.0 (1,516)	0.1	2.1	37.9	56.9	0.7
4 人	100.0 (269)	1.5	30.1	44.6	21.9	—

(注) 1. 総数には予定子供数不詳を含む.

2. () 内は標本規模.

(資料) 表 1と同じ.

第3章 子育て環境の変化と要因

子育てをめぐる条件、つまり育児環境は様々な要因によって変化しているが、特に人口変動は育児を支える人的な要素を変化させることにより、育児環境に少なからぬ変化をもたらす。育児環境の変化は、直接にはどのような子供が育てられるか、つまりどのような次の社会の担い手を育てるかということに関わり、いわゆる人口資質に影響するものと考えられる。また、育児環境の変化は逆に、死亡率、出生率、移動率、女子の労働力率など人口のダイナミクスに関連する多面的な影響を与える要因でもある。この意味からも育児環境を検討することは重要な意義をもつ。

本章では、まず第1節で人口変動による育児環境の変化を検討し、第2節では育児環境の物的な側面である居住環境の変動状況を確認し、その人口過程への影響を検討する。第3節では育児環境の人的要素の変化を、家庭内の父親の役割、母親の役割、子供の教育の面から検討する。

1. 人口変動と親子関係の変化

(1) 少子化の進行

近年、わが国の子供をとりまく家庭環境の特徴として、少子化と核家族化が進行し、このため子育ての機能が低下していることが問題とされている。そこで、これが実際どのように進んでいるかを検討し、これが子育て環境としてどういう意味をもっているか考えてみよう。

いわゆる少子化とは何か、いろいろな意味が考えられる。その第一は少産化で、文字通り一夫婦当たりの完結出生児数が少くなることである。これについてはすでに第3章で詳しく述べられているところであり、そ

の原因についても考察されているが、ここでは育児環境としての夫婦出生力の低下、つまり子供にとってのきょうだい数の減少について検討する。

大正初年以前に生まれた母親は平均 4人以上の子を生んだ（「国勢調査」昭和45年）が、その後の世代の出生児数は急速に減少し、長期的にみて大幅に少産化した。しかし、最近十数年の出産に関わってきた母親、つまり昭和10年頃以後に生まれた母親が生んだ平均完結出生児数はすべてほぼ 2.2人となっておりほとんど変化がない（厚生省人口問題研究所『第 9次出産力調査』昭和62年）。

さて、子供にとってのきょうだい数はこの平均完結出生児数と同じではない。なぜなら、無子の割合は平均完結出生児数に関係があるが、平均きょうだい数には関係がないし、またきょうだい数は親ではなく子供を単位として平均しなければならないからである。最近の一夫婦当たりの平均完結出生児数 2.2人に対応する平均きょうだい数はその親の完結出生児数別分布をもとにして計算すると 2.5人と少し大きくなるが、あまり変わらない。しかし、昭和45年頃以前に成人した各世代ごとの平均きょうだい数は、その各親世代の平均完結出生児数 4～ 5人をもとに計算すると 6～ 7人になる。

したがって、子供にとってのきょうだい数の減少は、親にとっての完結出生児数の減少以上に劇的であったことに注意しなければならない。このようなきょうだい数の減少は、子供の人間関係におけるきょうだいの比重の減少、そして逆に親の比重の増大を意味する。また、きょうだいの中に異性がいないとか、逆に同性がいないとか、きょうだい関係の縮小、単純化も生じる。このようなきょうだい数の減少が子供の人格形成の上で大きな影響を与えることは明らかであろう。3人以上の子供を

理想とする母親は今日でも過半数を占めるが、その理由として「子供の成長にとって兄弟姉妹数の多い方がよい」と答える者は63.2%にのぼる（厚生省人口問題研究所『第8次出産力調査報告Ⅰ』昭和57年）。親からみて、子供のきょうだい数が多いことは子供を育てる上で望ましいことと考えられているのである。しかし実際には今日の母親は理想と思う子供数を生んではいないし、理想どおりの子供数が実現される見通しもない。

そこで、きょうだいがこれまでもってきた社会性発達の機能を社会的な集団教育の場で代替する必要が出てきている。きょうだい数とは比べものにならないほど大きな集団規模が普通となっている現実の学校教育に、集団教育の場として親からの期待が潜在的には存在することに留意しなければならない。特に、幼児教育、幼児保育の要求はこういう少子化から生じている面もある。たとえば昭和51年時点で、3歳児の24.2%が保育所や幼稚園での集団保育を受けていたにすぎないのに、3歳児について集団保育が必要と考える母親は56.8%と半数を超えている（厚生省児童家庭局『保育需要実態調査結果の概要』昭和51年）。このような集団保育への需要は知育などいわゆる早期教育への期待ばかりではなく、「友だちと仲良くのびのびと遊べるようにすること」という集団教育への期待から来るものもあり、きょうだいの代替という面がうかがえる。

なお、きょうだい数の減少に加えて、今や親のきょうだい数がすでに少なくなっていることから、いとこなど過去にはきょうだいに代わって独特の機能をもっていた親族成員も減少していることに注意しなければならない。地域における子供の集団において年齢を越えたタテのつながりが弱くなったのは、学年別の学校教育の影響だけでなく、各人のきょうだい数が少なくなったことが強く影響している。

少子化の第二の意味は出生数の減少で、年々生まれる子供の総数が減ることである。昭和62年のわが国の出生数は 136万で、昭和41年のひのえうまを初めて下まわる最低を記録した。これは第一次ベビーブームの昭和22～24年の年 270万という最高値にくらべてその半分であり、そのとき生まれた世代が生み盛りになったことによりもたらされた昭和40年代後半の第二次ベビーブームの出生数 200万に比べてもその 7割である。これは主として第一次ベビーブームの後生まれた急激に規模の縮少した世代が現在母親、父親になっているために親の数自体が減少していること、さらにこの世代では結婚が遅れ、20代、30代で結婚している者の割合が大幅に低下したことによってもたらされている。この少子化は直接には出産に関連する需要を縮小させるなどの社会的影響をひき起こすが、結局つぎの第三の少子化つまり子供数の減少をもたらす。

少子化の第三の意味は子供数の減少、あるいは社会全体で子供の人口割合が低下することである。わが国の18歳未満の人口は昭和55年の3,262 万人を頂点としてすでに減少し始めているし、その総人口に占める割合は昭和45年から60年にかけて29.0%から26.1%に低下している。また 6歳未満の人口はこれより早く昭和50年の 1,192万人を頂点として減少しており、その人口割合は昭和45年から昭和60年にかけて10.2%から 7.5%へとかなり大幅に低下した。

これは上記の出生数の減少によるもので、特に 6歳未満児の人口割合の大幅な低下は最近の出生数の減少の影響をより直接に示している。このような子供の人口割合の低下は子供をとりまく環境に対してどのような影響をもたらすだろうか。直接には青少年に関連する産業の需要（たとえば、乳幼児施設の需要、ベビー用品、おもちゃ、文房具、児童図書など）を縮小させるなどの社会経済的影響をひき起こす。とくに幼児施

設について言えば、需要の減少により閉鎖されるものも増え、結果として、遠距離の通園が増す可能性がある。

少子化は世帯単位でみることもできる。つまり、子供のいる世帯数の減少やその世帯割合の縮小である。18歳未満児がいる世帯の数は昭和55年の1,760万世帯を頂点として減少し始め、6歳未満児のいる世帯数は昭和50年の855万を頂点として昭和60年に656万になり、わずか10年間に実に8割近くに減少している。また、昭和45年から昭和60年の15年間に18歳未満児のいる世帯の割合は54.1%から45.2%に、6歳未満児のいる世帯の割合は25.6%から17.3%に低下した（表1）。このような統計はこれ以前にはなかったが、前者は昭和38年には61.8%であったと報告されており（厚生省「全国家庭児童調査結果報告」）、長期的にみても低下している。

子供のいる世帯割合減少の第一の要因は出生数の減少であるが、第二の要因は世帯構成の変化である。従来は若い夫婦が親と同居する割合が高かったから、三世代世帯に含まれる子供が多くたが、若夫婦と親とが同居せず別個に核家族世帯を営むようになってきたために、子供のいない世帯の割合が増えることになった。すなわち、核家族世帯の中で子供のいる割合をみると、18歳未満児のいる核家族世帯割合は昭和45年の63.5%から昭和60年の53.3%へ、6歳未満児のいる核家族世帯割合は30.1%から19.6%へと大きく低下している（表1）。つまり、核家族世帯といっても子供を含まない中高年の核家族世帯が増えているのである。これに対して、三世代世帯を中心とする「その他の世帯」でも、高齢者の孫に相当する18歳未満児のいる世帯の割合は79.8%から69.6%へ、6歳未満児のいる世帯の割合は37.6%から28.9%へと低下した。

このように子供の人口割合や子供を含む世帯の割合が小さくなること

は、地域で子供や子供をもつ親同士の触れあいが少なくなり、地域の子供集団が失われるなど子育ての環境が希薄化、弱体化する基本的な原因となっている。

(2) 核家族化は進んでいるか？

子供のいる世帯にその祖父母が同居しているかどうかは子の育てられる家庭環境の一つの重要な要素である。子供のいる世帯について、その核家族世帯の割合をみると（表2）、6歳未満児のいる世帯では昭和50年の70.4%を頂点とし、18歳未満児のいる世帯では昭和55年の71.0%を頂点としてわずかに減少し始めた。逆に、祖父母と子供が同居する世帯すなわち「その他の親族世帯」の割合は近年3割程度まで減少したが、その後やや持ち直しつつある。戦争直後については子供のいる世帯の核家族世帯の割合についてのデータはないが、おそらく昭和50年にいたるまではそれは増大しつづけてきたものと思われる。しかしながら、これが近年やや逆の方向に進み始めている。

子供のいる世帯でこのような一見核家族化に反するような現象が起こっているのは、子供の親世代のきょうだい数が戦後の出生率低下により減少して、7割近くが長男・長女である世代となり、自分たちの親つまり祖父母世代と同居しようと思えば多くの男子でそれが可能になってきたことに原因がある。昭和35年頃結婚した親世代の場合約50%が長男あるいは跡取りの長女であり、それだけしか祖父母世代と同居しようと望んでも同居できなかつたが、昭和60年頃に結婚した世代では80%以上が長男あるいは跡取りの長女であり、それだけ祖父母世代と同居できる可能性が高まつた。長男、二・三男別にみれば同居率はゆるやかに低下しているから、同居慣行という意味での核家族化は現在も進行しているのであるが、同居率の高い長男の割合が大きくなつたために核家族世帯割

合の上昇が止まったのである。

このような子供のいる世帯において祖父母世代と同居する割合が上昇し、核家族世帯の割合がいくぶん低下する傾向は、同居慣行という意味での核家族化が大きく進まないかぎり、親世代の生まれた頃における出生率低下の傾向からみて、おそらく今後10年間程つづくものと考えられる。

祖父母との同居の有無は育児環境にどのような影響を与えるだろうか。一般に、祖父母と別居している核家族世帯の利点としては、親が自主性をもって育児ができること、したがって育児方針が一貫していることなどが挙げられる。逆にいえば、三世代家族世帯では育児方針が一貫しにくい、特にしつけをめぐって圧れきが生じ易いなどの欠点がある。反面、核家族世帯では特に育児の援助者が身近になく母親の行動がしばられるなどの欠点がある。

特に母親が就業している場合、その育児と就業の両立を支える上で、同居の祖父母は重要な役割を果たしていると思われる。母親が就業していても育児や家事の大部分が母親の役割となっている現状で、祖父母による育児、家事の援助が母親の就業にとって大きな支えとなっていると考えられる。6歳未満児をもつ夫婦のいる世帯の妻の労働力率は、夫婦の親が同居していない核家族世帯の場合、26.4%であるのに対し、親が同居している場合は54.4%とその倍以上の高さになる（昭和60年国勢調査）。このことは、祖父母との同居が母親の就業に有利に働くことを示すものであろう。

このように祖父母が同居の若夫婦を援助するという関係は主に祖父母が50代、60代など相対的に若いときの関係であり、高齢になるとほどこの扶助関係は逆になっていく。三世代同居の慣行が根強いのは、たんに直

系家族制的道徳觀に基づくばかりでなく、このような世代間の相互扶助関係があるからではないかとも考えられる。

(3) 母子世帯、父子世帯の動向

核家族世帯全体の割合が昭和50年以後低下しているのに対して、核家族世帯の中の「男親と子」、「女親と子」という片親の世帯の割合が増えている点が注目される（表2）。片親と子の世帯は死亡率の低下によって昭和50年頃まで減少してきたのであるが、その後離婚数の増加によって再び増加し始めたものと考えられる。また、離婚に際して全児の親権を行う者は、昭和25年には夫が48.7%、妻が40.3%であったのが、昭和45年には夫40.2%、妻50.9%に逆転し、昭和60年には夫22.1%、妻71.6%となり、妻の側が子を引き取る場合が非常に多くなった（厚生省『人口動態統計』）。子供を引き取った夫や妻がそのまま片親と子供の世帯になるとは限らず、夫の場合では子供を祖父母に引き取らせる割合が高いとみられる。このような事情が、片親と子の世帯のなかでも特に母子世帯を増加させる原因となっているのである。

2. 居住環境の変貌と子育て

(1) 住宅状況の変化

わが国の子供をとりまく住宅条件や環境を示す統計は案外少ない。近年になってようやく家族構成ごとの住宅状況の統計が整備され始めた。

総務庁統計局の住宅統計によれば（表3）、夫婦と18歳未満の子供からなる核家族世帯の場合、子供の長子の年齢別にみると一人当たり居住室数、畳数とも長子の年齢が6歳未満から6～17歳に上昇すると、たとえば昭和58年では部屋数は1.1室から1.2室、畳数は6.3畳から7.0畳へと大きくなっている。つまり、子供の年齢が低い若い核家族世帯ほど

居住状態に恵まれていない。ただし、家族構成に応じ必要とされる居住室数と居住室の広さ（畳数）によって設定された居住水準に対比させると、「最低居住水準」の場合、長子 6歳未満の世帯の方が長子 6～17歳の世帯より水準以上が多い。これは、最低居住水準では 6歳未満児が夫婦と同じ寝室で就寝可とされているからであり、「平均居住水準」と対比すればやはり長子 6～17歳の世帯の方が状況がよい。一方、18歳未満児に高齢者が同居する非核家族世帯は核家族世帯に比べ住宅状況はよい。

年次別にみると、夫婦と18歳未満の子供からなる核家族世帯の場合、昭和53年から昭和58年にかけて、一人当たり居住室数は 1.1室から 1.2室までやや増大し、一人当たり畳数も 6.4畳から 7.0畳へとやや増大している。また、「最低居住水準」を上回るものは79.1%から83.9%へと増大し、「平均居住水準」を超えるものは27.7%から34.4%へ増大した。また、厚生省の全国家庭児童調査によると、児童（18歳未満の子）のいる住宅の子供部屋のある割合は昭和39年の46.8%から昭和59年の62.8%までかなり増大している。その意味で子供の住宅環境は物理的には全般的にみて改善されつつあるといえよう。

居住者による住宅および住環境の総合評価をみると、親と子だけの核家族の世帯では、子供が小さい段階にあるほど満足とする者の割合が少なく（長子 6歳未満52.8%、長子 6～11歳55.2%、長子12～17歳56.3%）、子供のいない世帯や子供のいる非核家族世帯の満足度（62.3%）と比べて不満の度合いが高い（建設省、「住宅需要実態調査」昭和58年）。また、昭和48年から昭和58年の10年間の変化をみると、全世帯の総合評価はやや下がっているのに対して、親と長子11歳以下の子の世帯ではあまり変わらないかやや改善されている。以上の結果はさきに述べた物理的状況の改善の結果と一致している。

(2) 住宅状況の変化の影響

このような住宅の物理的水準の上昇にともない、各世帯にはどんな変化がもたらされたのであろうか。まず、各世帯の居住水準の上昇の裏側には、各世帯が住宅にお金をかけるようになり、家計における住宅費比率が上昇しているという事情がある。持家に住む勤労者世帯の住居費と土地家屋の借金返済の合計（ここではこれを住宅費とする）の実収入に対する比率は昭和49年から昭和59年にかけて 5.2%から 7.6%に、借家に住む世帯の場合にも 7.1%から 8.7%に上昇した（総務庁統計局『全国消費実態調査報告』より算出）。

さらに、このような住宅費比率の上昇に対応して各世帯内の有業人員が増大する傾向がみられる。持家世帯の平均世帯人員は4.10人から4.05人に減少したのにもかかわらず、持家世帯の平均有業人員は昭和49年から昭和59年にかけて1.68人から1.75人に増加した。また借家世帯の場合も、平均世帯人員は3.48人から3.49人へとほとんど変わらなかつたのに、平均有業人員は1.29人から1.36人に増加した。

持家世帯の平均有業人員は借家世帯に比べてかなり多い。このことは、居住水準の上昇が住宅取得のための母親の就労によってもたらされている可能性を示唆する。特に子供のいる勤労核家族世帯についてみると、どの長子の教育段階においても借家世帯に比べ持家世帯の平均有業人員が多くなっており、持家取得のため母親がより多く就業していることをうかがわせる（表 4）。

(3) 近隣環境の変化

育児環境の子供への影響は、年齢に応じた心身の発達を含む広い意味での子供の健康状態として把握できる。そのうちもっとも狭い意味での健康状態は死亡率で表わされる。戦後、乳児死亡率も児童死亡率も目ざ

ましく低下した。昭和25年から昭和60年にかけて、乳児死亡率（出生千対）は60.1から5.5に、児童死亡率（10万人対）は1～4歳では926.8から48.8に、5～9歳では207.1から21.1に、10～14歳では117.4から16.5に、15～19歳では247.7から47.2に低下した。これは周知のように栄養、医療、公衆衛生、特に上下水道などの改善・普及によってもたらされたものである。その意味で保健的な育児環境は大いに改善されたといえる。

子供の死因別死亡率をみると、昭和30年以降「不慮の事故」が最大の死因となっている。その中では、不慮の溺死と交通事故が最大のもので、この2つの死因が不慮の事故の約8割（1～4歳72.4%、5～9歳82.9%、10～14歳80.1%、15～19歳93.6%、昭和60年）を占めている。このことは、子供をとりまく居住環境として水と自動車の問題が大きということを如実に示している。わが国における子供の水の事故の多さは特異な現象で、畑作を中心とし都市と農村が画然と区別される欧米各国に比べて、わが国では多くの水利施設が存在する都市周辺の水田地帯に住宅開発が急速に進行した結果であるとも考えられる。また自動車交通事故死のうち歩行者として事故にあったものは0～4歳で70.9%、5～9歳で71.7%とその大部分にあたる（昭和61年人口動態統計）。これも子供の自動車事故死といえば自動車に乗っていて死亡する者が大部分の欧米とは大いに異なる。わが国の幼児の自動車交通事故死の大部分はいわゆる飛び出しによるものである。子供を取り巻く近隣環境としては住宅の周辺部分が子供、とりわけ歩行能力の未発達な幼児にとって極めて重要であるが、住宅のすぐ前が自動車交通量の多い道路であるといった危険な住宅地がかなりあることが子供の飛び出し事故の多さにつながっているとみられる。

また、10～14歳の自動車交通事故死者では自転車乗用者が50.0%と多数を占めているのも大きな問題である。自転車による行動圏が広がる10歳代前半の子供たちのために、道路環境の安全性向上が望まれる。15～19歳ではその55.7%がオートバイ運転者で、居住環境以外の要因が大きくなる。

子供の成長・発達にとって、遊び、とりわけ戸外の遊びは重要であるにもかかわらず、子供の事故死亡率がこのように高いということは子供の遊び場を十分に保障する近隣環境が確保されていない場合が少なからずあるためといえよう。

一方、住宅の高層化は幼児が自発的に戸外で活動する機会を著しく狭め、ひいてはその養育にあたる母親に過度の負担を与えるといわれる。孤立した高層住宅に住む場合、子供の自立性の発達や母親の精神状態に好ましくない影響を及ぼすという研究もある。このため、すでにイギリスなどでは幼児の住居として高層住宅を禁止する例もみられる。わが国では、子供の住む住宅がどの程度高層化しているかについての統計はないが、住宅の建て方について、一戸建以外の長屋建てや中高層の住宅割合は子供が小さい段階の方が多く、昭和53年から昭和58年の5年間にも夫婦と6歳未満児の世帯では56.8%から61.0%へ、夫婦と長子が6～17歳未満児である世帯では34.3%から35.8%へとわずかながら増大している（表3）。都市への人口と住宅の集中、「高密化」が進むことにより、この面での子供にとっての住環境は好ましくない方向にむかっているものといえよう。

子供の遊び場についての全国的な統計は乏しいが、近所に子供の遊び場がないとするものは昭和38年の34.3%から昭和48年の27.6%へとしだいに減少し（厚生省児童家庭局「全国家庭児童調査」昭和38年、建設省

住宅局「住宅需要実態調査」昭和48年）、自宅の庭や児童遊園・公園などの遊び場があるとするものは63.5%から72.4%へとやや増大している。その一方で、近所の空き地、その他の遊び場は減少しており、遊び場ありとするものでもその2割はそこへ行くのに危険があるとされている（上記建設省調査、昭和48年）。最近でも子供の遊び場、公園について満足とするものは、親と長子 6歳未満では53.3%、親と長子 6～11歳では54.2%、親と長子12～17歳では53.3%と、ほぼ半数に過ぎない（建設省住宅局『住宅需要実態調査結果報告』昭和58年）。遊び場の拡張、整備自体は毎年進められているにもかかわらず、昭和48年の調査に比べて住居の近くの子供の遊び場・公園に対する人々の評価は一向に上がっていない。居住地の自然の遊び場が急速に減少していくなかで、遊び場や公園に求められるものはますます高度で総合的な内容となり、そこに到る経路も安全で快適なものでなければならぬとの認識が強まっているからであろう。

子供の遊び方について、テレビ視聴など室内で過ごす時間が多く、戸外で遊ぶ時間が少ないことが広く指摘されている。栄養、体育指導の水準の向上にもかかわらず、子供の体力の問題が指摘されるようになってきたのは、このような遊び、運動の不足からきているものとみられる。

近年の児童の体力、運動能力は全般的に昭和50年代前半に頂点に達したあと、特に背筋など直立歩行する人類のもっとも特徴的な筋肉、いわゆる軀幹筋肉が弱化していることが確認されるなど、心身発達のゆがみがいくつかの側面について指摘されている。また近年いわゆる肥満傾向児（平均体重の 120%以上のもの）が着実に増加している。たとえば、昭和43年から昭和61年の間に、6歳男子では 1.3%から 3.4%へ、同女子では 1.5%から 3.4%、12歳男子では 2.6%から 7.9%へ、同女子で

は 3.0%から 7.7%へそれぞれ増加した（文部省『学校保健統計調査報告書』）。つまり、ある水準以上の運動量を大部分の児童が経験した時期には年齢ごとの体重は一定水準以内に集中していたが、近年、全般的に運動量が不足するようになってきたために栄養が過大になるものが増えている。

以上のような居住環境の変化が教育環境の変化とあいまって子供の成長、発育の上にもたらす問題は、個々の親が育児を行う上で種々の困難が増大していることを意味する。従来から事故による負傷率ならびに死亡率は男子が女子に比べべきわだつて高いから、以上のごとき環境変化は特に行動が活発な男児を育てるのに一層不利な条件と考えられる。近年男児を育てる困難が親によってより強く意識されると言われるのも、このような近隣環境の変化が背景にあるのかしれない。

3. 社会経済変動と子育て

(1) 就業時間の伸びと父親の役割

男子の就業時間は戦後昭和50年まで減少し続けてきたが、その後10数年間は逆に増加に転じており、昭和50年の週48.8時間から昭和61年の週50.9時間になった。なかでも育児期にある男子30歳代、40歳代の就業時間は非常に長く、特に就業時間のもっとも長い35～39歳をみると、昭和50年から昭和61年にかけて週50.5時間から週53.1時間へ 3時間近くも長くなっている（総務庁統計局『労働力調査年報』）。

このような労働時間の現状では家族、育児に関わる時間はかなり限定されたものにならざるをえないであろう。総務庁統計局の『社会生活基本調査』によると、家事・育児の時間は30歳代、40歳代の男子有業者ではそれぞれ昭和51年の 8分および 6分から昭和61年の11分および 9分へ

とわずかな変化にとどまる（表 5）。これに対して女子の家事育児の時間はこの10年間に無業、有業ともに増加しており、とくに30～39歳の無業者では 6時間 2分から 6時間57分へと大きく増加した。家庭用電気製品の発達と普及の結果、家事が省力化され家事時間が減少し、余暇時間が増大したといわれるが、最近10年間については、育児時間を含む家事の時間をみるかぎり実情は異なるといわなければならない。また、父親が平日に子供と接触する時間を国際的に比較すると、息子および娘に対して米国では1 時間および50分、西ドイツでは43分および42分であるに対し、日本の父親はそれぞれ33分、40分で、その接触時間は最も短い（総務庁青少年対策本部『日本の父親と子供』昭和62年）。このように家事・育児負担が母親の手に圧倒的に委ねられていることが育児のあり方に大きな影響を及ぼしている。家事、育児の性別分業の現状が子供の人格形成において種々の問題をひき起こすと言われている。

従来、予定子供数や理想子供数を夫と妻の間で比べると、夫の方が妻より大きいことが知られている。すなわち、厚生省人口問題研究所の第7 次出産力調査（昭和52年）によれば、その予定子供数は妻2.17人に対し夫2.33人で、理想子供数は妻2.61人に対し夫2.77人であるが、若い夫婦ほどその差が大きく、妻20～24歳では予定子供数は妻2.19人、夫2.60人で、理想子供数は妻2.48人に対し夫2.75人である。このような夫妻の出産意欲の差は、育児負担がもっぱら妻に委ねられる性別分業の現状を反映したものであろう。

家事・育児のこのような性別分業の現状は、女子の労働力参加にも影響を与えており、将来、このような家事・育児の性別分業のあり方が変わつていけば女子の労働力参加のしかたも変化していくものと考えられる。

(2) 主婦の雇用労働力化と母親の役割

母親の就業の進行も育児における母親の役割を変化させている。農業を中心とした自営業・家族従業を中心の時代には、母親は育児と就労を一体化させることができたが、経済発展、都市化、工業化の進展とともに女子の就業が雇用労働中心へと変化するにつれて、母親は就業と出産・育児を同時に行なうことが困難になってきた。

戦後、有配偶女子の労働率は農業就業が減少するのにともない低下してきたが、その雇用者割合はしだいに上昇してきた。すなわち、15歳以上50歳未満の有配偶女子に占める雇用の割合は昭和45年に20.4%であったが、昭和61年には36.5%に達した（総務省統計局『労働力調査年報』昭和61年）。このため、50歳未満の有配偶女子労働率は昭和50年の46.5%を底として再び上昇し、昭和61年には55.7%に達した。有配偶女子の年齢別労働率は出産・育児との両立がもっとも困難な25～29歳、30～34歳でもっとも低くなっているが、この部分でもしだいに上昇しており、昭和61年には30～34歳の労働率は45.0%、雇用者割合は29.1%となっている。

このような有配偶女子の雇用労働力化は育児にどのような影響を与えるだろうか。さきの表5でみると、有業の女子の家事を含む育児時間は専業主婦（無業の女子）に比べれば明らかに短い。そのぶん母親以外による保育が行われざるをえない。父親の家事育児時間は、母親が就労している場合、専業主婦の場合に比べやや長くなる。たとえば、母親が就業していない核家族世帯では家事（掃除、洗濯、台所仕事）を全然しないという父親の割合は57.2%であったが、母親が雇用就業している核家族世帯では39.1%であった（厚生省人口問題研究所「保育環境調査」昭和53年）。したがって、母親が就業している家庭では一般的の家庭よりも

家事分担の点で男女平等にいく分でも近い家庭環境が生みだされるという面もある。

(3) 教育環境の変化と育児コストの上昇

戦後、高校および大学の進学率はしだいに上昇してきたが、高校進学率については昭和56年に94.3%に達した後大きな変化はなく、大学進学率については昭和51年に38.6%に達した後いくぶん漸減傾向にある。同時に女子の進学率は高校進学については昭和44年頃から男子を上回るようになり、大学進学については50年代の後半に入って男子との差が縮まってきている（表6）。このようにこの10年間は大学進学率の上昇傾向は見られなくなってきたが、そのことをもって学歴主義の風潮が弱まったとは必ずしも言えない。

近年、中年男子サラリーマンの間にいわゆる単身赴任が広がりつつある。この問題は中年男子の雇用者の転勤が頻繁になってきたことに加えて、特に、高等学校段階における転入学などの問題が主要な要因となっている。単身赴任を経験している者の割合は有配偶男子のうちの単身世帯の割合にほぼ該当するとみると、年齢別にみて50歳前後で約2%、全体では1.5%となっている（昭和60年『国勢調査』）。勤続年数を30年間とすると延べ45%であるから、男子が一生のうちに1度でも単身赴任を経験する者の割合は、いくつかの調査に基づいて単身赴任期間を約3年と仮定すると、約15%とみられる。わが国の中年夫婦の家庭には教育問題も絡んでこのような不自然な家庭生活の形態が相当数生みだされているといわざるをえない。

いわゆる登校拒否児は、思春期の生徒を教育する中学校において発生率が上昇している。中学校における「学校ぎらい」を理由とする長期（年間通算50日以上）欠席生徒は昭和59年の千人当たり4.50人、昭和60年

の4.66人から昭和61年の4.86人へとしだいに増加している（文部省『学校基本調査報告書』昭和61年）。また、海外生活を送ったいわゆる帰国子女の日本国内の学校への適応問題も現在のわが国の義務教育を中心とする学校教育の問題点を示している。

大学進学率が漸減傾向にあるなかで、大学進学のための費用は近年しだいに上昇している。子供の教育に要する費用は実際には勉強部屋などの住宅費まで含むことになるが、今はこれを通常の範囲に限定しても、長子が大学生である核家族世帯において教育関係費が消費支出に占める割合は、昭和49年から昭和59年の間に、夫婦と子供一人の場合11.3%から18.7%まで上昇し、夫婦と子供 2人の場合、11.9%から20.0%まで実際に 2倍近くまで上昇している（表 7）。

近年における教育費の上昇は様々な影響を与えているが、とくに母親の就業率を上昇させるひとつの要因となっているのではないかと考えられる。たとえば、夫婦と大学生一人の世帯では昭和49年から昭和59年に 1 世帯当たりの平均有業者数は1.24人から1.41人に増加した。これはほぼ母親の就業率が24%から41%に上昇したことを意味する（表 8）。

表1 世帯類型別「子供のいる世帯」の割合

(単位 %)

世帯類型別	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
18歳未満児のいる世帯				
一般世帯	54.1	51.9	49.0	45.2
親族世帯	68.1	64.6	61.3	57.2
核家族世帯	63.5	61.0	57.9	53.3
夫婦と子	81.7	80.3	77.6	73.8
男親と子	41.9	39.3	39.7	38.5
女親と子	40.5	38.2	38.6	39.2
その他の世帯	79.8	75.1	71.8	69.6
6歳未満児のいる世帯				
一般世帯	25.6	25.4	21.0	17.3
親族世帯	32.2	31.7	26.3	21.9
核家族世帯	30.1	30.1	24.3	19.6
夫婦と子	40.5	41.2	33.9	28.5
男親と子	6.3	5.4	4.0	2.8
女親と子	7.2	7.7	7.0	6.3
その他の世帯	37.6	36.2	32.4	28.9

(資料) 総務庁統計局『国勢調査』

表2 「子供のいる世帯」の世帯数および世帯類型別割合
(単位 千世帯、%)

世帯類型	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
18歳未満児のいる世帯	16,421	17,453	17,600	17,244
一般世帯	100.0	100.0	100.0	100.0
親族世帯	99.8	99.9	99.8	99.6
核家族世帯	66.4	69.8	71.0	70.5
夫婦と子	62.0	65.8	66.5	65.0
男親と子	0.6	0.6	0.7	0.8
女親と子	3.7	3.4	3.9	4.7
その他の世帯	33.4	30.1	28.8	29.1
6歳未満児のいる世帯	7,759	8,548	7,543	6,559
一般世帯	100.0	100.0	100.0	100.0
親族世帯	100.0	100.0	100.0	100.0
核家族世帯	66.7	70.4	69.6	68.2
夫婦と子	65.1	68.9	67.8	66.1
男親と子	0.2	0.2	0.2	0.2
女親と子	1.4	1.4	1.6	2.0
その他の世帯	33.3	29.6	30.4	31.8

(資料) 表 1と同じ.

表3 世帯の類型別住宅状況

年次, 世帯の類型	持家 割合 (%)	長屋 共同 建 割合(%)	一人当たり		最低 居住水準 以上(%)	平均 居住水準 以上 (%)
			居住室数	畳数		
昭和53年						
長子18歳未満のいる						
3 類型計	55.3	36.8	1.1	6.4	79.1	27.7
夫婦と長子6 歳未満	30.4	56.8	1.0	5.7	84.0	20.5
夫婦と長子6 - 17歳	58.1	34.3	1.1	6.5	75.4	26.9
夫婦と長子18歳未満お よび65歳以上の者	89.8	9.6	1.2	7.5	84.1	43.8
昭和58年						
長子18歳未満のいる						
3 類型計	59.2	37.4	1.2	7.0	83.9	34.4
夫婦と長子6 歳未満	32.4	61.0	1.1	6.3	89.4	28.7
夫婦と長子6 - 17歳	61.0	35.8	1.2	7.0	80.9	32.7
夫婦と長子18歳未満お よび65歳以上の者	91.6	9.1	1.3	8.0	87.2	49.1

(注) 1. 最低居住水準とは「6歳以上の子供は夫婦と別の寝室を確保し、12歳以上の子供は性別就寝とする。18歳以上は個室を確保する」等の条件を満たすもの。

2. 平均居住水準とは「4歳以上の子供は夫婦と別の寝室を確保し、12歳以上の子供は性別就寝とする。15 歳以上の者は個室を確保する」、その他食事室、台所、居間についての大きさ等の条件を満たすもの。

3. 居住室数、畳数、居住水準についてはそれぞれ世帯人員 3、4、5、6人のものを合計した

(資料) 総務庁統計局『住宅統計調査報告』。

表4 「夫婦と子供からなる勤労者世帯」の長子教育段階別、子供数別、持家借家別、平均住宅費比率および平均有業人員（昭和59年）

子供数	未就学児		小・中学生		高校生		大学生		その他	
	持家	借家	持家	借家	持家	借家	持家	借家	持家	借家
平均住宅費比率 (%)										
1-2人	11.6	10.2	10.0	7.6	7.5	7.3	6.1	6.2	6.1	6.1
3人以上	9.6	7.1	10.4	7.4	8.5	6.3	6.4	6.0	7.1	5.8
平均有業人員(人)										
1-2人	1.21	1.15	1.47	1.37	1.59	1.53	1.50	1.52	2.40	2.30
3人以上	1.15	1.10	1.39	1.26	1.55	1.50	1.46	1.38	2.63	2.49

(注) 住宅費比率は住居費（家賃・地代、設備修繕費）と住宅・土地購入のための借金返済額の実収入に対する比率。

(資料) 総務庁統計局『全国消費実態調査報告』昭和59年.

表5 家事育児の平均時間の推移 (単位 時間. 分)

年次・年齢	男 子 有業者	女 子	
		有業者	無業者
昭和51年			
30-39 歳	0.08	3.24	6.02
40-49	0.06	3.02	5.22
昭和56年			
30-39 歳	0.07	3.18	6.16
40-49	0.06	3.05	5.34
昭和61年			
30-39 歳	0.11	3.36	6.57
40-49	0.09	3.19	5.49

(注) 休日を含む1日当たり平均時間。

(資料) 総務庁統計局『社会生活基本調査報告』.

表6 男女別にみた高等学校、大学への進学率の推移 (単位 %)

年 次	高等学校等進学率			大学、短期大学等進学率		
	総数	男	女	総数	男	女
昭和30年	51.5	55.5	47.4	10.1	15.0	5.0
35	57.7	59.6	55.9	10.3	14.9	5.5
40	70.7	71.7	69.6	17.0	22.4	11.3
45	82.1	81.6	82.7	23.6	29.2	17.7
50	91.9	91.0	93.0	37.8	43.0	32.4
55	94.2	93.1	95.4	37.4	41.3	33.3
60	93.8	92.8	94.9	37.6	40.6	34.5
61	93.8	92.8	94.9	34.7	35.9	33.5
62	93.9	92.8	95.0	36.1	37.1	35.1

- (注) 1. 高等学校等への進学率：中学校卒業者のうち、高等学校等の本科
・別科、高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪
人は含まない。）の占める比率。
2. 大学・短期大学への進学率：大学学部・短期大学本科入学者数（
浪人を含む。）を3年前の中学校卒業者数で除した比率。

(資料) 文部省大臣官房調査統計課『文部統計要覧』。

表7 「長子が大学生である夫婦と子供からなる世帯」において教育関係費が
消費支出に占める割合 (単位 %)

年 次	子 供 数		
	1 人	2 人	3 人
昭和49年	11.3	11.9	15.0
54	16.7	16.0	17.1
59	18.7	20.0	20.0

- (注) 授業料、教科書・参考書、塾、通学費、文房具、学習机、辞書、仕送りなど

(資料) 総務庁統計局『全国消費実態調査報告』。

表8 「夫婦と子供からなる世帯」の子供数別、長子の就学状況別平均有業人員

(単位 人)

年 次	子供1人		子供2人		子供3人	
	長子の就学状況		長子の就学状況		長子の就学状況	
	大学生	15-21歳 で非就学	大学生	15-21歳 で非就学	大学生	15-21歳 で非就学
昭和49年	1.24	2.12	1.35	2.24	1.45	2.32
54	1.37	2.12	1.42	2.28	1.46	2.39
59	1.41	2.22	1.59	2.38	1.57	2.35

(資料) 表 7と同じ。

第4章 夫婦関係の変化と要因

核家族内の中心的人間関係は夫婦関係と親子関係である。戦前のわが国では直系家族制が支配的であり、世代の連続性が強調されたため、夫婦関係は直系家族世帯における親子関係に従属していた。戦後、民法の改正によって欧米型の夫婦家族制をモデルとする新しい家族観が入ってきた。また戦後の高度経済成長は、家族のおかれた社会経済的基盤を自営業層を中心とした社会から雇用者を中心とした社会に大きく変化させた。さらに戦後中高年者の死亡率が低下し中年夫婦の死別率の低下が続き、夫婦関係が著しく長寿化した。この法制、経済社会、人口の各側面における変動は戦後の家族における夫婦関係をどのように変えてきたのであろうか。

ここでは戦前と戦後にみられる夫婦関係の構造とその変化をめぐる問題を夫婦の長寿化と夫婦の雇用労働力化に焦点をあてて検討を加えるとともに、この人口学的、社会経済的変化が現在の夫婦関係の構造、すなわち夫婦の地位・役割関係、勢力関係などにどのような影響を及ぼしているかを浮き彫りにしてみたい。

1. 人口動態の変化と夫婦関係

(1) 夫婦関係の人口動態変化

夫婦関係は結婚によって発生し、離婚および死別によって解消することになる。そこで、まず人口動態統計に基づいて夫婦関係の発生と解消の長期的動向を概観しておこう。

まず、明治期から今日までの普通婚姻率（人口千人当たりの年間婚姻数）の推移をみると、戦前の変化を別にして、戦後は昭和22年から24年

までは10.0%。を超える高い水準にあったが、その後急激な低下を示した。昭和30年代に入ると上昇傾向に転じ、45年から47年にかけて再び10.0%。以上の水準を示すに至った。しかし、その後再び低下傾向に入り、昭和62年には5.7%。と人口動態統計史上最低の水準を記録している。

普通婚姻率の戦争直後のピークは復員等による結婚ブームによるもので、昭和40年代後半のピークは戦後のベビーブーム期の女性が結婚適齢期に達したことによる。最近の普通婚姻率の低下は、ひとつには結婚適齢期の人口規模の縮小によるものであるが、第2章でみたように最近の急激な晩婚化による部分も大きい。

つぎに明治期から今日までの普通離婚率（人口千人当たりの年間離婚数）の推移をみてみよう（図1）。江戸時代の庶民の生活においては比較的自由に離婚や再婚ができたと言われるが、明治に入って武家の家制度をモデルにした明治民法の施行などによって、明治、大正期には離婚率は大きく低下した。戦後になって、敗戦による社会的混乱によって離婚率は一時上昇したが、社会が安定するとともにそのレベルは再び低下するに至った。しかしながら離婚率は昭和30年代末以来上昇に転じ、昭和50年代後半に一時急騰した。ただしここ2～3年はやや沈静化している。近年の離婚率の上昇傾向は、高度経済成長に伴う社会経済変化により女性の経済的・社会的地位が向上したことや、離婚に対する社会意識が徐々に変化してきたことによってもたらされたものと考えられる。

夫婦関係の発生と解消の大きな契機となる結婚と離婚についてみてきたが、夫婦の死別と再婚についても一瞥しておこう。明治以来今日まで、死亡率の長期的低下が続き平均寿命が延びてきたことによって夫婦の死別の確率も低下が続き、夫婦の長寿化が続いてきた。一般に妻は夫より

年下であり、女性の平均寿命が長いため、妻が夫と死別して生き残る確率はその逆の場合よりも高い。また、男性は離別または死別した場合に女性よりも再婚する確率が高かった。そのためこれまで女子の中高年の死別者割合ならびに離別者割合は男子を大きく上回っていた。ところが、近年、男女とも中高年の平均余命が大きく伸びてきたため、中高年の死別者割合が大きく低下してきた。このような死別率の変化とともに再婚率についても近年新しい動きがみられ、男性の再婚率が低下し女性の再婚率が上昇し男女間の較差が大きく縮ってきた。これによって中高年の死別者割合ならびに離別者割合の男女差が縮小している。

このような夫婦関係の人口動態変化をみると、近年の離婚率の上昇傾向によって夫婦関係の解消を強める要素がいくぶん芽ばえているものの、全般的には、生涯未婚率の低さ、死別率の低下によってわが国有配偶率の水準は高く維持され、しかも夫婦関係は長期に持続できるようになってきていると言える。

(2) 夫婦のライフサイクルの変化——戦前と戦後の比較

前述の夫婦関係の人口動態変化をふまえて、ここでは、配偶関係別生命表を用いて戦前と戦後における「夫婦の一生」のモデルを作成し、このモデルに基づいて、戦前と戦後における夫婦関係の変化を概観してみよう（表1）。

戦前は、結婚年齢が早かったから子供を生み始めるのも早く、夫婦は15年かかって5人の子供を生んでいる。現代では結婚が遅く子供を生み始めるのも遅いが、子供の数が減っているので、5年で2人の子供を生みおさめてしまう。したがって、出生期間は3分の1に短縮されている。戦前では子供の教育期間は短かったが、それでも5人の義務教育を終えるには結婚後27年を要している。現代では子供の数こそ少ないが、子供

の教育期間が伸びているから、子供の養育期間は戦前とほとんど変わっていないと言える。

成人した子供が親と同じ年齢で結婚すると仮定し、かりに第一子を女子とすると、彼女が結婚するのは、戦前では夫婦の銀婚式のころ、現代ではやや遅れて27年目である。ちなみに初孫の誕生は戦前では27年目、現代では33年目となる。末子を男の子とすると、子供がすべて結婚するのは、戦前では41年目、現代では33年目ということになる。また、夫がサラリーマンで定年を迎えるとすると、夫の定年は戦前では結婚29年目、初孫の誕生後間もなくである。夫の定年は5人の子供の義務教育終了とほとんど時を同じくしており、夫が定年を迎えるまでに、子供をすべて育てあげることはできず、定年後も子供を養育すという役割が残されている。現代では夫の定年までには子供の養育が完了しており、定年後の夫婦は親としての役割から解放される。

夫の死は戦前では結婚37年目、現代では49年目に訪れる。妻の死は42年目と58年目である。戦前では定年から夫の死亡までの期間は8年、夫の死亡から妻の死亡までは5年である。定年後も子育てが続いているため、戦前の夫婦は天寿を全うしたとしても、結婚生活のすべてを子供を育てることに費やしたといっても過言ではない。ところが現代の夫婦では定年から夫の死亡までの期間は17年、夫の死亡から妻の死亡までは9年である。現代は夫の定年までに子育てが完了しているから、定年後には夫婦だけの長い「空の巣（エンプティ・ネスト）」の生活がある。

この夫婦の一生のモデルは、夫婦が離婚することなく、ともに天寿を全うすることを前提にしている。しかし、死亡や離婚によって初婚の夫婦が途中で解消する可能性を無視することは適当ではないと思われるから、夫婦のライフ・ステージごとに夫婦関係継続の確率を確かめておく

ことにしたい。夫婦関係継続の確率は、夫婦のライフ・ステージが進むのにともなって小さくなる。例えば、末子が生まれるまで夫婦関係が継続する確率は、戦前では74%にすぎない。死亡率が高かった戦前の夫婦では、ライフ・ステージが進めば進むほど夫婦関係継続の確率は急速に小さくなる。かりに夫婦どちらも天寿を全うしたとしても、子供を育てきれず、子育ての途中で夫婦の 4分の 3が死亡（や離婚）によって解消するというような、夫婦にとっても子供にとっても苛酷な生活の一端を知ることができる。また現代の妻は戦前の妻より14年も長く夫と生活を共にできるという点で、大きく変わっている。夫婦関係には多様のコースがあることは今も昔も変わりがないとはいえ、戦前では、夫婦だけでなく子供の死亡率もそれ以上に高かったことを考えれば、それだけ多様な家族のライフ・コースが存在したことになる。

このようにみると、夫婦の一生はこの半世紀の間に出生率・死亡率の変化によって大きな変貌をとげたことが明らかである。現代の夫婦の立場からいえば、夫婦である期間が著しく伸び、とくに、子供の養育期間に匹敵するほどの長い「空の巣」の期間がある。定年から夫死亡までの期間は戦前の 2倍以上に伸び、定年から夫の死亡を経て妻が83歳で死亡するまでの期間が26年にも及ぶということは、早い時期から一生を通した生活への備えが必要であることを物語っている。

戦前（昭和10年）と戦後（昭和60年）の「夫婦の一生」をモデル化し、半世紀の間に生じた夫婦関係の変化を概観したが、今後の夫婦関係の変化について考えると、これから40年間の平均寿命の伸びはせいぜい 3年程度と予想されており、出生児数についてもそれほど大きな変化は考えにくいので、人口学的には今後わが国の夫婦関係にこれまでほど大きな変化が起こるとは思えない。これからはむしろ夫婦関係の長寿化や「空

の巣」の期間の長期化にどのように対処していくかが問われることになる。

2. 社会経済変化と夫婦関係

(1) 雇用者社会への転換

わが国は第1次産業を中心とする戦前の農業社会から第2次・第3次産業を中心とする戦後の産業社会へと大きく変化してきた。ここでは、このような産業構造の転換過程における15歳以上人口の労働力率の変化を概観し、ついで、この労働力人口に占める雇用者割合の変化を検討し、雇用者社会への転換点とその後の展開過程をみることにしたい。

15歳以上人口の労働力率をみると、男子の場合、戦前においてはほぼ90%の水準を示していたが、戦後になると若干低下し、昭和60年における労働力率はほぼ80%となっている。この労働力率の低下は、進学率の上昇に伴って15～19歳の労働力率が低下してきたことと、高齢者の労働力率が低下したことによる（図2）。ところが、女子についてみると、戦前・戦後を通じてほぼ50%前後の労働力率で推移している。女子の場合、男子同様、15～19歳においては最近の進学率の上昇によって労働力率が極端に低下しているが、20～24歳および30～34歳以降50～54歳ではむしろ戦前よりも労働力率が上昇している（図3）。

労働力率の変化とは別に、戦前と戦後における従業上の地位には大きな違いがみられる。戦後間もない昭和25年の資料でみると、男子の雇用者割合は50%に満たないし、女子に至っては30%以下の水準に留まっていた。

かりに雇用者割合が50%を超えた時点を雇用者社会への転換点とすると、この割合が50%を超えたのは男子では昭和30年であり、女子では昭

和45年のことになる。したがって、わが国の雇用者社会への転換は昭和30年代にはじまり、女子を含めた本格的な転換は40年代後半からはじまることになる（図4）。

このような雇用者社会への転換は夫婦の生活構造に大きな変化を及ぼした。自営業者にとっては職住一致、職住近接が普通であったが、雇用者の多くにとっては職住分離、しかも大都市では住宅事情のゆえに自宅と勤務先の距離が長くなり通勤時間が伸び、夫婦が一緒にいられる時間は極端に減少することになった。また、近年における夫の単身赴任の増加は、夫婦関係のみならず親子関係も含んだ家族関係全体の希薄化にもつながる点で大きな問題を投げかけている。

（2）妻の雇用労働力化

本格的な雇用者社会への転換がはじまってからの女子の雇用労働力化の足取りを追ってみると、昭和50年代には雇用者割合が60%台に達し、60年には70%を超えるに至っている。そこで、昭和25年と60年における女子の年齢別雇用者割合を対比させて雇用労働力化の進展状況をみてみよう。

配偶関係構造でみると女子の有配偶率は昭和60年では25～29歳でほぼ70%、30～34歳でほぼ90%となっているので、25歳以上の年齢階級に限定すればほぼ有配偶女子の雇用労働力化の傾向を知ることができる。昭和25年における25～39歳の雇用者割合は20%台にすぎなかったのに、60年においては70%台に達している。40～59歳においても、昭和25年では10%台にすぎなかった雇用者割合が、60年に至ると60%台となっている（図5）。

これらの数値は、主婦の雇用労働力化の著しさを物語っているものの、あくまでも女子の労働率が50～60%台という状況のなかでの雇用労働

力化であることに留意する必要がある。

このような主婦の雇用労働力化は年齢別にみて一様に進んでいるわけではない。雇用労働力化が顕著になった最近の女子の年齢別労働力率のカーブをみると、いわゆるM字型のパターンが明瞭である。これは、20代後半から30代前半における結婚・出産・育児による労働市場からの離脱が労働力率の低下を引き起こし、育児から手が離れた後の労働市場への復帰により30代後半からの労働力率の上昇が起こるためである。また、近年M字型の第2の山が上昇しているが、これはいわゆるパートタイマーの増加によって進展していることも特徴的である。これらの事実は、現在までのところ主婦の雇用労働力化が仕事と家庭を両立させるという意識のもとに推し進められていることを物語っている。

このような動向をふまえて戦前から現在に至る夫婦の就業構造をモデル化するとすれば、戦前は、夫自営業・妻家族従業者が一般的であったのが、戦後になって、夫雇用者・妻専業主婦という性別役割分業が徹底化した時代を経て、現在、夫雇用者・妻専業主婦の役割分業型夫婦と夫妻とも雇用者という共働き夫婦との併存時代を迎えていよいよ。

3. 現代の夫婦像

人口動態との関連でわが国の夫婦関係をみると、夫婦の長寿化に伴って銀婚式を迎える夫婦が70%にも達したという喜ばしい事実とともに、老親と同居する子夫婦にとって老親扶養の期間が大幅に伸びるといった問題も現れてきている。一方、社会経済の変化に着目して夫婦の関係をみると、雇用者社会への転換に伴って、戦前にあまりみられなかった夫婦とも雇用者という共働き夫婦も多くなってきた。それでは、このような人口動態ならびに社会経済の変化のなかで夫婦の地位、役割関

係はどのように変化してきたのであろうか。

ここでは、主として総理府が昭和57年に全国の20歳から59歳までの女性を対象にして実施した「婦人問題に関する国際比較調査」に基づいて、(1) 夫婦の地位と平等、(2) 夫婦の役割分担、(3) 夫婦の勢力関係、(4) 夫婦の満足度の側面からその実態をかいまみることにしたい。その際妻の雇用労働力化に伴う夫婦関係の問題に焦点を当てるために、とくに雇用者（就業主婦）と無職（専業主婦）とを比較しながら検討してみよう。ただし、わが国では妻の雇用労働力化が進展してきているとはいえ、米国のように就業者夫婦のほとんどが雇用者（90%）という段階には至っていないうえに、雇用者の場合でも家庭を主、仕事を従としたパート雇用の形態が多い。そこで、雇用労働力化と夫婦関係については、米国の状況と比較しながら検討を進めていきたい。

(1) 夫婦の地位と平等

戦後、民法改正ならびに経済発展とともになう雇用者社会への転換などを通じて女性の経済的・社会的地位は向上し、夫婦の地位も対等・平等になってきているものと推察されるが、現代の女性は家庭での男女の地位についてどのように感じているのであろうか。

全体的にみると「男性の方が優遇されている」という見方が強く、「女性の方が優遇されている」との見方をするものはきわめて少ない。これを雇用者（ほぼ就業主婦）と無職（ほぼ専業主婦）の間で比較してみると、「男性の方が優遇されている」という見方は就業主婦の方が専業主婦よりも高い。この違いは、職場での男女の不平等感が家庭生活にまでもちこまれていることと、就業主婦が家事と就業の二重負担を負っていることの表れではないかと思われる。というのは、この調査では職場生活での男女の平等感も尋ねており、その結果を示すと、就業主婦の73

%は「男性の方が優遇されている」と答えていたからである。

同じ意識を妻の年齢別に比べても大きな差ではなく、若い世代の間でも「男性の方が優遇されている」という意識は強い。

この結果を米国の女性の意識と比較すると、米国では「男性の方が優遇されている」が47.6%であり、「平等」と「女性の方が優遇されている」とを合わせた割合は48.7%となっている。雇用構造などの点で米国に近づいているとはいえ、わが国の夫婦の地位は家庭生活においても必ずしも対等・平等になるまでには至っていないように思われる（表2）。

これを総理府が昭和47年に18歳以上の女性 2万人を対象にして実施した全国調査「婦人に関する意識調査」の結果と比較してみよう。質問の仕方が違っているので直接比較することは難しいが、男女の地位は「平等になっていない」が62%を示していた。

このような男女不平等意識は、子供のしつけ方とも深く結びついていくように思われる。昭和57年の調査では、子供のしつけ方について尋ねているが、その結果をみると、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけた方が良い」は62.6%、「差別なく、同じようにしつけた方が良い」は34.3%になっている。これを米国についてみると、米国では「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく、しつけた方が良い」が28.1%であるのに対して、「差別なく、同じようにしつけた方が良い」は67.4%となっている。両国の結果からみると、わが国の子育てにおける性差別意識はまだまだ強いと言える。しかしながらこれを昭和47年の総理府調査の結果と比較すると、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけたほうがよい」が75%、「同じようにしつけたほうがよい」が19%となっている。この10年間だけについてみれば、子育てにおける性差別意識は着実に減ってきているということである。

夫婦の不平等性が子育てにおける性差別意識に根ざすものだとすれば、男女平等の子育てが浸透することによって、いずれは夫婦対等の原則も徹底化していくのではないかと考えられる。

(2) 夫婦の役割分担

夫婦の役割分担にはいろいろな側面があるが、ここでは、「食事の後片付け、食器洗い」、「掃除」、「洗濯」といった夫婦の家事分担調査において一般的に用いられている項目に基づいて役割分担の実態をみることにしよう。

まず、「食事の後片付け、食器洗い」の全体状況をみると「妻」の89%がその役割を担っているが、「家族全員」と「子供」は3%台にすぎず、「夫」に至っては0.8%に留まっている。これを就業主婦と専業主婦とで比べると、若干の違いはあるものの、どちらの場合も「妻」とするものが90%前後を占めている。就業主婦については「家族全員」と「子供」の協力度が専業主婦よりも若干高くなっているが、その割合は前者が3%、後者が5%を示すにすぎない。この結果は、年齢別でみてもほとんど違いがみられない（表3）。米国の状況をみると「妻」64.0%、「家族全員」20.6%、「夫」6.8%となっている。したがって、「食事の後片付け、食器洗い」に関しては、米国においても「妻」がその役割を中心的に担っていると言えるが、「家族全員」の協力度がわが国と比べて格段に高い。

つぎに、「掃除」についての全体状況をみると、わが国の場合「妻」の92%がその役割を担っており、妻の果たしている役割がきわめて大きい。これを就業主婦と専業主婦に分けると「食事の後片付け、食器洗い」と同じような結果を示している。これは、年齢別にみても、大きな違いがみられない（表4）。米国では、「妻」47.4%、「家族全員」20.3%と

なっている。したがって、「掃除」についても、米国では「家族全員」の協力度が高い。

さらに、「洗濯」についてみると、「妻」が圧倒的に大きな役割を果たしており、これは、妻の就業状態別、年齢別にみても大きな違いがみられない（表5）。この結果を米国と比較すると、米国でも「妻」が82.0%、「家族全員」が12.7%となっている。

この三つの項目に関する調査結果からみるかぎり、わが国における家事は圧倒的に妻の役割となっており、米国に比べて夫の協力はほとんどないばかりか家族（主として子供）の協力すら少ないことが分かる。このような夫婦の役割分担の実態がでてくる背景を、夫婦の役割分担意識からさぐってみよう。同じ総理府の国際比較調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する賛成率は、全体的にみると70%を超えており、就業主婦においては「賛成」50%に留まっている。ところが、専業主婦では、この割合が80%近くを占めている。したがって、この点に関しては、就業主婦と専業主婦との間に、考え方による大きな違いがみられる（表6）。

また最近の民間調査から「男が台所の仕事をすること」についての意識をみると、「いいことだ」とする考え方男子で68%、女子で82%となっている（毎日新聞社「家族に関する全国世論調査」昭和63年）。したがって、実態としては「妻」が大部分台所仕事を担っているが、意識としては「夫」もその仕事を分担した方がよいという考え方方が芽ばえてきているように思われる。ただし、米国では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する賛成率は34.0%で、「反対」は65.1%となっており、伝統的性別分業意識はずっと弱い。

このような意識調査の結果をみると、わが国でも妻の雇用労働化の

進展とともに、夫婦の役割分担に対する考え方が徐々に変化してきているのではないかと思われる。

(3) 意思決定をめぐる夫婦の力関係

家庭生活においては家族全体に関わる様々な選択の必要が起きるが、その選択的行動に対する決定を誰が下すのかという問題がある。総理府調査では、土地、家屋の購入、子供の教育方針、家計費管理、貯蓄、投資の各項目についてその最終決定権が夫と妻のどちらにあるかを尋ねており、さらにこれら全体を含めた全体的な実権をどちらが握っているかも尋ねている。そこで、ここでは全体的な実権を夫と妻のどちらが握っているかを尋ねた調査結果を用いて夫婦間の意思決定をめぐる力関係をみることにしよう。

全体的にみると「夫」約66%となっており、「妻」ないし「夫と妻の両者」をあわせても30%に満たない。これを就業主婦と専業主婦とでみると、就業主婦では「夫」にあるとするものが専業主婦より若干低くなっている。また、年齢別にこの勢力関係をみると、20代で「妻」ないし「夫と妻の両者」とする割合が他の年齢層より若干高くなっているが、「夫」が決定権を握っているということに変わりはない（表7）。

それに対して米国では、「夫」30.7%、「妻」10.5%「両者」57.3%となっており、家庭生活の運営における最終決定は、夫と妻の相談のうえ決定するというのが一般的であるように思われる。ところが、わが国においては家庭生活における重要な選択を最終決定するのは「夫」であるという意識が今日においても根強く残っており、このことが、先に触れた夫婦の地位と平等に関する意識にも反映しているように思われる。

(4) 夫婦関係に対する満足度

総理府調査によって、夫婦関係において、妻がどの程度満足しているかをみると、全体としては「満足」が80%を超えており。これを就業主婦と専業主婦に分けてみると、専業主婦では「満足」がほぼ90%に達しているのに対して就業主婦はその割合が70%となっている。また、これを年齢別にみると、20代では「満足」が60%に留まっており、「不明」とする割合が36%に達している。しかし、30代以上の年齢層においては「満足」とするものが85%以上の割合を占めている（表8）。

米国では「満足」70.2%、「不満」3.1%、「不明」26.6%となっている。したがって、全体としてみれば、わが国夫婦の方が「満足」度が高いということになる。この結果をみると、わが国夫婦の幸福度は米国よりも低く、しかも、結婚の経過とともにその幸福度が低下していくといわれていた見方が、必ずしも当てはまらないと言えよう。

最後に夫婦の満足度と関連して離婚観をとりあげてみよう。総理府調査では「結婚して相手に満足できない時は離婚すれば良い」という考え方方に「賛成」か「反対」かを尋ねている。全体的にみると、この考え方方に「賛成」するものが約27%、「反対」とするものが約60%となっている。これを就業主婦と専業主婦とでみると、就業主婦、専業主婦ともに「反対」が約60%となっており、両者の間にはほとんど差がない。また、これを年齢別にみると、年齢の上昇とともに、「賛成」の割合が下がってくる。しかし、どの年齢層とも「反対」が「賛成」を上回っている（表9）。

ところが、米国では、「賛成」が67.7%、「反対」が29.0%となっており日・米で「賛成」と「反対」の割合がほぼ逆転していることになる。この結果を昭和47年の総理府調査と比較してみよう。この調査によれば、

離婚に「共鳴できる」が22%、「共鳴できない」が71%となっている。したがって、この10年間についてみれば離婚観にも徐々に変化が現れているように思われる。前述の民間調査でも、「あなたは現在の配偶者と離婚したいと思ったことがありますか」と尋ねている。この調査結果を見ると、「離婚したいと思ったことがある」という女性が約40%の割合を示した。かつては夫婦関係に不満はあっても離婚まで考える妻は少なかったが、そのような考え方方がいくぶん変わりつつあるとみることができよう。

以上、わが国の夫婦関係を地位と平等、役割分担、勢力関係、満足度の側面から眺めてきたが、今日の日本では夫妻の長寿化および社会経済の急激な変化にもかかわらず、今のところ夫と妻の役割分担がはっきりしており、「夫は外、妻は家庭」という意識が大勢を占めている。また、妻は家庭における家事分担の中心的担い手であるにもかかわらず、重要事項の決定権は、夫が握っている。ところが、このような夫婦関係に対して妻の「不満」は意外に少ないことも明らかになった。

他方、役割分担と幸福度の面において就業主婦と専業主婦の間に若干意識の違いがあり、就業主婦の間では伝統的性別役割分業への批判意識がみられる。このことは、夫婦間における地位と役割の対等・平等な関係は女性の社会進出が進むとともに実現の方向にむかって行くことを示唆しているように思われる。

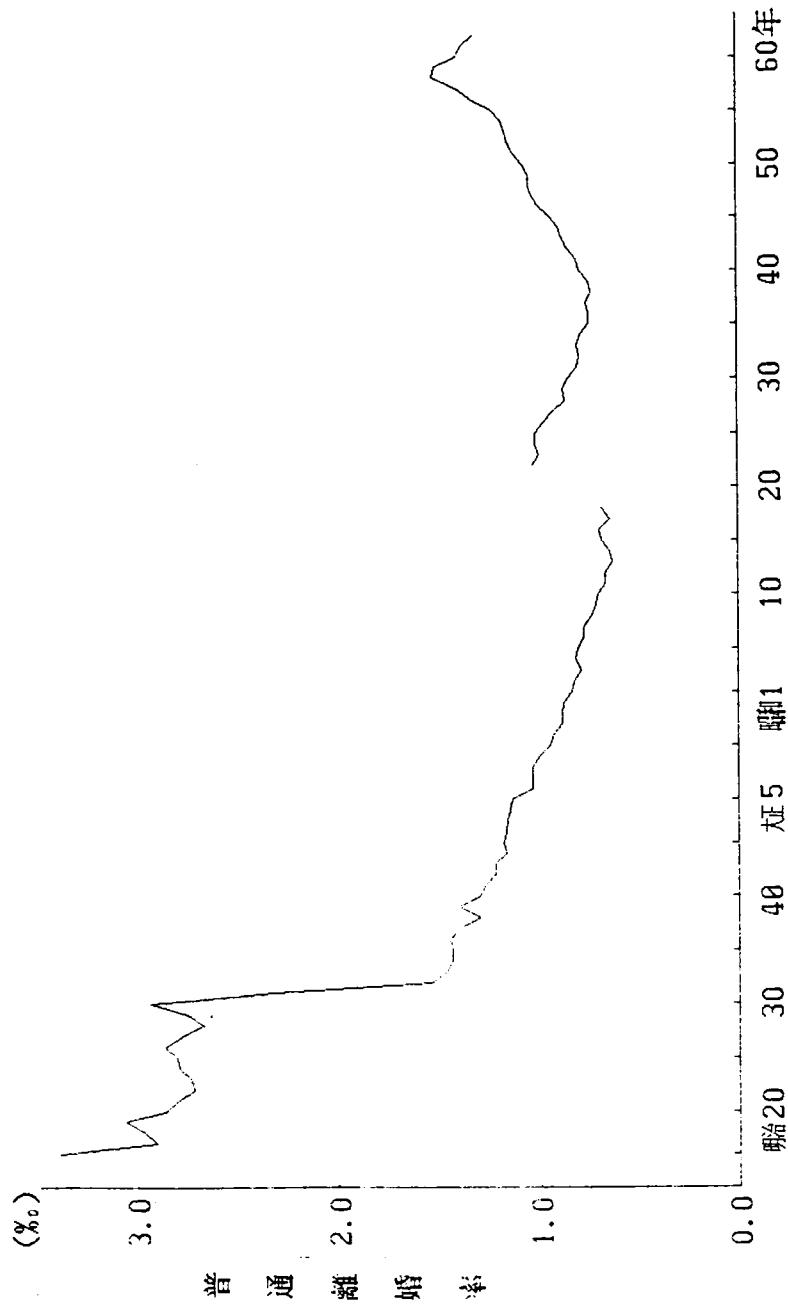
表1 「夫婦の一生」のモデル
-昭和10年と昭和60年の比較-

ライフ・ステージ	戦前の夫婦		現代の夫婦	
	結婚後の年数	夫婦の継続確率(%)	結婚後の年数	夫婦の継続確率(%)
結婚	夫 26.4歳 妻 22.5歳	100 93	夫 28.2歳 妻 25.5歳	100 96
第1子(女)出生 末子(男)出生	2年 15年	74	2年 5年	92
第1子小学校入学 末子小学校入学	8年 21年	84 64	8年 11年	89 86
第1子学校卒業	(小学校) 14年	75	(高校) 20年 (大学) 24年	79 75
末子学校卒業	(小学校) 27年	54	(高校) 23年 (大学) 27年	76 72
銀婚式	25年	57	25年	74
第1子(女)結婚 末子(男)結婚	25年 41年	57 25	27年 33年	72 66
初孫出生	27年	54	29年	70
夫定年 夫死亡	29年 37年 (夫63歳)	50 33	32年 49年 (夫77歳)	67 33
妻死亡	42年 (妻65歳)	23	58年 (妻83歳)	10
金婚式	50年	8	50年	30
定年から夫死亡 定年から妻死亡 夫死亡から妻死亡	8年 13年 5年		17年 26年 9年	

- (注) 1. 戦前は昭和10年、現代は昭和60年の資料を主に用いた。
 2. 戦前の夫婦は平均5人、現代は平均2人の子供をもつ。
 3. 戦前の結婚年齢は、未婚者割合から推定した。
 4. 子供の教育は、戦前はすべて小学校卒とし、現代は高校卒と大学卒の二本立てとした。
 5. 夫の定年は戦前は55歳、現代は60歳とした。

(資料) 厚生省人口問題研究所「結婚生命表」。
 厚生省人口問題研究所「配偶関係別生命表」。
 厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計』。
 厚生省人口問題研究所『第1次出産力調査』(昭和15年)。
 厚生省人口問題研究所『第8次出産力調査』(昭和57年)。

図1 普通離婚率の推移

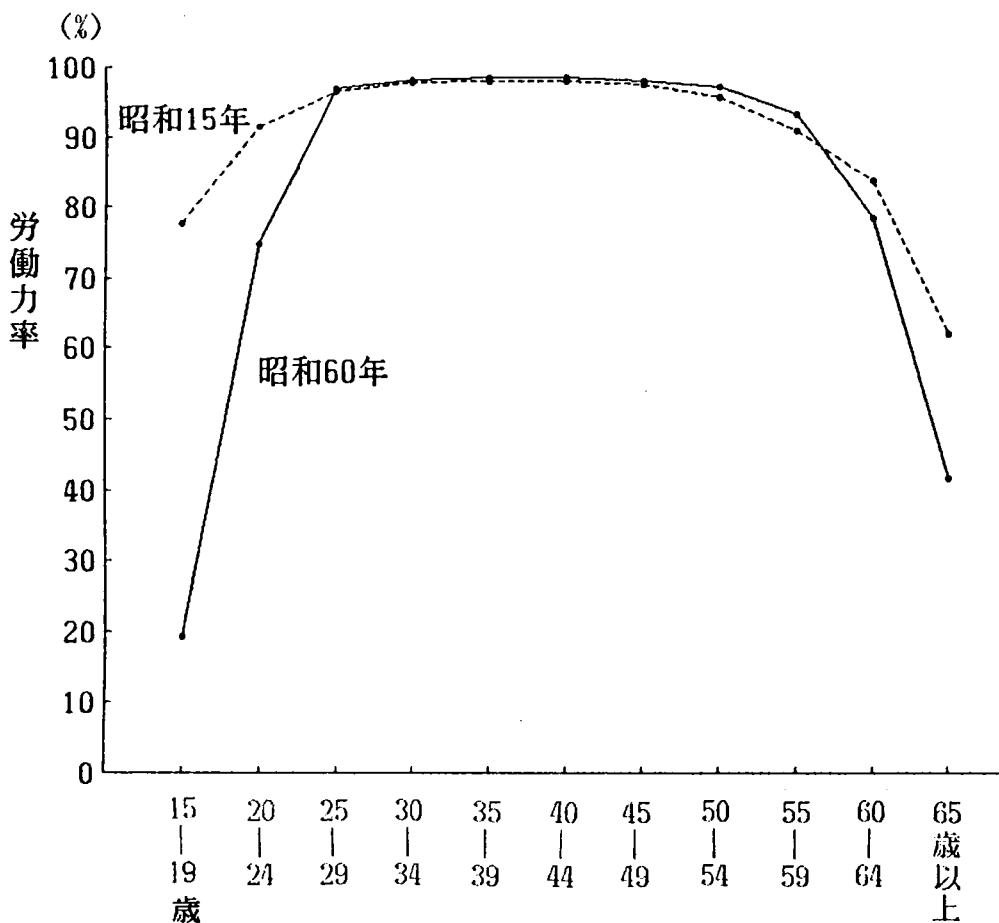


(資料) 昭和18年以前は内閣統計局『日本帝国統計年鑑』、『日本帝國人口動態統計』。

昭和22年以後は厚生省『人口動態統計』。

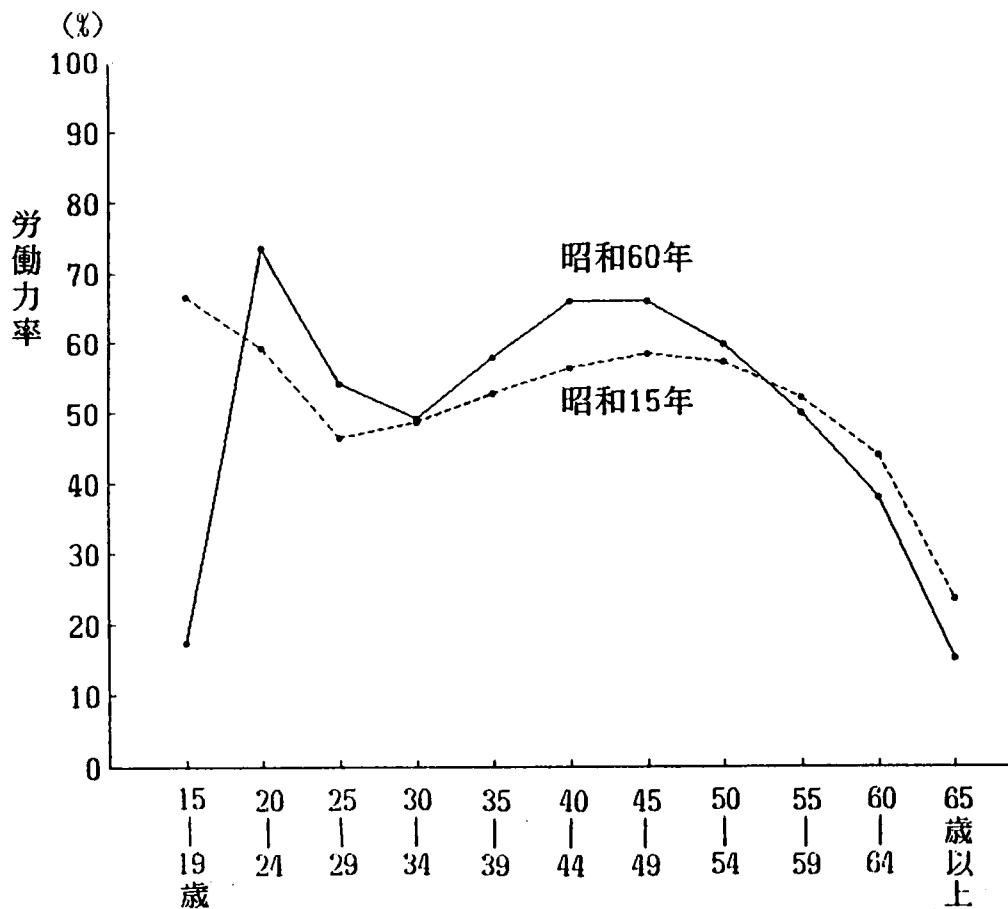
昭和19～21年は資料なし。

図2 男子の年齢別労働力率——昭和15年と昭和60年



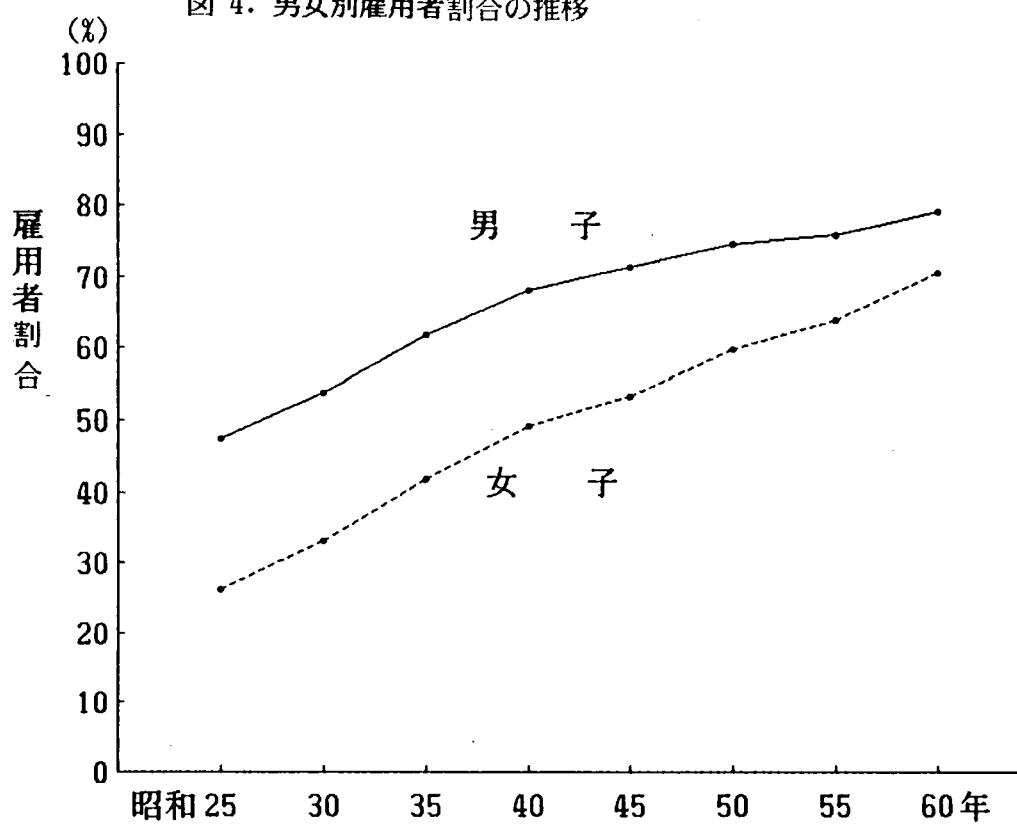
(資料) 総務庁統計局『国勢調査』。

図3 女子の年齢別労働率——昭和15年と昭和60年



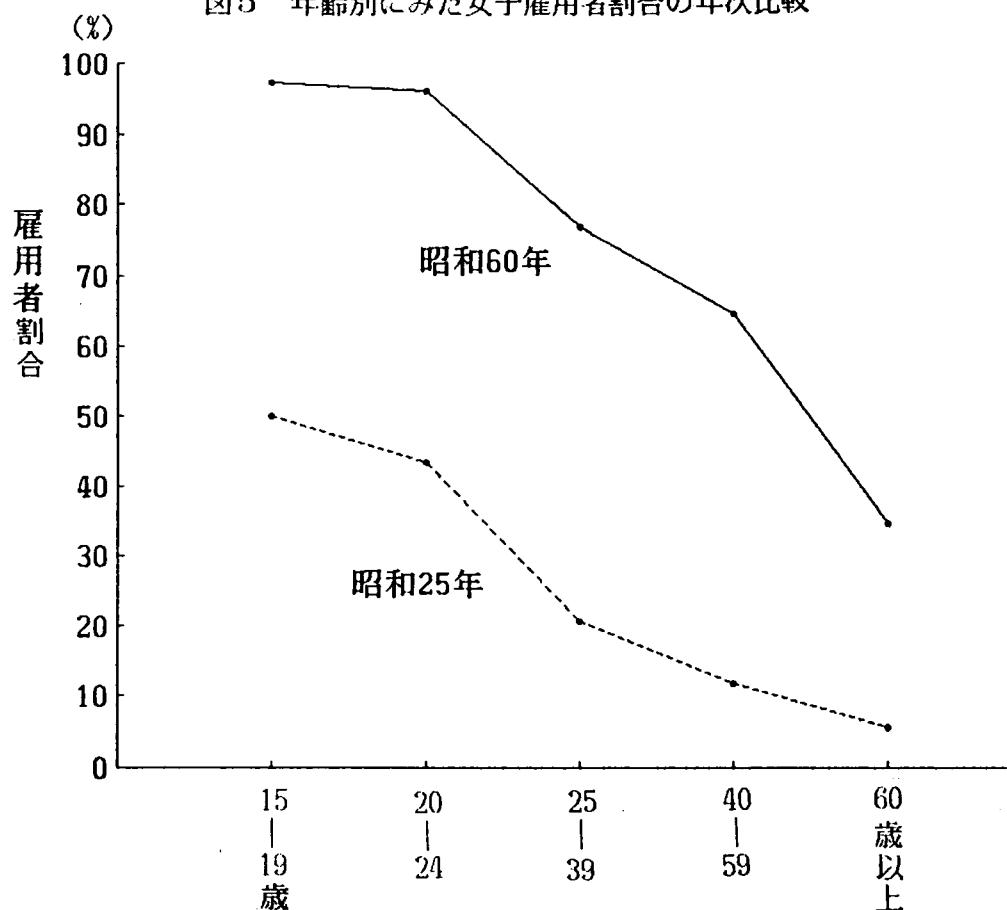
(資料) 図 2と同じ。

図 4. 男女別雇用者割合の推移



(資料) 図 2と同じ。

図5 年齢別にみた女子雇用者割合の年次比較



(資料) 図 2と同じ。

表 2 家庭での男女の地位の平等についての意識（昭和57年）

(単位 %)

被用者・無職 年齢	総 数	男性の方が優遇されている	平 等	女性の方が優遇されている	わからぬ
総 数	100.0(1,294)	66.8	27.1	4.1	1.9
被 用 者	100.0(399)	70.6	23.1	3.8	2.5
無 職	100.0(641)	63.2	30.3	4.6	2.0
20 ~ 29歳	100.0(239)	65.7	27.2	3.7	3.3
30 ~ 39	100.0(443)	67.5	26.4	4.6	1.6
40 ~ 49	100.0(340)	65.0	28.5	4.1	2.4
50 ~ 59	100.0(272)	69.1	26.5	3.7	0.7

(注) 1.被用者（役員・管理職、専門技術職、事務職、販売・生産・運輸職），
無職（働いていない主婦、働いていない学生、その他の無職）。

2.()内は標本規模。

(資料) 総理府『婦人の生活と意識 国際比較調査結果報告書』（昭和59年）。

表3 家事分担（食事の後片付け、食器洗い）についての実態（昭和57年）

							(単位 %)		
被用者年	被用職	総数	夫	妻	子	供	家族全員	その他の人	不明
総	無職	100.0(1,138)	0.8	88.6	3.2	3.5	2.6	1.3	
	被用者	100.0(312)	1.0	86.2	4.2	5.4	2.2	1.0	
	無職	100.0(597)	1.0	91.3	2.5	2.8	1.0	1.3	
20 ~ 29歳	無職	100.0(148)	1.4	91.2	—	5.4	0.7	1.4	
30 ~ 39	被用者	100.0(421)	1.0	91.0	2.1	2.6	1.9	1.4	
40 ~ 49	被用者	100.0(322)	0.3	87.6	3.7	4.0	3.4	0.9	
50 ~ 59	被用者	100.0(247)	0.8	84.2	6.1	3.2	4.0	1.6	

(注) 1.被用者（役員・管理職、専門技術職、事務職、販売・生産・運輸職の主婦）、無職（働いていない主婦）。

2.()内は標準規模。

(資料) 表2と同じ。

表4 家事分担（掃除）についての実態（昭和57年）

被用者年 被用者・無職 年	被用者 総数	夫			妻	子	供 家族全員	その他の人	不 明 (単位)
		夫	妻	子					
総 教 職	100.0(1,138)	0.4	92.1	0.5	4.7	2.3			-
被用者	100.0(312)	0.6	87.8	1.0	6.4	4.2			-
職 無	100.0(597)	0.3	95.6	0.2	3.0	0.8			-
20 ~ 29歳	100.0(148)	-	93.2	-	5.4	1.4			-
30 ~ 39	100.0(421)	-	94.5	-	3.3	2.1			-
40 ~ 49	100.0(322)	0.6	90.4	0.3	6.2	2.5			-
50 ~ 59	100.0(247)	0.8	89.5	2.0	4.9	2.8			-

(注) 表3 参照。
(資料) 表2 同じ。

表5 家事分担(洗濯)についての実態(昭和57年)

被用者年 給 被 無	被用者・無職 総 被 職 者 数	総 数	夫	妻	子 供	家族全員	その他の人	(単位 %) 不 明
20 ~ 29歳	100.0(1,138)	0.4	95.3	0.4	1.9	1.9	1.8	-
30 ~ 39	100.0(312)	0.6	93.6	0.3	2.9	2.9	2.6	-
40 ~ 49	100.0(597)	0.3	97.2	0.3	1.5	1.5	0.7	-
50 ~ 59	100.0(421)	-	97.3	-	2.0	2.0	0.7	-
	100.0(322)	0.2	96.0	-	1.7	1.7	2.1	-
	100.0(247)	0.6	95.3	-	2.5	2.5	1.6	-
		0.8	93.1	2.0	1.6	1.6	2.4	-

(注) 表3を参照。
(資料) 表2と同じ。

表 6 夫婦の役割分担（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）
についての意識（昭和57年）

被用者・無職 年齢	総 数	賛 成	反 対	(単位 %)
				わからない
総 数	100.0(1,294)	71.1	23.7	5.3
被 用 者	100.0(399)	58.9	35.3	5.8
無 職	100.0(641)	79.1	16.7	4.2
20 ~ 29歳	100.0(239)	63.2	31.4	5.4
30 ~ 39	100.0(443)	70.2	25.9	3.8
40 ~ 49	100.0(340)	71.5	21.5	7.1
50 ~ 59	100.0(272)	79.1	15.8	5.1

(注) 表2を参照.

(資料) 表2 と同じ.

表7 家庭生活における最終的意志決定者についての意識（昭和57年）

被用者年 総 被 無 年	被用者・無職 総 被 無 年	総 数				夫	妻	両 者	家族全員	その他の人	(単位 %)
		明	不 明	明	不 明						
20 ～ 29歳	100.0(1,138)	65.5	15.7	13.2	1.1	1.1	1.0	1.0	3.7	0.9	0.9
30 ～ 39歳	100.0(312)	61.9	16.7	15.1	—	—	—	—	4.2	1.3	1.3
40 ～ 49歳	100.0(597)	65.0	17.3	13.6	0.7	—	—	—	2.8	0.7	0.7
50 ～ 59歳	100.0(148)	53.4	20.3	14.9	—	—	—	—	10.1	1.4	1.4
		62.9	16.4	14.3	—	—	—	—	5.0	0.5	0.5
		68.0	14.9	12.7	—	—	—	—	1.6	1.2	1.2
		73.7	13.0	10.9	—	—	—	—	1.2	0.4	0.8
		100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)	100.0(247)

(注) 表3 を参照。
(資料) 表2 と同じ。

表 8 夫婦関係の満足度に関する意識（昭和57年）

被用者・無職 年齢	総 数	満 足	不 満	(単位 %)	
				不 明	
総 数	100.0(1,294)	82.5	5.9	11.5	
被 用 者	100.0(399)	72.6	7.3	20.1	
無 職	100.0(641)	87.8	5.6	6.6	
20 ~ 29歳	100.0(239)	59.0	5.0	36.0	
30 ~ 39	100.0(443)	89.6	5.9	4.5	
40 ~ 49	100.0(340)	87.3	7.1	5.6	
50 ~ 59	100.0(272)	85.7	5.5	8.8	

(注) 表2 を参照。

(資料) 表2 と同じ。

表9 離婚観（結婚しても相手に満足できない時は離婚すれば良い）（昭和57年）

被用者・無職 年 齢	総 数				(単位 %)
		賛 成	反 対	わから ない	
総	100.0(1,294)	26.8	59.3	13.9	
被 用 者	100.0(399)	28.8	56.7	14.5	
無 職	100.0(641)	26.0	59.6	14.4	
20 ~ 29歳	100.0(239)	30.1	56.5	13.4	
30 ~ 39	100.0(443)	28.0	59.8	12.2	
40 ~ 49	100.0(340)	25.9	56.5	17.6	
50 ~ 59	100.0(272)	22.8	64.7	12.5	

(注) 表2を参照。

(資料) 表2と同じ。

第5章 世代間関係の変化と要因

夫婦家族制を旨とする欧米の家族では、結婚した息子や娘は親から独立した世帯を形成するのが一般的である。戦前の日本では直系家族制が支配的であったから、結婚した息子のひとり（主として長男）が親と同居し、家系を維持し、家産、家業を継承し、親の老後の面倒をみることが期待された。戦後、民法の改正に加えて高度経済成長とともになう産業構造の転換によって、わが国の家族は直系家族制から夫婦家族制へと徐々に変化してきたといわれてきた。一般に「核家族化」と呼ばれた変化がこれである。

本章では、戦前から戦後にかけての人口変動ならびに社会経済変化の過程で高齢者とそれを支える働き盛りの世代の人口学的、社会経済的特性がどのように変わってきたか、又今後どのように変わっていくかを概観し、そのなかで直系家族制的慣行がどのように変質し、家族の老人扶養機能がどのように変わってきたかを明らかにしたい。

1. 世代間関係の変化

(1) 人口転換と世代間比率の変化

明治の時代から今日まで、わが国の人団動態は大きな変化を経験した。多産多死（高出生率、高死亡率）から多産少死（高出生率、死亡率低下）を経て少産少死（低出生率、低死亡率）に至る人口転換の過程がそれである。この人口転換の過程を、ある時期に生まれた世代（厳密には出生コードホートと呼ぶ）別にみていくと、今日の高齢者、明日の高齢者のおかれた人口論的意味がはっきりする。

まず人々が生む子供の数がどのように変化してきたかを厚生省人口問

題研究所の『出産力調査』の結果などからみると、明治から大正生まれまでの世代の親は平均 5人の子供を生んでいた。大正期の末頃から出生率は緩やかに低下し、戦後のベビーブーム直後にさらに急低下したから昭和初年から昭和20年代までに生まれた世代の親は 5人から徐々に出生児数を減らしていったことになる。そして昭和30年代以降に生まれた世代の親は平均 2人強の子供しか生んでいない。

つぎに出生年次ごとの出生集団（世代）が加齢とともにどのように減少していったか、言い換えれば生き残ってきたかをみると（図 1）、明治生まれから大正生まれの世代までは15歳で約 7割、40歳で 5割、65歳では約 4割しか生き残っていない。ところが、その後の死亡率低下によって昭和初年から昭和20年前生まれの世代は15歳で約 8割、40歳で約 7割、65歳で約 6割の生存率に上昇した。さらに戦後の混乱期以後今日までに生まれた世代の生存率は15歳でほぼ10割、40歳でもほぼ 9割に達し、65歳でも約 8割は生き残っているであろう。

かくして世代論的にいうならば、明治から大正生まれまでの世代は「多産多死の世代」であり、生まれた時は兄弟姉妹 5人でも、15歳時には 3.5 人、40歳時には 2.5 人、65歳時には 2人しか生き残っていないことになる。つぎの昭和初年から20年代生まれまでの世代は、「多産少死の世代」であり、生まれた時は兄弟姉妹数は 4人で、15歳時、40歳時には 3 人、65歳時でも 2.5人は生き残っていることになろう。最後に昭和30年代以降今日までに生まれた世代は「少産少死の世代」であり、生まれた時も、40歳時も 2人兄弟姉妹ということになろう。この最後の世代は親との続柄の点でおよそ 7割は長男長女であるから、「長男長女世代」と呼ぶこともできる。

さて、今から35年前の世代構成を考えてみると高齢者（ここでは70～

84歳とする）は明治初年の多産多死世代、壮年の働き盛り（ここでは35～49歳とする）は明治末から大正生まれの多産多死世代、子供（ここでは0～14歳とする）は多産少死世代であった。家族論的に言えば、働き盛りの壮年世代 1人に対して、親世代 0.2人、子世代 2.2人の構成であった。壮年にとっては親の扶養負担は小さく、子供の扶養負担は著しく大きかった（図 2）。

今日の世代構成はどうかというと、高齢者は明治・大正生まれの多産多死世代、壮年の働き盛りは昭和20年代までに生まれた多産少死世代、子供は昭和30年代以降に生まれた少産少死世代であり、わが国の人口転換の歴史がそのまま凝縮された世代構成となっている。これを家族の観点からみると、働き盛りの壮年世代 1人に対して、親世代 0.3人、子世代 0.9人の構成となる。壮年にとって子供の扶養負担が大きく低下し親の扶養負担はそれほど変わっていない。

それでは35年後の世代構成がどうなるか考えてみると、高齢者は多産少死の世代、壮年と子供は少産少死世代となる。したがって壮年世代 1人に対して親世代は 0.9人、子世代は 0.8人となり、現在の長男長女世代にとって、単純な世代間の比率構成だけからみると親の扶養負担は現在の 3倍ということになる。

（2）社会経済変動と世代の特性の変化

わが国が人口転換を経験したこの 100年間は経済成長とともに産業、雇用、職業構造が大きく転換し、就学年数が伸び、人口分布が大きく変化した時期でもあった。したがって現在の高齢人口、現在の壮年人口、現在の若者人口は人口転換の歴史的段階を異にする世代であるばかりでなく、社会経済的な経歴をも異にする世代ということになる。

第 1に生活水準の点で言えば、現在の高齢者は貧しい時代に生まれ、

敗戦の混乱から高度経済成長期に壮年期を送り、老年になってようやく豊かさを享受できた世代である。それに対して現在の壮年世代は、高度経済成長期に青少年期を送り、壮年期に豊かな社会を迎えた世代であり、現在の若者世代は高度経済成長期に生まれ、豊かな社会に育った。それだけに親、子、孫の三世代のもつ生活感覚、生活信条、ライフスタイルの違いは大きい。

第 2にわが国の産業構造がしだいに非農化、工業化、サービス経済化してきたなかにあって、現在の高齢者（多産多死世代）は農業社会の体現者であり農業経験者が多く、現に高齢で農業に従事する者が少なくな（図 3）。それに対して現在の壮年層（多産少死世代）は工業社会の申し子であり、今日の若者（少産少死世代）はサービス産業社会の落とし子と言える。

第 3に産業構造の転換とともに企業規模が拡大し、自営業層が減少し雇用者が中心となる雇用者社会が現出した。就業歴の点からみると、現在の高齢者は農業を含めた自営業の経験の者が多いが、現在の壮年層では雇用者が主流を占め、次の世代は雇用者社会の体現者ということになろう。

第 4に経済の発展と産業の高度化にともない人口の都市化、大都市集中が続いてきた。居住歴という点からみると、現在の高齢者は農村で生まれ、育ち、農村にとどまった者が多いが、今日の壮年層には農村で生まれ進学と就職で大都市に移り住んだいわば“都市化人間”が多い。しかるに今日の若者世代は都市で生まれ育ち都市の間を移動する“都市人（urbanite）”が主流である。

最後に就学年数の伸長、高学歴化が続いてきた結果、現在の高齢者の多くは義務教育修了者が多いのに、現在の壮年層は中等教育修了者が多

く、若者世代では高等教育修了者が3割を超す（図4）。

要約すれば、現在の高齢者は多産多死世代で数が少なく、若い時に学校を終え親の後を継いで農業に従事し、現在でも農業を続ける者が少なきない。その子供の壮年世代は多産少死の世代で数は多く、所得水準の上昇、進学率の上昇、都市化、工業化、サービス経済化、雇用者社会化といった一大社会経済変動を直接体験してきた世代である。それに続く若者世代は少産少死世代で数は少なく、豊かな社会、高学歴社会、都市社会、サービス経済、雇用者社会に到達した後に社会に出てきた（あるいは出てくる）世代である。

このように今日の社会は人口論的にみても社会経済的な経歴の点でも最も異質の世代が同居した社会といえるかもしれない。それだけに親、子、孫の三世代の価値観に大きな違いがあっても不思議ではないともいえる。

今日の高齢者の多くは農業を継ぎ、親と同居し、老親の扶養を当然のこととして全面的に受け入れてきた。今日の高齢者は必ずしも同じことを子供の世代に期待しているわけではないが、子供の世代はいぜんとして老親扶養の慣行を受け継いでいる。しかしながら、現在の壮年世代が高齢者になる30年後に現在の高齢者と同じことを期待し、それを支える現在の少産少死世代が現在の壮年世代と同じ行動をとるとも思えない。おそらく21世紀の超高齢社会における親世代と子世代の関係は現在とはずい分と変わったものになっているであろう。

2. 高齢者と家族——三世代同居の行方——

戦前の家制度のもとでは（主として）長男夫婦が結婚直後から親と同居することが当然のこととされた。長男が家を出る場合、あるいは息子

がいない場合でも、他の子供がそれに替わった。家族による老親扶養機能は同居を前提にして成り立っていたと言っても過言ではない。親は息子夫婦に仕事を保障し、家産を譲る代わりに、老後の経済的、身体的、精神的扶養を全面的に期待することができた。戦後の新民法においては夫婦家族制が基本理念とされたが、現実には老親と息子夫婦の同居慣行は根強く継続してきた。ここでは同居を通じての老親の全面的扶養の慣行がどのように変わってきたか、また今後どのように変わっていく可能性があるかを検討してみたい。

(1) 同居・別居の動向

高齢者（ここでは65歳以上人口）の子供らとの同居率は昭和35年当時87.4%であったが、その後年々低下して昭和60年現在65.5%となった。現在高齢者が誰と同居しているかというと、同居者の約6割は直系の既婚の子供らと同居し、2割は兄弟姉妹などの傍系親族を含む世帯に住み、残りの2割は未婚の子供と同居している。また別居者の6割は夫婦（老人核家族）、3割弱はひとり暮らし、老人ホーム等の施設入居者は1割強を占める（昭和60年『国勢調査』）。

ところで高齢者の子らとの同居率の低下は、同居慣行にあまり変化がなくとも人口学的理由からだけでも起こりうる。人口動態の変動の関係で、同居したくとも同居可能な子供（とくに直系家族制の場合には男の子）がいない高齢者が増えて同居率が下がることもありうるからである。ところが、先にもみたように壮年人口（子世代）対高齢人口（親世代）の比率の変化は小さい。それにもかかわらず同居率が低下しているということは、明らかに同居慣行そのものが変化してきたのだということになる。

しかしながら高齢者の子らとの同居率の低下は、生涯同居しない者の

増加を意味するとは言えない。昭和55年における高齢者の年齢別の同居率をみると、60歳代では7割を下回るが高齢になるほど増え80歳代後半では8割を超える（図5）。しかも昭和45年からの10年間、60歳代、70歳代の同居率は徐々に低下しているものの80歳代での変化は小さい。言い換えれば、戦後の同居率の低下は生涯非同居が増えているというよりも、同居の開始年齢が徐々に遅くなってきたことから生じているのではないかと考えられる。

（2）同居率の低下を促した要因

同居慣行を変化させてきた要因は色々考えられる。いま高齢者の子らとの同居率を市部・郡部別に比べると、戦後一貫して市部の同居率が郡部のそれを下回る。つまり都市は農村に比べて直系家族制的慣行が弱いと言えるであろう。したがって、高度経済成長にともなう人口の都市化、すなわち都市に住む人口割合の増加そのものが同居率の低下のひとつの要因であったと考えられる。

しかしながら同居率は市部でも郡部でも低下している。そこで農村における同居率低下の理由を考えてみると、高度経済成長期に若者が進学・就職で農村の親元を離れて大都市に移り住み、そこで結婚して独立の世帯を構えたことに求められるであろう。この世代の若者は兄弟姉妹数が多かったから、後継者がひとりでも親元に残れば同居率の低下はそれほど進まなかつたのであろうが、二三男のみならず長男すらも農村を離れ都市に移り住んだことが同居率を低下させてきたのであろう。

ところで昭和60年において、高齢者（65歳以上）が核家族世帯又は単独世帯に住む割合（これを核家族的世帯率と呼ぶ）を都道府県別に比べると（図6）、全般的に非大都市圏で低く東京、大阪の大都市圏で高いのはもちろんだが、非大都市圏のなかでは東北、北陸で低く、北海道、

九州、中国、四国でかなり高い。このような高齢者の核家族的世帯率の地域差は、それぞれの地域の都市化率あるいは過去の人口移動率の違いでは説明できない。しかも、現在両者の高齢人口比率にはそれほど大きな違いはない。したがって、同居率のこのように際立った差は東北日本と西南日本の伝統的な居住慣行の違いによるものと思われる。

都市における同居率の低下の理由としては、産業構造の転換にともない企業の大規模化が進み、零細自営業層の割合が減り、雇用者が増加したことを挙げることができよう。農村と同様に都市においても家業の継承の意味が弱まったことはもちろんだが、雇用者にとっては勤め先の都合で居住地を移動せざるをえず、同居を前提にした居住地の選択は難しいこともある。さらに大都市においては住宅の問題がある。かりに勤め先の点で同居が可能としても、大都市において三世代が同居できるほど余裕のある居住スペースを確保するのは容易でない。

昭和60年の東京都の「老人の生活実態」調査において、高齢者（65歳以上）の子供との同居率は、全体では57.2%であったが、一般的に居住スペースの広い持家一戸建の場合には64.4%であったのに対し、持家集合住宅では42.4%、借家・賃貸住宅では36.0%と低かった。この事実は住宅事情によって同別居が左右される可能性のあることを示唆している。

（3）同別居意識

これまで同居率低下の要因として社会経済的条件の変化を挙げてきたが、人々の同別居に関する意識の変化はどうであろうか。戦前から昭和30年代にかけては同別居の是非に関する意識調査のデータはない。しかしながら当時の社会経済状況と高齢者の同居率が9割近い状態であったことを考えあわせると、わざわざ調べるまでもなく直系家族制的意識はきわめて強固であったことであろう。

最近の10年間の同別居の意識の変化を親世代（60歳代）、子世代（30～40歳代）別にみると（図7）、両親が元気なうちでも同居する方がよいとする考え方は親世代、子世代ともにわずかながら減り、別居する方がよいとする考え方が増えている。しかしながら、現在でも壮年世代の過半数が同居を望ましいと考えているということは、直系家族制的意識の根強さを物語るものであろう。他方、老親のどちらかが1人になった場合、あるいはどちらかが身体が弱くなった場合には、親世代、子世代ともに8割近くの人が同居するのがよいと考えている。前述の同居の実態の変化ともあわせて考えると、息子夫婦が結婚以来親と同居するという一貫同居型の意識は徐々に弱まりつつあるものの、それが完全な生涯別居型に移行するというよりも、今のところは途中同居、晩年同居の志向が徐々に強まっているとみることができよう。

同別居意識の将来を見通すことは難しいが、最近実施された老人の生活と意識に関する国際的比較調査結果はわが国の変化の方向を暗示しているように思われる。この調査では、老後における子供や孫とのつきあい方としてどのような形が望ましいかを日本、韓国、タイ、アメリカ、西欧諸国で比較している（表1）。これによると、日本を含めたアジア諸国では同居意識が強く、欧米諸国では別居意識が圧倒的に強い。しかしながら同じ儒教文化圏の日本と韓国を比べると、韓国では同居志向が8割を超すのに日本では6割にとどまる。日本でもかつては韓国と同様の強い同居意識が支配的であったであろうことを考えると、一見強固にみえる家族慣行も人口変動や社会経済変化によって相当に変わりうるものであることが分かる。今後、高齢者に対する子世代の比率は徐々に小さくなっていき同居の可能性そのものが狭まっていくと同時に、高齢者と子世代の社会経済的背景そのものも大きく変わっていく。そのような

状況のもとでは、家族に関する意識は、変化の速度は緩やかではあるが、ますます直系家族制的なものから夫婦家族制的なものへと移り変わっていくのではないかと予想される。

3. 高齢者と家族の扶養機能

前節でみたように高齢者の子らとの同居慣行は徐々にではあれ変化してきている。少なくとも両親が元気なうちは別々に住むのがよいとする意識が強くなっている。実際に息子の結婚時からの一貫同居が減り、途中同居が増加の傾向にある。また意識の変化とは別に、雇用者社会の到来とともに三世代同居が仕事の関係で困難という人も増えていると思われる。したがって、高度経済成長期以前のように、家族が同居を通じて全面的に老親を扶養するという形はしだいに弱まっていると考えざるをえない。そこで次に高齢者の扶養を経済的、身体的、精神的の三つに分け、その各々について家族の関与の程度がどのように変わってきたか、今後どのような方向に変わっていくのかを検討してみたい。

(1) 経済的扶養機能

戦後、老後の生活を子供に頼るという考え方は随分と弱まってきた。戦後ほぼ 2年ごとに行われてきた50歳未満の有配偶女子を対象にした全国世論調査によると（図 8）、子供が老父母のめんどうをみることを「よい慣習」あるいは「あたり前の義務」と答えた人の割合はいずれの調査においても 7割強で変化がみられないものの、老後の暮らしを子供に「頼るつもり」あるいは「できれば頼るつもり」と答えた人の割合は昭和20年代の 5割強から低下して昭和40年代後半以降は 2割台にとどまる。

近年、老親が実際に子供からどのような援助を受けているかを前述の総理府の調査（昭和50年）の結果からみると、60～74歳の親のうち子供

から援助を受けている者は 5割弱である。同居・別居別にみると、子供と同居している場合には 5割強であるが、別居している場合には 3割弱にすぎない。援助を受けている者の援助の中味をみると、生活費の大部分について援助を受けている者は 6割弱で、残りは生活費の一部あるいはこづかい程度である。この点でも同別居で異なり、援助を受けている老親のうち生活費の大部分の援助を受けている者の割合は、同居では 6割強なのに対し、別居では 4割弱にとどまる。家族による老親の経済的扶養機能の低下には年金の充実など様々な理由があろうが、同居率の低下とも密接に関係していると言えそうである。

高齢者（60歳以上）の収入源を調べた総理府の国際比較調査（昭和56年）によると（表 2）、アメリカ、イギリスでは公的年金への依存度が大きく、私的年金、就業による収入、財産からの収入がそれに続く。それに対して、韓国、タイでは子供などからの援助に依存する度合いが大きく、就業による収入がそれに続く。わが国はちょうどその中間に位置し、公的年金と就業による収入とが 3分の 1づつで、それに子供などの援助が続く。

わが国でもかつてはアジアの発展途上諸国のように、老後の生活は、自分が働けるうちは自分で収入を得、働けなくなったら子供に頼るという行き方が支配的であったのであろうが、今日では、公的年金の成熟化によって社会による扶養が家族による扶養に置き換わってきたものと考えられる。

前述のように、多産多死世代の現在の高齢者は少数者であり、それを支える働き盛りは多産少死世代の多数者である。それゆえ家族による扶養であれ社会による扶養であれ、働き盛りの扶養負担は小さくて済む。ところが今後人口の高齢化が進み、多産少死の世代が高齢者になる30年

後には、少産少死世代の働き盛りの扶養負担は現在の2.7倍に達するであろう。そのような見通しのもとでは、働き盛りの扶養負担を軽減し、高齢者の生き涯いの増進を図るためにも今後高齢者の自立が求められよう。

昭和61年に総理府が行った国際比較調査では、60歳以上の男女に対し、老後の生活費について、自助努力（働けるうちに準備し他に頼らない）、家族扶養（家族が面倒を見るべき）、社会扶養（社会保障でまかなわれるべき）の三つの考え方のうちどれが望ましいかを調べている（表3）。これによると発展途上国のタイは家族扶養型であるが、先進国中ではデンマーク、イタリアは社会扶養型、日本と米国は自助努力型にはっきり色分けされた。現在これらの先進諸国の中では年金の支給率にそれほど大きな違いがある訳ではない。それにもかかわらず、わが国の自助努力の意識が強いということは、今後急速に進む高齢化への対応にあたって大きな力になるものと考えられる。

(2) 身体的介護

老後の生活を子供に依存する人は減ってきており、そのぶん公的年金あるいは自助努力に頼る人が増えてきている。このような家族による老親の経済的扶養機能の低下傾向に対して、老親の身体的介護機能はどのように変わってきたのであろうか。

戦後、寿命の延びにともなって高齢に達する人の割合が増えると同時に、いわゆる引退後の余生が長くなってきた。高齢者は年齢が高いほど疾病にかかる割合、寝たきりになる割合、痴呆性老人になる割合が高い。そのため近年寝たきり老人、痴呆性老人の数が大きく増加しており、昭和60年には全国で約60万人となっている。しかも今後人口の高齢化が一段と進んでいくと、寝たきり老人ならびに痴呆性老人の数もそれに比

例して急増していき、たとえば厚生省の推計では在宅痴呆性老人が今後30年間で3倍になるものと予想している。

このように長寿化によって高齢者の介護ニーズがますます大きくなっていくのに対して、介護の担い手の方は人口の観点からみても家族の観点からみても減少していくところに、高齢化社会における介護問題解決の難しさがある。

それでは高齢者の介護ニーズに対して家族はどの程度の役割を担っているのであろうか。前述の国際比較調査（昭和61年）によつてみると（表4）、身体が弱って誰かの世話を受けなければならないとした場合、わが国の高齢者はタイやイタリアと同様家族・親族に圧倒的な期待を寄せている。この点、家族・親族よりも、有料サービスや公的サービスに期待しているデンマークや、家族・親族とともに有料サービスや近所の人・友人、民間団体やボランティアなど様々な方法を考えているアメリカとは大きく異なる。経済的扶養の場合とは異なり、わが国では身体的扶養については家族への期待が絶大だと言わざるをえない。

老後の介護の多くを期待される家族・親族としては、男の高齢者の場合には圧倒的に妻であり、女の高齢者の場合には嫁が最も多く、娘、夫、息子がそれに続く。欧米諸国では、女の高齢者が最も介護を期待する相手は娘であり、息子の配偶者にはほとんど期待していないことを考えると、わが国の家族において嫁がおかれた位置は今日でも欧米諸国とは著しく異なることが分かる。

実際に寝たきり者の介護をするのも妻であり、嫁である。昭和61年の厚生省の「国民生活基礎調査」によると、寝たきり高齢者（65歳以上）の介護者の33.7%は嫁であり、妻が28.8%、同居している子供（主として娘）が24.9%を占めた。

家族に介護を期待する高齢者に対して、介護を期待される家族の側はどのような意識をもっているかというと、30～49歳の有配偶の男女の実に93.4%が親が寝たきりになった場合には家族・親族で介護をすることになると考えており、介護の中心は嫁であろうと、本人も周囲も考えていることが分かる（総務庁老人対策室「老後の生活と介護に関する調査」昭和56年）。

身の回りの世話が必要な老人等をかかえた共働き世帯にとってどのような労働条件や制度が必要かを聞いたところ、「介護のための休業・休暇制度」が36.1%、「老人ホーム・医療施設などの充実」31.4%等となつた（総理府「勤労と生活に関する世論調査」昭和62年）。今後老親を扶養・介護する共働き世帯が増加することも考えられるので、職業生活との調和が容易になるような条件整備が必要となろう。

今日の日本では、老親の介護はもっぱら家族が担うものとされているが、家族だけで介護ができない場合、どのような施設、サービスが求められているのであろうか。昭和61年の全国世論調査によれば、病院が31.2%、公的な特別養護老人ホームが25.4%、ホームヘルパーなどの公的サービス24.7%、民間の老人福祉サービス 7.9%と、施設が在宅サービスをかなり上回る（内閣広報室「老人福祉サービスに関する世論調査」）。

介護の問題に関係して、最近遺産相続と介護を結びつける考え方ができてきていることは興味深い。すなわち昭和54年に60歳以上の資産所有者を対象に行った調査によると、資産を「長男につがせる」が43.2%、「面倒を見てくれる子供に多く分ける」が35.1%、「子供に平等に分ける」が12.1%などで、直系家族制的意識が介護見返り意識を上回っていた（老人対策室「資産相続についての意識調査」）。しかるに昭和61年の20

～59歳の男女を対象にした調査では「（面倒を見るみないにかかわらず）家を継ぐ子供に継がせる」が13.1%、均分相続が20%にとどまり、「親の面倒を見る子供が相続する」の58.2%を大きく下回った（総務庁広報室「長寿社会に関する世論調査」）。調査の対象が異なるので厳密には言えないが、法律上の均分相続の規程や直系家族制的慣行を離れて、資産の相続と介護を結びつける意識が強まっていることをうかがわせる。

（3）精神的扶養

戦前は家督を息子に譲り、かまどを嫁に明け渡した後は、孫の守をしながら三世代家族のなかで若い世代にいたわられながら心静かに余生を送ることが多くの人々の願いであったと思われる。現実には、厳しい経済条件の下にあり、寿命の短い時代であったから、すべての人が楽隱居の身分を享受できたわけではなかった。大正9年当時、三世代以上の同居世帯は総世帯の3割にすぎず今日よりも少ないようにみえるが、これはもっぱら当時の死亡率が高く三世代以上が同時期に住むことが難しかったからである。

今日、平均寿命の大幅な延長により三世代が長い間同居することが可能になり、かつての楽隱居の夢を多くの人が実現できるようになった。しかしながら先にもみた通り、戦後の社会経済変化を通じて人々の親子同居意識は確実に変化しており、同居型楽隱居を必ずしも理想としない高齢者も増えているのではないかと思われる。

高齢者（60～74歳）の自由時間の過ごし方を調べた昭和57年の全国調査によれば、「テレビ、新聞、雑誌の見聞き」が78.6%、「趣味、娯楽」が32.7%、「友人、隣人とのつきあい」が25.9%などで、「家族とのだんらん」を挙げた人は32.1%にとどまった（老人対策室「老人の地域奉仕活動に関する調査」）。かりに回答者の6割が子らと同居していると

すると、同居者の半数は必ずしも「家族のだんらん」に言及しなかったことになり、同居者の場合でも家族のもつ精神的、情緒的意義は以前ほど大きくないのかもしれない。他方、高齢者の別居子との交流を調べた前述の国際比較調査（昭和56年）によると、わが国の高齢者はタイ、アメリカ、デンマーク、イタリアに比べて別居子との交流が最も少ない。欧米諸国の場合には同居子がほとんどない分だけかえって別居子との交流が活発とも言えるが、同居を理想とするわが国では別居子とのひんぱんな交流はしにくくなる傾向があるともいえる。

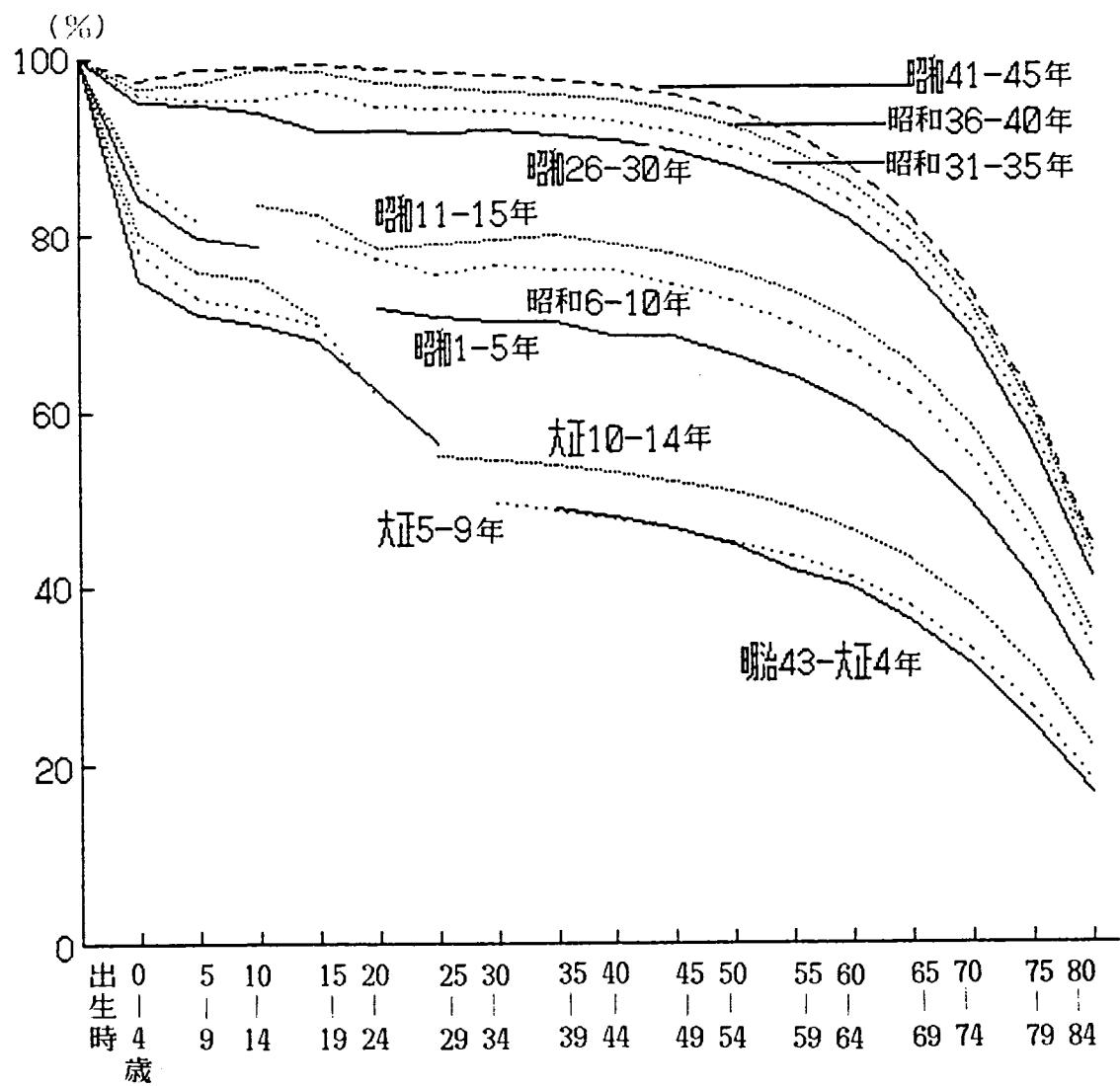
それでは高齢者は家族との交流とは別にどのような社会的活動に参加しているのであろうか。高齢者の社会参加の状況を昭和57年の老人対策室の調査によってみると、何らかの団体・サークルへの加入者は69.2%にのぼる。ただし、団体・サークルの種類としては地域組織としての老人クラブ（39.6%）、町内会・自治会（35.1%）が圧倒的で、趣味の集まり（11.2%）がそれに次ぐ程度である。さらに高齢者の社会参加の活動状況を前述の国際比較調査（昭和61年）の結果でみてみると（表5）、わが国高齢者の活動内容のうち「いつも、あるいはときどき参加する」が2割を超えるのは「老人のグループ活動」（21.7%）だけで、これに「ボランティア活動」（15.0%）、「趣味のつどい」（13.7%）、「宗教活動」（11.1%）が続く程度である。イタリアの高齢者の社会参加活動は宗教活動以外は少ないものの、アメリカ、デンマーク、タイの高齢者の社会参加活動は全般的にわが国を大きく上回る。とりわけアメリカの高齢者は「社交的なつどい」（72.8%）を筆頭にしてあらゆる分野の活動に対して積極的に関与している姿が目につく。

同じ調査で各国別の老人の幸福感を比較すると、わが国の高齢者の幸福感が最も高かった。今日の高齢者は若い頃に多くの辛酸をなめ今日の

豊かな社会に到達した人が多く、それだけに全般的に現在の生活への満足感が高いのはうなずけるところである。しかしながら、一方で高齢者の自殺率を国際的に比較すると、わが国の自殺率はアメリカ、イギリス、イタリアなどの2～3倍に達する。三世代同居率の低下、同居家族における個人主義の浸透、別居子との交流の少なさなど、従来家族が担ってきた老親の精神的、情緒的扶養機能も他の経済的、身体的扶養機能同様徐々にではあれ変質してきているのではないかと思われる。その一方で高齢者の側の家族外の活動への参加の意欲はそれ程強くなく、せいぜい地域的組織に限られる場合が多い。

今後は高齢者が現在の多産多死世代から多産少死世代へと移っていくにつれて、高齢者自身の個人主義的意識も徐々に強まり、社会参加活動に積極的な者が増えていくであろう。そのなかで、あらためて高齢者の子世代、孫世代との交流のし方というのも見直しされてくるのではないかと思われる。

図 1. 出生コード別生残率の推移（男子）



(資料) 総務庁統計局『国勢調査』および厚生省人口問題研究所
『日本の将来人口推計（昭和61年12月推計）』。

図 2. 世代別人口構成の推移

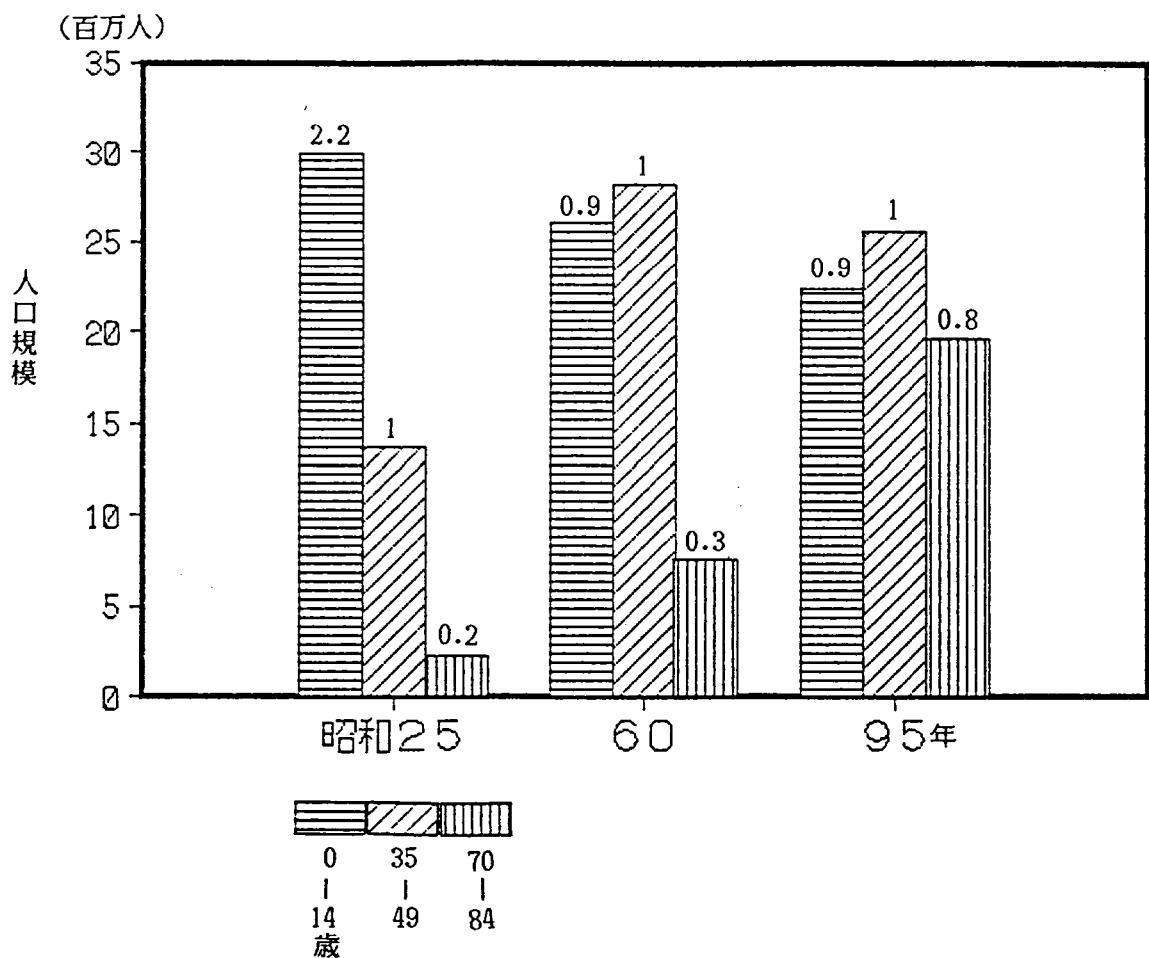
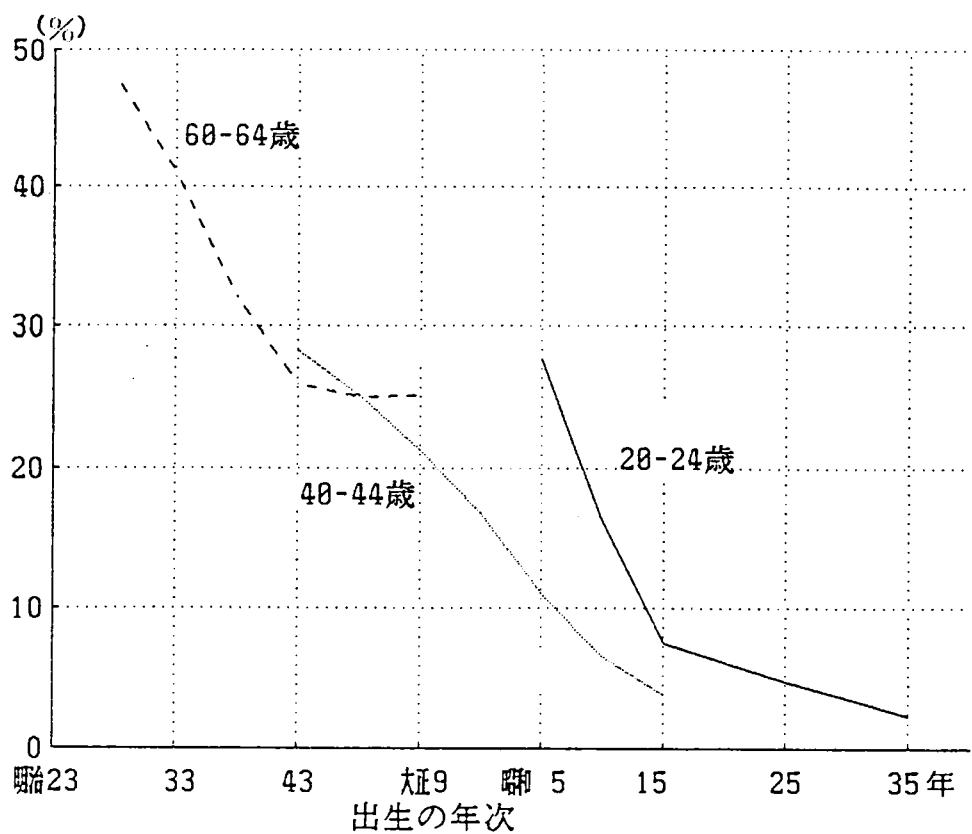
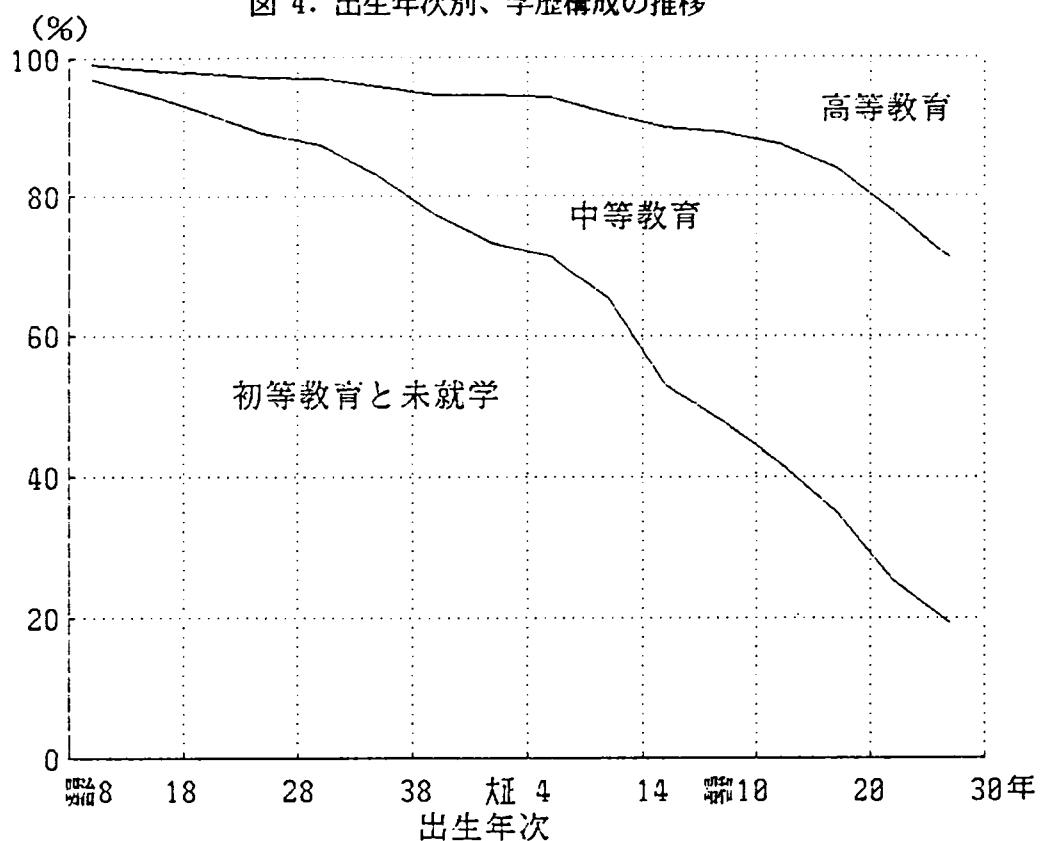


図3. 男子の出生年次別、年齢別、第1次産業就業者割合の推移

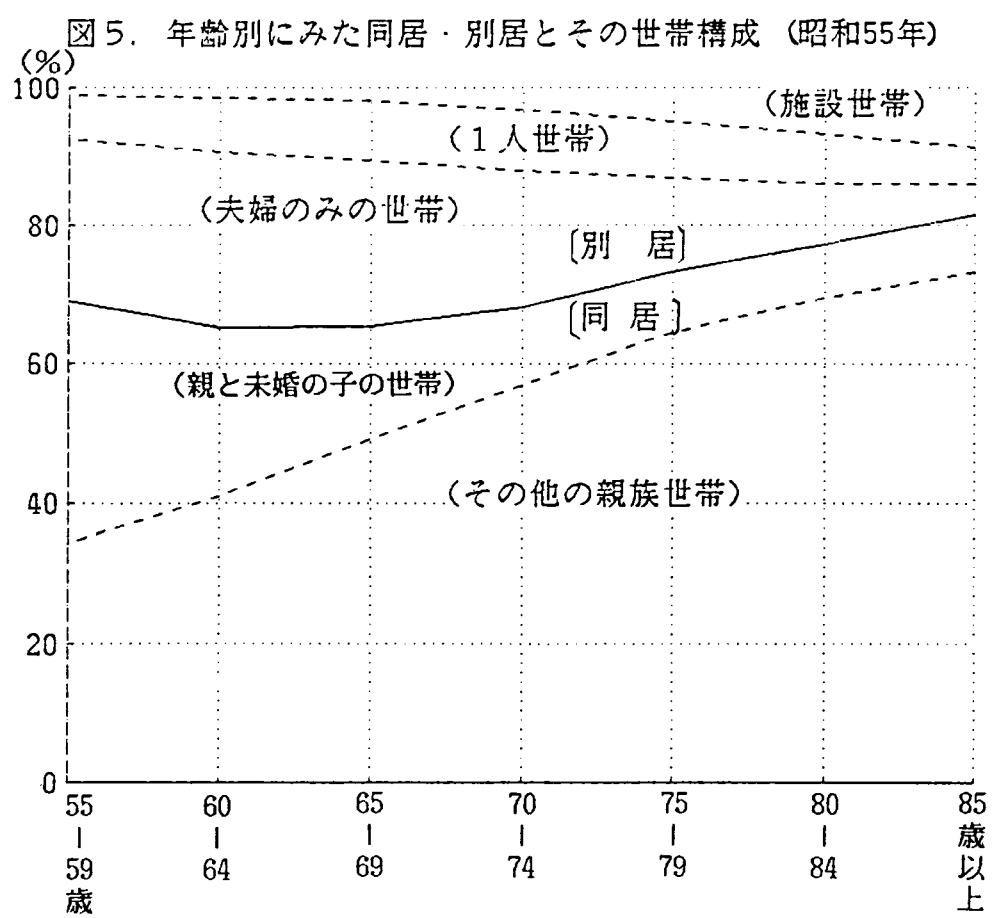


(資料) 総務庁統計局『国勢調査』。

図 4. 出生年次別、学歴構成の推移

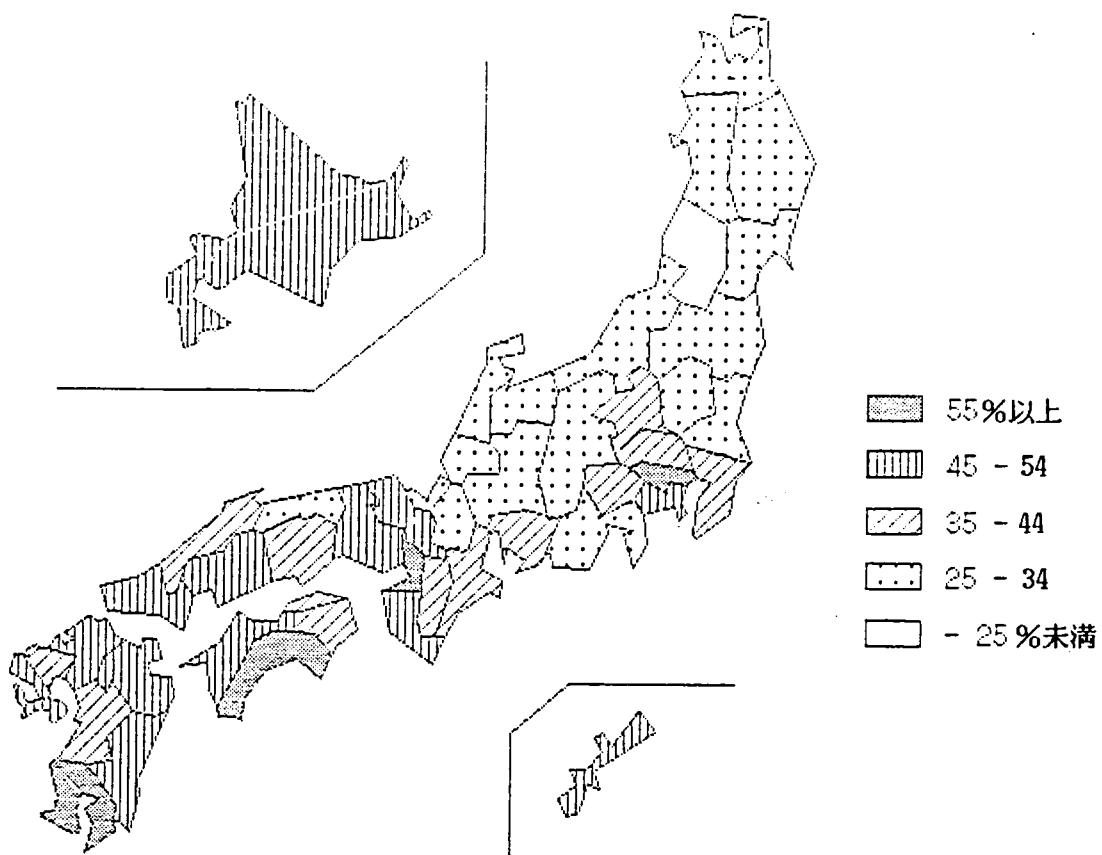


(資料) 図 3と同じ。



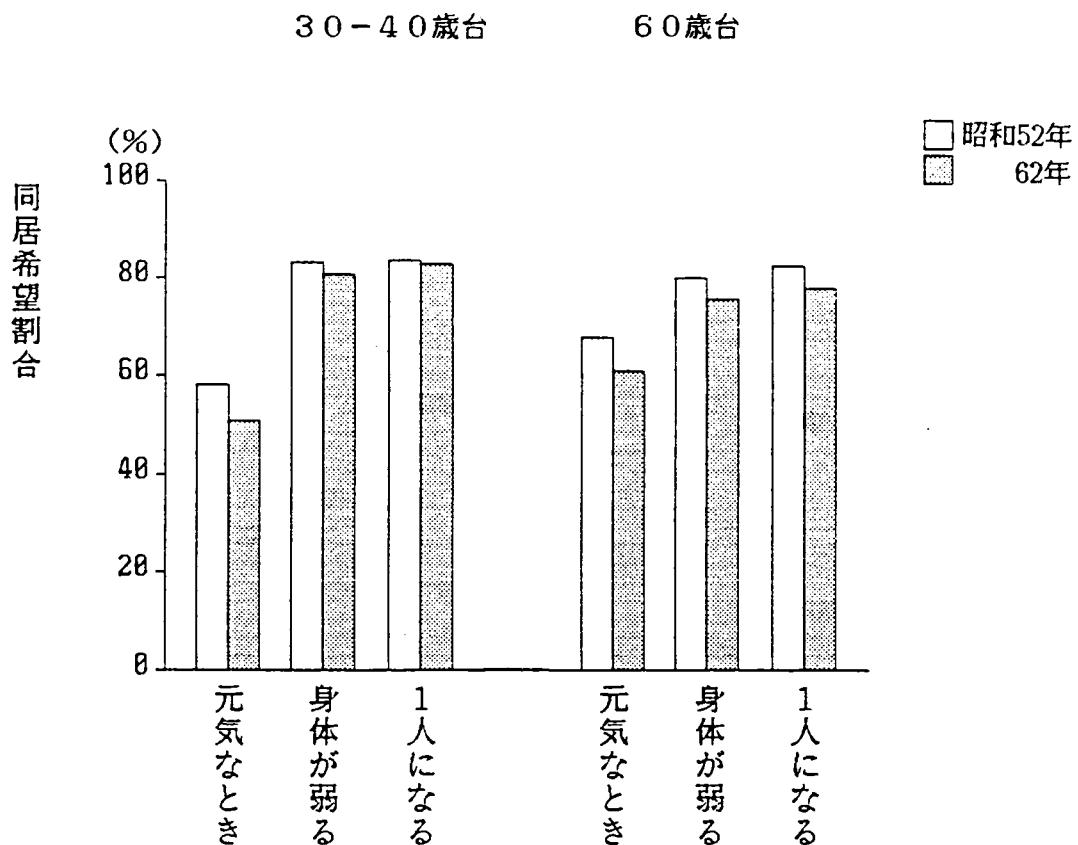
（資料）総務庁統計局『国勢調査』（昭和55年）。

図 6. 65歳以上の親族のいる一般世帯における核家族的世帯の割合（昭和60年）



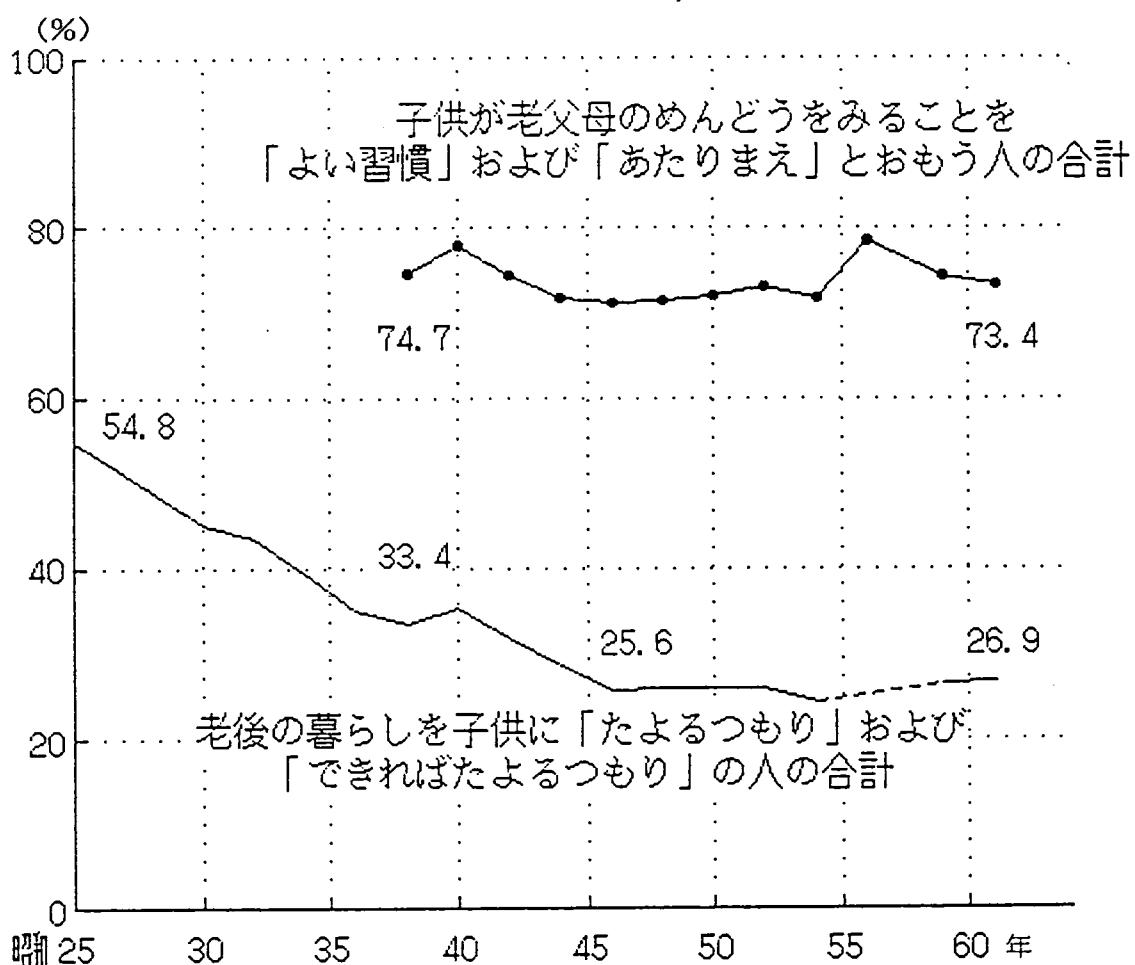
（資料）総務庁統計局『国勢調査』（昭和60年）。

図 7. 最近の同居に関する意識の変化



(資料) 総務庁長官官房老人対策室『老後の生活と介護に関する調査』(昭和62年)。

図 8. 老後の生活についての考え方の推移



(注) 調査対象は50歳未満の有配偶女子。

(資料) 毎日新聞社人口問題調査会『全国家族計画世論調査』。

表 1. 国別にみた老後における家族（子供や孫）とのつきあい度
(単位 %)

	日本 (1986)	韓国 (1981)	タイ (1986)	アメリカ (1986)	デンマーク (1986)	イタリア (1986)	イギリス (1981)
子供や孫とは							
1. いつも一緒に生活できるのがよい	58.0	83.3	65.6	2.7	3.8	33.6	6.1
2. 時々会って食事や会話をするのがよい	33.7	5.7	9.5	65.0	74.5	55.0	40.3
3. たまに会話する程度でよい	5.8	4.2	21.8	30.5	17.5	10.0	43.8
4. 全くつき合わずに生活するのがよい	1.5	6.0	1.2	0.3	0.2	1.0	1.1
5. 不詳	1.0	0.8	1.6	1.5	4.0	0.4	8.7

(注) 1.調査対象は各國とも60歳以上の男女。
2.韓国とイギリスは昭和56年調査による。

(資料) 総務庁長官官房老人対策室『老人の生活と意識に関する国際比較調査』
(昭和56年及び昭和61年)。

表 2. 国別にみた老後の収入源

(単位 %)

	日本	韓国	タイ	アメリカ	イギリス
1. 就業による収入	31.3	16.2	29.9	15.2	6.5
2. 公的な年金	34.9	0.8	2.2	53.9	64.0
3. 私的な年金	3.8	0.0	0.2	10.0	13.5
4. 預貯金の引き出し	2.1	2.2	1.7	1.7	1.6
5. 財産からの収入	5.3	3.3	3.8	14.5	2.2
6. 子供などからの援助	15.6	72.4	58.2	0.3	0.3
7. 生活保護	1.2	1.2	0.1	0.7	3.1
8. その他	3.1	3.2	3.4	3.5	2.6
9. 不詳	2.7	0.6	0.5	0.2	6.1

(注) 表 1を参照。

(資料) 表 1と同じ。

表 3. 国別にみた老後の生活費についての考え方

(単位 %)

	日本	タイ	アメリカ	デンマーク	イタリア
老後の生活費は					
1. 働けるうちに準備し、家族や公的援助に頼らないようにすべきである。	52.4	27.0	65.2	31.0	24.2
2. 家族が面倒を見るべきである。	15.0	68.1	0.7	1.3	4.1
3. 社会保障によってまかなわれるべきである。	30.2	3.2	25.3	63.6	69.4
4. その他	2.2	1.6	6.0	1.3	1.6
5. 不詳	0.3	1.6	2.8	2.7	0.8

(注) 調査対象は各国とも60歳以上の男女。

(資料) 総務庁長官官房老人対策室『老人の生活と意識に関する国際比較調査』
 (昭和61年)。

表 4. 国別にみた老後の介護をして欲しい相手
(単位 %)

期待する介護者	日本	タイ	アメリカ	デンマーク	イタリア
1. 家族・親類	94.8	96.2	68.8	20.2	88.4
2. 近所の人・友人	3.4	6.1	17.6	0.7	7.3
3. 民間福祉団体・ボランティア	5.4	0.5	14.9	2.2	8.6
4. 役所・福祉事務所・その他の公的サービス	14.8	8.9	9.2	29.9	13.5
5. 使用人・家政婦業者などの有料サービス	4.9	0.7	40.5	39.4	6.3
6. その他	1.1	0.5	4.9	2.8	1.1
7. 不詳	0.2	0.5	3.8	7.2	0.4

(注) 1. 調査対象は各国とも60歳以上の男女。
2. 複数回答。

(資料) 表 3と同じ。

表 5. 国別にみた老人の社会参加の状況

(単位 %)

区分	日本	タイ	アメリカ	デンマーク	イタリア
政宗学習活動	5.1	15.4	22.0	7.2	2.3
社交的つなづき	11.1	81.1	64.3	14.0	25.9
趣味のつどい	7.9	11.0	22.7	15.3	3.0
スポーツ活動	5.1	43.2	72.8	26.3	11.0
ボランティア活動	13.7	14.0	43.6	22.4	4.9
老人のグループ活動	8.9	5.0	22.6	12.6	3.4
	15.0	17.4	34.2	9.5	6.4
	21.7	3.0	32.4	6.8	3.7

(注) 表 3を参照。

(資料) 表 3と同じ。

1. 農村における家族——戦前と戦後

(1) 家郷喪失の時代

近年“家郷喪失の時代”との声がある。現代は、生活の拠点・心の拠点としての家族と地域社会が変質してきているなかで、新しい家族、新しいコミュニティづくりの方向が摸索されている時代とも言える。ここではその問題状況を浮き彫りにするために、近代日本の出発点としての戦前の農村における家族と地域社会の特質を明らかにしておこう。

戦前の社会は全体として農村的であり、「家」と「村」に特徴づけられた社会構造をもっていたと言える。農家や商工業者にとって、農業や商工業は「家業」であり、その家業は後継者としての長男によって継承されることを原則とした。この「家」制度は、農業を中心とした自営業者にとり特に適合した制度であったといわれる。それは中国などの男子均分制や欧米の諸子均分制と比べ、老後を必ず一人の後継者に託すことができる点で安定的であり、しかも個々の家族の力が弱い場合でも、「家」をめぐる同族や親族の補助に期待することもできたからである。ある見方によれば、夫婦家族制を旨とする欧米の家族は、親は子供を養育するけれども、子供は必ずしも親を扶養するとは限らないといわゆる「リレー型」であるのに対し、日本の家族は直系家族を旨とし、親が子供を養育し、高齢となれば子供は親を必ず扶養する「フィードバック型」であった。

このように「家」を基本的構成単位とした戦前の日本の社会は、同時に共同体としての村や町から成り立っていた。一般に都市の勤労者家族が消費と養育という機能のみを営むのに対して、農村の家族は生産と生

活の機能をあわせて営むために、都市の家族以上に複雑である。農村の人々は、地主制と表裏をなす階層制を持った共同体の一員として、その枠内で様々な規範にしばられて日常生活を営んでいた。しかしながら一方では、共同体的な結合は人々の生活を保障する機能を備えていたとも言える。当時の都市における“町内”も隣保共助・隣保相扶のシステムとなっており、その意味においてムラ的機能を持っていたといえよう。

戦後、産業化ならびに都市化による変貌の中で、農村の共同体的基盤が崩れ住民一人一人の権利意識が強くなり、社会的連帯の意識が弱まってきた。今日、家と村が培ってきた社会的相互扶助の機能は徐々に弱体化してきており、特に人口減少の続く過疎地などでは地域社会の存立基盤さえも揺るがされている。地域福祉の視点からみても、戦前の家族と地域社会が貧しいなりに貧困や障害を克服し、老後生活を保障する機能を備えていたのに比べて、戦後はそのような機能を失い安定性を欠いたものになっているともいえる。こうした背景の下で今日の日本は“新家郷創出”の課題に直面しているとも考えられる。

(2) 家制度・長男相続についての意識変化

戦前農村の家・家族の特徴は以下のように要約できよう。

第1は、祖先子孫を通じて過去から未来へと連続的に継承される「家」を考えなくては戦前の家族は理解できない。家が直系的に継承されるところから、家は構成員個人よりも重要であり、ここに家柄、家格、家名、家風の観念が生じてくる。

第2は、家を継承する家長の地位にはおのずと権威が備わり、家長権も強くなる。家産を支配する家長に家族員に対する権威的な統制力が付帯する。

第3は、相続は家の継承の意味をもち、長男が家督を相続し、家産も

長男が包括的ないし優先的に相続する。

第4は、親子関係が夫婦関係に絶対優先する。

第5は、結婚は家と家との結合であり、個人的な資質や能力よりも、家の格がものをいう。

第6は、相続における兄弟の序列を反映して、分家が行われる場合その分家は格の上で決して本家と平等ではありえない。分家は系譜の上でも、経済的においても本家より低い地位に立つ。

第7に、同族は同族神や祖靈の祝祭権を本家に委ねる親族集団であるが、これが我が国の家族をめぐる伝統的特質として重視されなければならない。同族が強い結合を示すところでは、姻戚関係は世代的な経過とともに希薄になり、一時的な近親関係にすぎないものとなる。戦前の農村家族がすべてどこでもこうした特質を示していたわけではなく、たとえば東北型同族結合、西南型講組結合のように地域によってその現れ方に違いがあった。

さて、戦後の民法改正を経て40余年、今日の家・家族はどのように変化してきたであろうか。たしかに、直系的な家制度は、家格意識の弱化、家長の権威の低下、男子優先かつ親子関係本位の家族から両性平等を前提とする夫婦関係本位の家族への意識変化等を経て、大きく変化している。特に都市では住宅事情の難しさに加えて核家族世帯で住みたいという意識も強まり、核家族化が進行してきたという側面がある。戦前の型のままの家制度は戦後たしかに解体したと言えよう。

しかしながら、長男でなくても誰か子供の一人が祖先伝来の家を引き継がなければならぬという意味で、特に農村では今もなお「家」というものが慣行として残存し続けているとも考えられる。そこで戦後の家族の変貌を地域的相違をまじえてもっと詳細に見るために、東北型農村

の典型として秋田県合川町下小阿仁地区と、西南型農村の典型として岡山県上道町浮田地区（現岡山市）に関する事例研究をとりあげてみよう。この研究では昭和28・43・60年の3回にわたって追跡調査が行われたから、小地区の調査ながら両地域の戦後30年間の変化の過程を詳しく知ることができる。

この調査では「従来日本の農村では一般に長男が先祖の位牌を守り、家の財産も一人で継ぐのが普通とされてきましたが、そういうしきたりをどう思いますか」と尋ねることによって長男相続の実態を探っている（表1）。長男相続は、いってみれば家制度の象徴的表現である。昭和28年時点では長男相続は秋田で80%、岡山で58%余が肯定されていた。とりわけ秋田では62%が制度・規範としても積極的に肯定しているが、これは岡山の33%と対照的であり、長子相続規範の東西における相異を顕著に示している。

しかしながら、昭和43年までに秋田でもこうした積極的長子相続意向は急減した。秋田では結果的に長男相続を承認するものが多いとしても、「だれかが一人」と答える者が急増している。60年調査では、積極的肯定は28%前後であり、「だれかが一人」は39%とさらに増加している。岡山では昭和43年にすでに「だれかが一人」が最多数になっており、60年にかけては大きく変化していない。

注目されるのは両地区とも財産分割意識が昭和43年から60年にかけて激減していることであり、一括相続の期待はむしろ強まっている。長男相続意向についても、28年から43年にかけては著しく低下しているのに対し、43年から60年にかけての変化は緩慢であり、一子相続の伝統における安定期に入っているともみられる。

「だれか一人」という場合、「女の子がよい」とするよりは男子優先

傾向があるが、どちらでもよいとするものは半ば以上となり、必ずしも男子にはこだわらない意識が底流を占める。相続しない他の子に対しては、単独相続主張の人は、男児には宅地や住宅の面倒をみると考え、女児にはその他の援助をするという傾向にある。均分相続者は数が少ないが、男女で特に区別しないというものが多い（表2）。

ここで表には掲げていないが、本分家の関係を「続けたほうがよい」という意見は、秋田では次第に増えており（昭和60年87%）、消極的な意見はごく少数である。岡山では、「隣近所の人」との関係を強める方が本分家よりも多く、両地域の「家」をめぐる関係について大きな違いを示している。

以上のように、昭和28年から43年にかけての変化に比べ、昭和60年に調べた家族の意識は昭和43年からさほど変化していない。しかし、それは、調査対象が農家の世帯主であるために、昭和60年時点で調査対象として残っていた農家が比較的経営基盤のしっかりしたものであり、それ故に家としての性格を維持できる農家が相対的に多数を占めたからではないかと思われる。

（3）農家世帯における核家族世帯増加の意味

勤労者世帯と農家世帯を比較してみた場合、両者の大きな相違点はその家族が単に消費生活の単位であるか、それとも生産を含めた意味での生活の単位であるかという点である。都市における雇用者の家族については他の章で様々な角度から論じられているからここでは最近の農家家族の動きをみてみよう。

従来わが国の農家世帯を特徴づけていたのは、それが家業としての農業、家産としての農地の世代間的な継承を行ない、その意味で「家」としての特質を保持するということであった。もちろん近年の農業、農村

の変化は、農家世帯がこれまでもってきた「家」としての特質を解消させる方向に動いてはいるが、なお都市雇用者との間にどれだけの距離があるかを考えることは重要であろう。さて近年農村においても核家族世帯増加の傾向がみられる。これは農村の家族が都市的家族形態に近づいてきたことを意味するのであろうか。この問題に答えるために二つの典型的地域をとりあげ、その家族構成の特徴をみてみよう。

第1は大都市への通勤条件に恵まれ、多数の兼業農家があるばかりでなく、都市通勤を目的とした来住人口の増加もみられる神奈川県大井町である。表3で示されるように、農家と非農家では家族形態に著しい差異がある。農家の中では単身世帯や核家族世帯の割合はむしろ専業農家の方が大きく、兼業農家の場合には直系家族世帯の割合が大きい。専業農家で単身世帯や核家族世帯の割合が高いのは、農業後継者が確保できなかつたからであり、後継者を確保できた農家は兼業農家になっているとみることができる。

第2は通勤兼業が困難な遠隔地・過疎農村である。表4の奄美農村集落はその一例である。過疎化が進行する地域での家族の形態をみると、その特徴として、世帯主の年齢が高い高齢者世帯が相対的に多いが、中でも子供と同居していない高齢者世帯、とくに高齢単身者世帯の多いことが注目される。

このような事例を一般化して考えれば、今日の農家世帯で進行している核家族世帯増加の傾向が農民の都市雇用者の生活形態への接近によって生みだされた現象と見ることは適切ではない。それはむしろ若年労働力の農外流出によって、農村にとり残された家族について起きた現象であり、後継者確保が困難なままに世帯主の高齢化によって生じたものとみることができる。つまり後継者が未婚・既婚のいずれにせよ他出して、

世帯主夫婦だけが残されるという状況が生じ、残された家族がそのまま年数を経て高齢者のみの夫婦世帯や単身者となった結果である。いわば農家世帯の中で家族の再生産ができなくなったものが、徐々に堆積されており、それが核家族世帯の比率を高めるに至ったのである。都市の核家族世帯が若い世代のニューファミリーを想起させるのに対して、農家のそれは高齢者だけの家族なのである。その意味でも都市の家族とは異質のものであるといわざるをえない。

2. 人口移動に伴う地域生活と家族問題

都市の雇用者にとって就職・転職・転勤に伴う移動は不可避であるが、その影響は単に本人個人の生活ばかりでなく、家族全体の生活にまで及んでいる。移動が多くなれば職場でも居住地でも地域生活の人間関係は一時的・表面的となり、疎遠化・孤立化しやすくなる。家族にとっては、それまで定住し適応してきた地域社会から夫（世帯主）の転勤先の新しい地域社会に移動するために多くの困難が伴うため、夫の単身赴任という形を多くとるようになる。特に子供が受験期にあったり、妻がすでに有職者であったり、介護を要する老親が同居している場合はなおさらである。

人口急増地域では、住宅・生活環境施設・公共施設などの問題が深刻となる。このような地域で生活環境施設の整備が立ち遅れる原因は、人口増加と人口構造の変化に伴って地価高騰が起きたり、地方公共団体の財政難などによって、用地の確保や施設の建設が容易でなくなるためである。こうした状況の下で昭和40年代半ば以降「シビルミニマム論」の発想をコミュニティ・レベルで確保しようとする“コミュニティ・ミニマム”の考え方や、経済開発・生産性優先に対する“社会開発・生活優

先”の考え方が出てきているといえよう。

(1) 地域社会と学校

学校は、従来より地域社会と深いつながりをもっているが、特に昭和50年代以降、地域住民の多様な文化・スポーツ等の活動に対する要求の高まりに応え、学校の地域社会への開放が進められている。具体的には、屋外運動場をはじめとして、屋内運動場や校舎（音楽室、調理室）の開放が進められており、これらの開放に資するため、ミーティング室等を備えたクラブハウスの設置について国庫補助が行われている。更に、近年、生涯学習の観点から、学校を地域社会における各種学習・文化・スポーツ活動の場として、積極的に活用するという考え方が出てきた。また、同時に大学等の高等教育機関においても従来より公開講座、社会人への門戸の開放等が進められているが、生涯学習社会の実現に向か、地域社会における大学等高等教育機関や更には高等学校等の役割の重要性が新しく認識されるようになってきた。

三全総の定住圏構想の居住区の設置にあたっても、自治省等のコミュニティ政策においても、コミュニティの具体的範域が学区に求められ、伝統的・歴史的に造りあげられた地域社会としてのまとまりのよさが再認識されている。このようにみると、全国津々浦々に存在する小・中学校を、地域住民にとっての第一次集団と位置づけ、家族と地域社会を結ぶ結節点として見直していく必要がある。

(2) 出稼ぎと家族問題

昭和35年以降、農村からの出稼ぎ労働力移動が顕著になった。特に昭和44年に始まった減反政策による影響が加わり、農業基盤の弱体化、農業機械化に伴う借入金の増大を解消するために、現金収入を得るてつとり早い方法として出稼ぎが増加した。

出稼ぎ者数は表 5で示されるように昭和45～48年頃をピークとして減少し、現在は最高時の40%以下である。出稼ぎ先の産業は土木建設業について製造業が多く、就労先は首都圏が増大し京阪神は減少している。出稼ぎ者の減少は、送り出し地域における過疎化の進行が出稼ぎ人口を高齢化させ、出稼ぎからの引退を引き起こすとともに、若年層の新規出稼ぎ人口自体の数を減少させたためである。

家族生活の中核的担い手である世帯主および後継者が長期にわたって家をあけることは、出稼ぎ者の家族ならびに地域社会に様々な影響を及ぼす。出稼ぎ者自身の健康への影響はもちろん、残された家族、ことにその妻の仕事の負担が大きくなることからくる健康問題なども時に指摘される。またしつけや進学相談を親子関係や夫婦関係が不安定になる場合も起こりうる。出稼ぎ者数は減少してきたといつても現在21万人以上存在する。出稼ぎ問題を単に経済問題とのみとらえることなく、家族、地域社会の問題としても考えていく必要がある。

(3) 過疎老人問題

過疎地域（1,157市町村）の人口は昭和50年から55年にかけて 3.7%、昭和55年から60年にかけて 3.1%と減少した。昭和55年から60年に人口減少したのは 957市町村（そのうち10%以上の減少は 107市町村）で、200市町村では人口は逆に増加した。65歳以上の高齢者比率は、全国の10.3%に比べると17.0%と著しく高く、国土庁の推計によれば（図1）、20年後には約30%とさらに高くなることが予測されている（「昭和62年度過疎対策の現況」昭和62年）。

過疎地域においては、65歳以上の親族のいる世帯が昭和60年に全世帯の約 4割にのぼり、また65歳以上の人暮らしの老人が全世帯に占める割合も昭和60年 6.0%と全国の 2倍になっている。過疎地域問題調査会

の昭和60年度調査によると、過疎地域における高齢化に伴う問題として次のような回答が寄せられた（図2）。すなわち、全体の86.5%の人々が高齢化の問題が家庭生活に影響を及ぼしていることを感じており、また地域生活の点でも78.3%の人々が問題があることを認めている。こうしたことから過疎地域では高齢化への対策が最も大きな問題となっており、高齢者世帯の日常生活の維持・扶養の問題は地方公共団体や地域コミュニティがある程度肩代わりすることも含めて、緊急の課題となっている。

戦後の過疎化の過程は一般的にいって次の段階に分けられよう。農村からの人口流出は、まず高度経済成長期の新規学卒者の青年人口が単身離村の形で大都市へ流出したことから始まった。続いて昭和40年代に入り、世帯主などの基幹労働力が出稼ぎ等によって一時的に転出し、ある程度の生活の安定を得た時に老親を村に残したまま妻子を都会に呼び寄せる形がみられた。この段階で住民票の異動が一挙になされた場合が多く、大量の人口減少が生じた。この減少傾向はその後も続き昭和45年には「過疎法」が制定されるに至った。昭和50年代に入り、過疎化がストップしたかにみえたのは、すでに流出可能条件をもつ人々が流出し終わり、とり残された高齢者世帯が寿命の延びに支えられて、ともかくも数を保っていたからである。つまり今日の過疎地は、後継者を欠いた、家族としての再生産が困難となった世帯を多く抱えているのであり、この種の家族の増加は高齢化と結びついた形で進行している。したがって高齢の世帯主が死去したり、都市の子供の所に引きとられたり入院したりして、すでに農村で世代の継承ができなかった世帯が消えていく時に、過疎地における世帯の廃絶が一挙に生じることになる。前述の奄美農村の例はその典型である。

このような過疎地域では、高齢化に対する様々な適応形態もみられるが、あまりに高齢化が進み過ぎ高齢者にとって最も必要な相互扶助システムが成り立たなくなる可能性もある。このようなことから、家族の縮小化、集落および地域社会の高齢化が進んでいる過疎農山村においては、ニーズに応じた老人福祉対策の充実が望まれる。

3. 地域社会と家族についての将来の見通し

21世紀初頭にむけて、人々は家族や地域社会に対してどのような見通しをもっているのであろうか。昭和59年の国土庁が行った『人と国土の将来像に関する調査』は、地域社会を拠点とした人々の生活諸領域における満足が高まるか、それとも低下するかについて、有識者の将来見通しを尋ねている。

その結果によると、家族の人間関係、地域社会の人間関係は現在よりも弱くなり、満足水準は低下するという見方が強く示されている（図3）。他方、余暇生活、衣・食・住生活、地域の生活環境といった、主として生活の物質的・手段的便益の充実と向上による満足度の上昇についてはかなり明るい見通しが示されており、約半数の人々が生活全体としてみた場合の満足度は今後高まるであろうとの見通しを示している（図3）。一言でいえば、生活便益の向上と人間関係の弱体化の同時進行が有識者の方の大半の見通しであった。

こうした見通しの中で地域社会の果たす役割は極めて重要であるが、そのためには地域社会の個性と魅力が高められ、自分の住む地域社会に対する帰属意識が強まることが必要である。この点についての有識者の見通しは必ずしも悲観的ではない。図4でみると、今後21世紀に向けての地域社会への帰属意識は「やや強まる」との見方が過半数（52.3

%) を占めている。帰属意識が強まる理由として、「地域でのサークル活動がさかんになる」(60.9%)、「地域社会のアイデンティティが重視される」(43.5%)、「地域の社会的扶助機能が高まる」(34.8%)などが挙げられている。他方、帰属意識が弱まる理由としては、「情報化の進展等で地域の個性がなくなる」(42.9%)、「地域での公共サービスが期待できない」(35.7%)、が続いている(図5、6)。

70年代以降、「地方の時代」、「地域主義」ということがしばしば論ぜられ、地方を中心とした社会施設の充実や生活環境の整備が進められてきた。こうした生活環境の整備はこれまでのところ必ずしも地方の個性化や魅力の形成を狙ったものとは言えなかった。今後東京一極集中を緩和し、地方振興を図り地域定住を進めていくためには、地方の持っている優れた自然環境や安全な生活環境を生かしつつ、それぞれの立地にあった個性のあるコミュニティづくりを進めていく必要がある。そのような魅力あるコミュニティ基盤にたって、職住近接のゆとりのある家庭生活を築いていくことが望まれる。

表1 秋田・岡山農村における長男相続についての意識の変容

長男相続についての意識	秋田				岡山			
	昭和23年	昭和43年	昭和60年	昭和28年	昭和43年	昭和60年	昭和23年	昭和43年
1.長男が一人で相続するのが当然だ	61.5	27.5	28.1	32.9	11.5	16.3		
2.昔から習慣だから長男が相続する	9.5	13.6	13.2	17.2	8.7	9.5		
3.結局長子相続になるのはしかたがない	9.8	6.9	5.1	8.4	6.6	7.1		
4.長男でなくともだれかが一人で相続するのがよい	4.3	31.3	38.6	13.1	36.5	37.7		
5.子供の事情を考慮して財産をわけるのがよい	-	12.2	5.4	-	24.7	14.3		
6.子供たち全部で均等にわけるのがよい	-	4.3	1.5	-	8.3	5.6		
7.長男だけにやれぬ	4.3	-	-	15.0	-	-		
8.もつと自由に	5.4	-	-	10.6	-	-		
9.その他	-	1.9	1.2	-	1.4	1.2		
10.わからない、無回答	4.9	2.4	6.6	2.5	2.4	8.3		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(標準規模)	(367)	(419)	(334)	(273)	(288)	(252)		

(資料)昭和28年および43年結果については福武直『農村社会と農民意識—15年間の変動分析』有斐閣(昭和47年)。
60年結果については高橋明善等『農村家族と農村構造の変動に関する社会学的研究』(昭和63年)。

表2 相続しない子供への配慮（昭和60年）

(単位：%)

相続しない子供への配慮	秋田		岡山	
	男児に 対して	女児に 対して	男児に 対して	女児に 対して
1.多少は財産相続的なことを考えて、宅地や住宅建築購入の面倒を若干ともみる	18.2	6.1	22.7	9.5
2.財産相続ということは考えないが、宅地や住宅建築購入の面倒を若干ともみる	20.6	8.3	23.1	13.9
3.多少は相続ということを考えて、結婚・教育費用を出したり折りにふれて何かと経済的に面倒をみる	12.6	15.9	10.7	16.9
4.相続ということは考えないが、結婚・教育費用を出したり折りにふれて経済的に面倒をみる	24.9	42.8	11.6	36.8
5.何も考えない	14.8	18.0	8.3	13.9
6.わからない・無回答	8.9	8.9	23.6	9.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
(標本規模)	(325)	(327)	(242)	(201)

(資料)高橋明善等・前掲書。

表3 神奈川県大井町における農家・非農家別世帯形態
(単位: %)

世帯形態	農家以外 の世帯	農 家	世 帯	
			専業世帯	兼業世帯
単身世帯	5.2	1.3	3.5	0.9
核家族世帯	76.9	30.4	37.6	29.1
直系家族世帯	15.4	62.3	53.0	64.0
その他の世帯	2.5	6.0	5.9	6.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
(標本規模)	(1,520)	(549)	(85)	(464)

(資料) 福武直・蓮見音彦編『企業進出と地域社会』
東京大学出版会(昭和54年).

表4 奄美大島宇検村屋鈍集落の世帯主の年齢別にみた世帯形態
(単位:戸)

年齢階級	単身世帯			夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子	その他	合 計
	計	男	女				
20-39歳	-	-	-	-	-	-	-
40-49	-	-	-	-	-	1	1
50-59	2	1	1	5	1	-	8
60-64	2	-	2	1	-	1	4
65-69	5	2	4	3	-	2	10
70-79	3	1	1	4	-	1	8
80歳以上	2	1	1	-	-	-	2
合 計	14	5	9	13	1	5	33

(注)その他は老母との同居。

(資料)松原治郎・戸谷修・蓮見音彦編著『奄美農村の構造と変動』
御茶の水書房(昭和56年)。

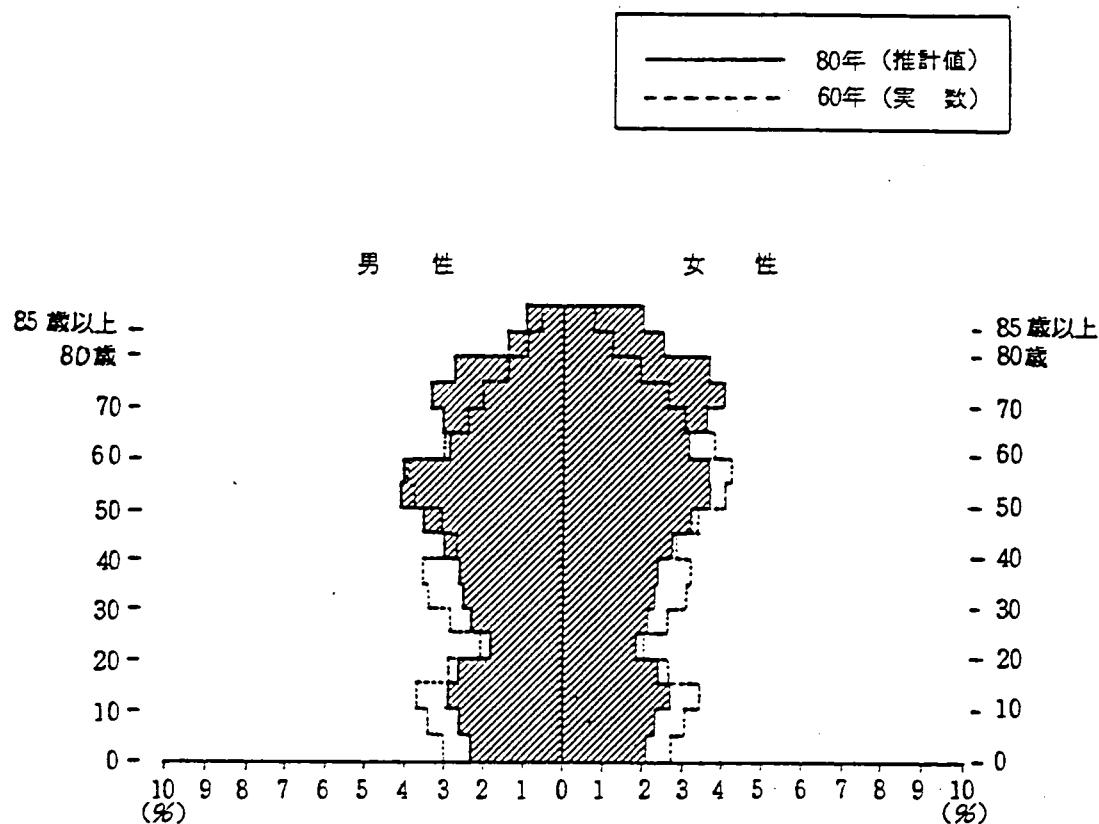
表5 地域別出稼ぎ労働者の推移
(単位:1,000人)

出身地域	昭47年度	昭55年度	昭60年度	昭61年度
北海道	66.8	50.0	41.4	40.2
東北	276.2	162.6	133.9	127.8
北陸	44.2	24.1	17.4	14.9
関東	10.1	1.3	0.8	0.8
東山・東海	6.4	2.5	1.8	2.0
近畿	10.4	6.4	5.0	4.9
中国	20.3	4.6	2.4	2.3
四国	29.2	11.9	5.1	4.4
九州・沖縄	85.2	33.7	26.3	18.7
合計	548.8	297.2	234.2	216.0
指 数	100.0	54.2	42.7	39.4

- (注) 1.「出稼ぎ労働者」とは、1ヶ月以上1年未満
居住地を離れて他に雇用されて就労する者
であって、その就労期間経過後は居住地に
帰る者をいう。
- 2.各都道府県の公共職業安定所が市町村、農業
関係団体の協力を得て、各年度の期間につい
て把握した数である。
- 3.指数は昭和47年度を100.0としたもの
である。

(資料) 労働省職業安定局調べ。

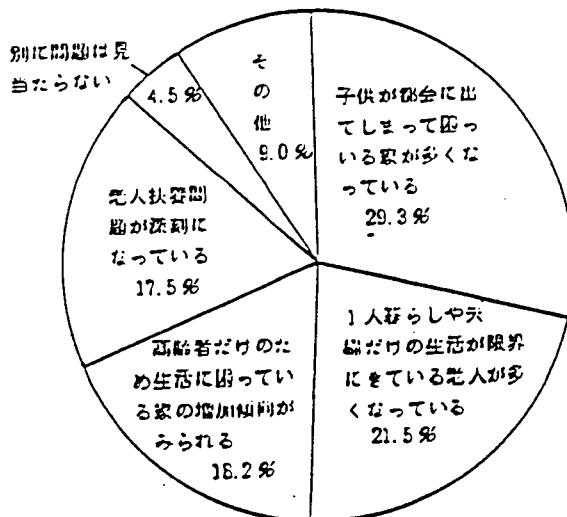
図1 過疎地域の人口ピラミッド（昭和60年・80年）



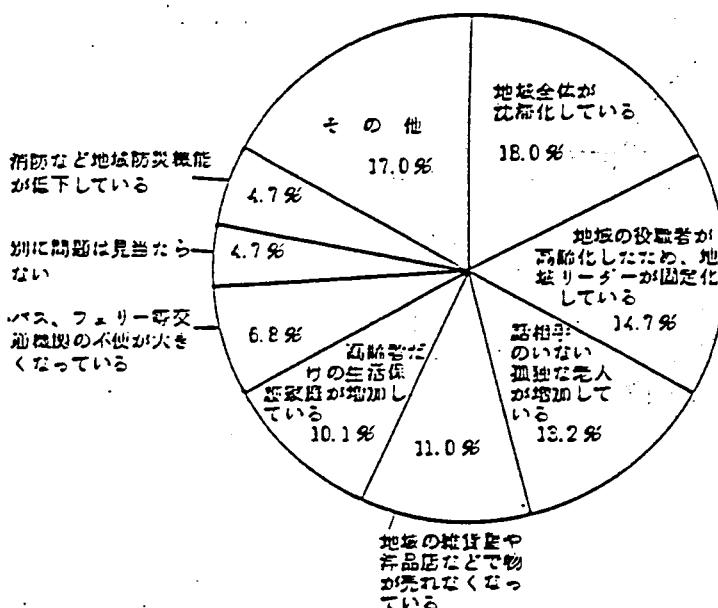
(資料) 国土庁『過疎対策の現況』(昭和63年3月)。

図2 過疎地域における家族生活・地域生活の問題点

〈家庭生活〉



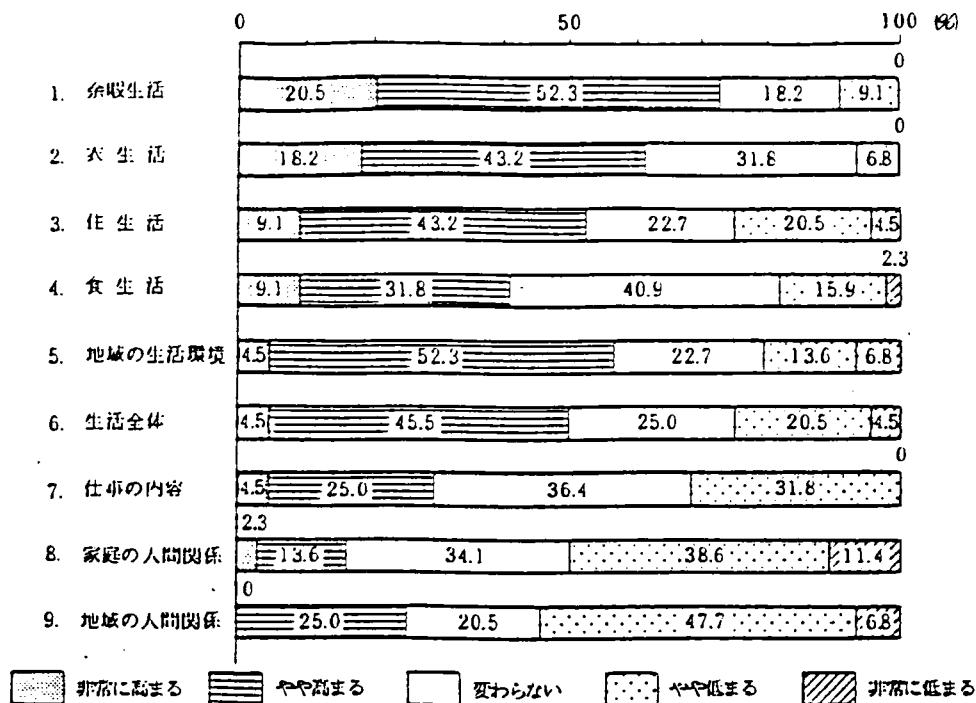
〈地域生活〉



(注) 1 団体当たり 3 以内の解答を求めたものである。

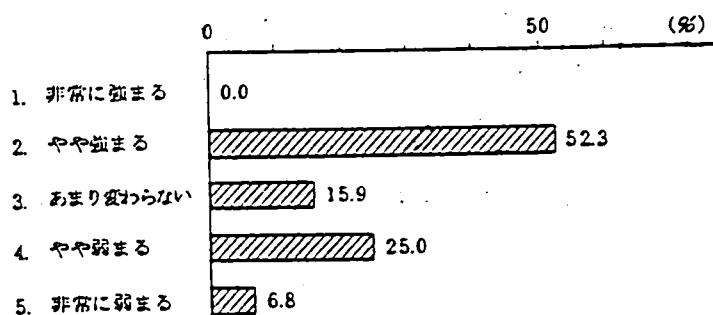
(資料) (財) 過疎地域問題調査会「過疎地域における高齢化の動向とその対応策に関する調査研究」(60年度)。

図3 人々の生活満足度



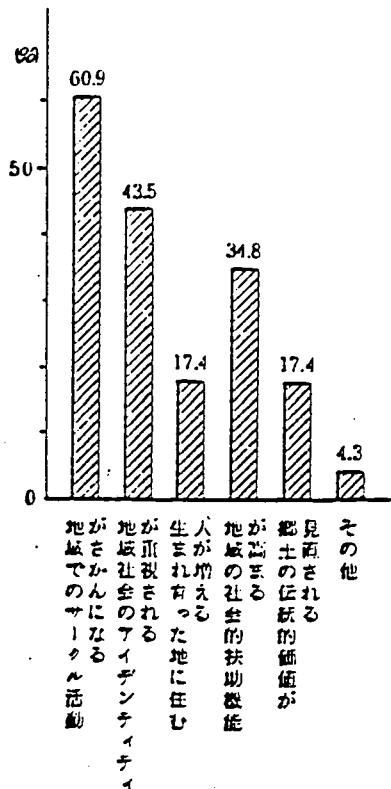
(資料) 国土庁『人と国土の将来像に関する調査(Ⅰ) 調査報告書』昭和59年。

図4 地域への帰属意識



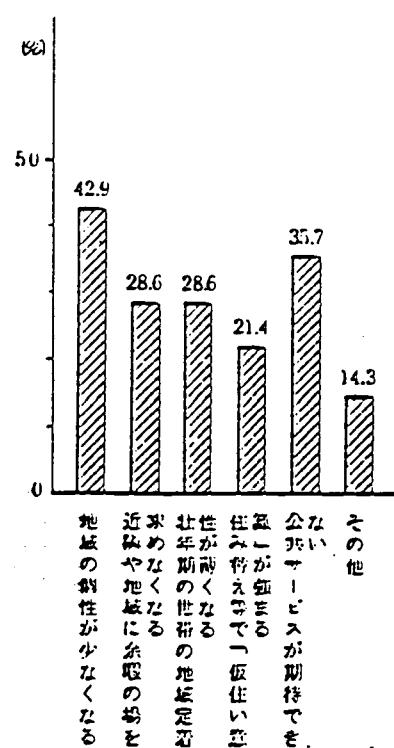
(資料) 図3と同じ。

図5 帰属意識が強まる理由



(資料) 図3と同じ。

図6 帰属意識が弱まる理由



(資料) 図3と同じ。

附論 欧米諸国における家族の変化

欧米諸国における近年の家族形成パターンをみると多くの注目すべき変化が生じているように思われる。

第 1は結婚の動向にみられる変化である。昔ならすでに結婚し、子供をもうけて家族を形成する年齢であるにもかかわらず、長く未婚のまま過ごす若者が1970年代半ば以降多くみられるようになった。また正式に結婚しない同棲も増えている。

第 2は離婚の増大である。欧米社会においては1965年あたりから離婚が増え始めた。1965年頃のレベルと比較し、最近は離婚率が大体倍になったことが注目される。中でも顕著なのはアメリカ合衆国であって、わが国と比べ数倍高く、毎年の婚姻率の半分近い数字を示している。

第 3として夫婦ごとの子供数が少なくなり、出生率が非常に低くなっていることである。

第 4に、形成された家族・世帯の類型という面からみても、核家族化が時代の潮流であることに変わりはないが、特に単独世帯が増加し、平均世帯規模がさらに縮小していることは注目すべきである。

こうした従来には見られなかった家族の変化は、欧米諸国で近年特に著しいが、程度の差こそあれわが国においても類似の傾向が現れていることは重要である。そこで、日本の家族の今後の動向を占う意味も含めて、以下欧米主要国における家族形態の変化過程を概観しその含意を検討してみよう。

1. 結婚動態の変化

19世紀半ばくらいまでは西欧諸国では晩婚で生涯未婚率が高いとい

非常に特徴的なパターンがあり、特に北欧スカンジナビア諸国、アイスランド、アイルランド、スイスなどで典型的にみられた。これらの国では、結婚年齢は女性で26歳前後、男性で29歳前後であり、生涯未婚率は15%を上回るという非常に高いものであった。

このパターンは、アジア諸国などでこれまでみられた、早婚でほとんどすべての人が結婚する皆婚慣行(early and universal marriage)に比べきわめて対照的である。第二次大戦前までにわが国でみられた結婚のパターンは、他のアジア諸国ほど早婚でなかったにしても西欧式結婚パターンほど晩婚ではなかった。生涯未婚率は1~2%の水準であって皆婚のパターンそのものであった。日本の結婚はアジア型であったといつてよい。

しかし、ヨーロッパの諸国でも、19世紀末頃出生した人口集団から結婚年齢は下降を始め、生涯未婚率も低下し始めた。第二次大戦後には一種の“結婚ブーム”とも呼ぶべき婚姻率の急激な上昇が起こり、こうした結婚年齢の低下と生涯未婚率の低下にさらに拍車がかかった。

こうした19世紀末からの西欧式結婚パターンの変化は、程度の差はあるにしても西欧文明・キリスト教文明の伝統を受け継いだアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアといった旧植民地の国々でも進行したとみられる。現在では、これら欧米諸国の結婚パターンは、第二次大戦直後の西欧式結婚パターンからさらにかなり形態を変えたものとなっている。本節では、オーストラリア、ニュージーランドをも含めた欧米諸国における第二次大戦後の結婚パターンの変化に焦点をあてたい。

しかし、現実には欧米諸国といっても細かく眺めれば、その結婚のパターンは非常に多様であり、ここで日本との比較を行うにあたっては、便宜的に太平洋地域、北部アメリカ地域、北ヨーロッパ、西ヨーロッパ、

南ヨーロッパ、東ヨーロッパといった地域に分けて、その傾向を把握することにしたい。

(1) 生涯未婚率の動向

表 1は、第二次大戦後における生涯未婚率の動向をみるために、45～49歳の年齢における未婚者の割合を、主要欧米諸国および日本について示したものである。45～49歳の未婚率をとりあげるのは、45～49歳の年齢においては未婚率がすでに極小に達したものと考えられるからである。

1950年時点における日本人の生涯未婚率は男女とも1%台と欧米諸国に比べかなり低かったが、1960年代に上昇し、1970年代以降は女性4%台、男性2～3%台と若干上昇している。現在の日本の生涯未婚率は、欧米諸国の水準からみると比較的低く、かつての皆婚パターンの名残を示しているともいえるが、趨勢的にはわずかながら上昇傾向にあり、今後の動向は微妙である。

欧米諸国における生涯未婚率についてみると、まだ1950年頃では北・西ヨーロッパの多くの国は往年の結婚パターンの名残を示しており、45～49歳の女性の未婚率が15%ないし20%を超える国が多かった。しかし、その後これらの国々の生涯未婚率は低下し、最近ではほとんどの国で10%未満となっている。こうした北・西ヨーロッパの生涯未婚率の低下は第二次大戦後これまでほぼ継続した趨勢であったが、最近では低下が段々下げ留まりになっているように思われる。

欧米諸国における19世紀末から最近に至る変化の理由は何であろうか。これに関する研究は意外に乏しいが、考えられる理由は次のようなことであろう。第1は生活水準の上昇、医療・公衆衛生の向上に伴う死亡率の低下により、結婚に最も適した年齢と見なされる男性数と女性数の間の不均衡が解消され始めたこと。第2は同じく健康水準の向上により、

病弱で結婚できない人が減少したこと。第3は結婚の相手をみつける交際範囲が近年広がり、結婚の機会が増加したことである。ヨーロッパでは近世においてすでに、親が結婚を決めるとか、あるいは一度だけお見合いをして決めるという習慣が薄くなってしまっており、紹介されたあと十分付き合ってからプロポーズするものだという考え方方が強かった。他方、実際の未婚の男女の交際範囲、紹介範囲は当時狭かったので、マッチメイキングの制度は必ずしも有効に働いていなかったといわれる。しかし第二次大戦後、産業化、都市化、人口移動の増加とともに女子の高学歴化が進み、女性の職場進出が普通になってくると、男女の交際の輪が拡がることになったのである。第4として、一人当たり所得の上昇は貧しくて結婚できない人々を減少させた。第5として、宗教における世俗化が進み、宗教上の理由で独身を続ける僧侶・尼が少なくなったことが挙げられよう。

ヨーロッパから移民した人々で構成されたアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった国々の生涯未婚率の水準は北・西ヨーロッパ諸国よりはやや低いものの、こうした生涯未婚率低下の傾向は同様にみられた。これらヨーロッパからの移民国家では、1950年頃に女性の生涯未婚率は10%前後であったが1970年頃までに5%前後に低下し、その後はほぼその水準のまま推移している。

これに対し南ヨーロッパの国々では、1950年以降生涯未婚率があまり低下せず、横這い傾向を示すか、あるいは比較的僅かな低下に留まっている。東ヨーロッパの国々も、1950年以降の変化は横這い、ないし僅かな低下であるが、生涯未婚率がはじめから比較的低い国が多く、現在ヨーロッパの中ではもっとも生涯未婚率の低いグループである。

以上にみたように、第二次大戦後の欧米にみられた生涯未婚率の変化

は、当初まだ高かった生涯未婚率が1950年以降低下して、10%未満の割合になりつつあるのが大勢である。そして主要欧米諸国の生涯未婚率の将来の水準も、現状の趨勢から判断する限りでは、4～7%の水準からさほど大きく離れるものではないと思われる。一方、わが国の生涯未婚率は1%台から次第に上昇して5%の水準となっている。こうした意味では、日本と欧米の生涯未婚率の水準は、比較的接近しつつあるといえよう。

(2) 晩婚化の進行

表2は、20～24歳の年齢における未婚者の割合を、主要な欧米諸国と日本について示したものである。20～24歳の未婚率は各国の結婚年齢が早いか遅いかを示す一つの指標として掲げたものである。

まず、20～24歳の未婚率について全体の趨勢をみると、数値にバラツキがあるにしてもヨーロッパ諸国の未婚率は1950年頃までかなり高かつたが、その後急激に低下し、1960年代の末頃まではその低下が継続し、1970年代に入ってから反転して上昇を始め、1980年代の現在に至るまでその上昇が続いている。ちなみに、わが国の女性の20～24歳の未婚率は1950年頃には50%であったが、欧米と違って未婚率の上昇が1950年代から1960年代にかけてみられて70%前後となり、その後1980年以降では80%近い割合で現在に至っている。

ヨーロッパ諸国についてみると、過去非常に高い未婚率を示した国もあるが、近年において女性20～24歳の未婚率が70%前後あるいはそれを超える国はあまり多くなく、北欧のスウェーデン、デンマーク、フィンランドといった国々に限られている。しかも、これら北欧の国々では20歳代未婚者の多くは実際に同棲している人達であり、未婚率が高く結婚年齢が高いといってもわが国とは少し事情が異なるといわねばならない。

そうした意味で、わが国は近年における20歳代の未婚率は異例に高い。

未婚率の特に高い北欧の国に次いで、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった北アメリカおよび太平洋の国々、アイスランド、ノルウェー、イギリス、オーストリア、西ドイツ、オランダといった西ヨーロッパ、北ヨーロッパの主要な国々がほぼ40%前後から50%台の女性未婚率を示している。これら北部アメリカ、太平洋、西ヨーロッパの多くの国々は、1960年から1970年にかけて未婚率がいったん低下し、ついで反転して上昇している国々であり、先に述べた北欧諸国とともに、近年における先進諸国の未婚率上昇の傾向を代表的に示している国々といえる。

以上触れた西ヨーロッパの諸国とは少し異なり、イタリア、ポルトガルといった南ヨーロッパの国々では、20～24歳における未婚率の変化は1950年以降大体低下の傾向だけを示しており、現在までのところ上昇の兆しは見られない。

東ヨーロッパではポーランドを別にすると、20～24歳の未婚率は20%台から30%台であり、他のヨーロッパ地域と比べてかなり低いこと、またその未婚率は1960年以降ほとんど変化せず推移しているのが特徴的である。

こうした各国、各地域における20～24歳女子の未婚率の1950年以後の動向は、男子の同じ年齢についての未婚率の水準が女子より15～30%高くなり、従って男性の結婚年齢が女性のそれより数歳高くなるのを別にすると、男子にもほぼ同様に当てはまる。

ここで検討した20～24歳における未婚率の変化は当然のことながら初婚年齢の変化を伴っている。すなわち、1950年代に伝統的西欧結婚パターンの名残りで高かった結婚年齢は1970年頃まで低下したが、その後は

再び上昇し現在へと至っている。

表 3は最近の先進諸国における平均初婚年齢を示したものである。これによれば、日本人の最近の初婚年齢は夫28.6歳、妻25.1歳である。これは結婚年齢が最近高くなっていると伝えられる欧米の多くの国々と比べても高い初婚年齢であると言わねばならない。すなわち、女性の初婚年齢が25歳を超える国は、欧米の中でもデンマーク、スウェーデン、イスといった北ヨーロッパ、西ヨーロッパにおける一部の国々に限られる。

これら北・西ヨーロッパの一部のグループに次いで結婚年齢が高いのは、北ヨーロッパ、西ヨーロッパの残りの国々と南ヨーロッパの国々である。これらの国々では、女性の結婚年齢は23歳台から24歳台である。

近年の欧米諸国の中で結婚年齢が最も低いのは、アメリカ合衆国、オーストラリア、ニュージーランドおよび東ヨーロッパの国々で、女性の結婚年齢は21歳台から22歳台である。

欧米社会におけるこうした結婚年齢上昇の要因の一つは、各国とも戦後のベビーブーム後の出生率低下によって年齢構成が若いほど人口集団の大きさが小さくなり、従来の伝統に従って男性が数歳若い女性と結婚しようとすると適当な相手が仲々見つからないためである。そこで男性が結婚する相手を今までよりも一層広範囲の年齢範囲から、特に人口の多い比較的年齢の高い（同年齢とか年上とかの）女性の中から選ぶよう適応するからである。

結婚年齢上昇のより実質的な要因と思われるには、各国における女性における高学歴化の進展や女性の労働力参加の増大といった女性の社会的な役割・地位の変化である。米国の人口学者ウェストフ(C. Westoff)はアメリカ合衆国、イギリス、フランス、西ドイツ、デンマークといっ

たいくつかの国における女子の労働力率の変化に触れて、これらの国における20歳代の女子労働力率は1960年以降継続して上昇を続けているという。実際、これらの国々の20歳代の女性の労働力率は1960年代までは50%を超えることはあまりなかったが、その後各国とも軒並50%を超えるに至っている。これらの年齢の女子労働力率の上昇は、必ずしも未婚者だけの就労の増加を意味するわけではないが、こうした女性の労働力参加による経済的自立は、生活安定の手段としての結婚への依存を断ち切る役割を果たすとウェストフは主張する。近年における女性の高学歴化の傾向も結婚年齢の上昇にかなりの影響を与えていたものと思われる。これは高等教育の普及の著しいアメリカ合衆国、カナダそして日本などにおいて、より適切に当てはまるといえよう。また、女性の地位の向上と役割の拡大の問題と関連して、1970年代にアメリカ合衆国を中心にして世界中に大きなうねりをもたらしたウーマンリブの運動も女性の自立の意識をかきたて、結婚や離婚といった女性のライフコースの変化に少なからぬ影響を及ぼしたといえよう。

(3) 同棲の増加

欧米の家族や結婚にみられる最近の変化は、これまでに触れてきた法律に基づく男女間の結びつきだけでなく、同棲（cohabitation）の増加といったことにも端的に現れている。この意味で、これら欧米諸国の最近の配偶関係の動向をみるとあたり、ヨーロッパおよび北部アメリカにおける同棲についても触れないわけにはいかない。

北欧諸国では比較的早くから「同棲」という社会現象がみられたが、ヨーロッパ全体としては1960年頃から徐々に増加し、1970年代以降急激な勢いで増加して現在にいたっている。同棲は、国により違いがあるものの近年では30歳未満の年齢のカップルの10%前後を占めるといわれる。

すなわち、フランスでは1981年に11%が同棲であったと報告され、イギリスの調査では12%が同棲していたとされる。表4に示すのは未婚者あるいは非有配偶者における同棲の割合であるが、これによても北欧のデンマーク、ノルウェー、スウェーデンといった国々の同棲が特に多いことが注目されよう。最近では同棲がもっと広まっていると聞く。

ヨーロッパにおいて同棲は近年社会的に認容された存在となりつつある。イギリスでは同棲法が施行され、同棲に対し結婚に近い保護が与えられている。また、もっとも同棲の進んでいるスウェーデンでは、ほとんどの結婚は期間の長短を別にして同棲を経ているとも言われ、同棲と正式の結婚との間に社会的・法的不平等がほとんどなくなっているとも言われる。こうした同棲の増加は、制度としての結婚を大きく揺がすものであり、各国における近年の結婚数の減少をもたらした主要な原因であるとも言われている。

ヨーロッパにおける同棲の増加は、将来結婚に結びつかずに終るといったものなのであろうか、それとも、その時点では結婚でないにしても最終的には結婚に至るのであろうか。もし、結婚には結びつかないとすれば、同棲の増加は生涯未婚率の増大として、結婚によらない男女関係の恒常化と普遍化をもたらし、確かに結婚制度そのものの崩壊を意味するようになろう。しかし、同棲も最終的には結婚に至るのだとすれば、同棲は単に結婚の届け出までの準備期間に過ぎないことになる。この疑問に対して、直接回答となるデータは、いまのところ残念ながらない。

フランスの1975～77年に結婚した夫婦で結婚前に同棲を経たものについて作成された結婚表によれば、同棲開始から満4年の間に72%が結局結婚したことになり、半分以上（56%）は同棲開始後2年以内に結婚している。このようにして同棲後数年のうちに大半は結婚することをこ

のデータは物語っている。しかし、これは結婚をした集団だけを集めた分析であり、同棲というものが結局結婚に到達するかどうかの疑問について最終的結論が導かれたわけではない。同じフランスについて、1976年に20～24歳の年齢で同棲を経て結婚した件数と同年の同年齢における同棲中の女性との比によって1年間の結婚発生確率を推計してみると27%であり、上記の同棲開始から2年以内に56%が結婚するとの計算結果に対応する数値が得られている。同じ計算を1975年のスウェーデンに対して、結婚がすべて同棲を経たものとの想定で行った結果、1年間の結婚発生確率は最大20%となり、これはフランスの結果と比較して若干低いものであった。このことはスウェーデンではフランスと比較して正式の結婚に至るもの割合が低いことを物語っている。近年のヨーロッパ諸国における同棲の増加は急激であるが、以上のことから、これら同棲の大半は同棲開始後数年以内に結婚に移行しているとみてよいようである。その意味では、ヨーロッパにおける同棲の増加は、結婚するまでに伴侶にしようとする異性と試験的に生活を共にする考慮期間としての役割を果たしている。しかし同時に、結婚には至らない同棲が現在は少数であっても、今後も少数に留まるかどうかは全く未知数である。また、同棲の多い国ほど離婚が少ないとそうではないことから考えて、同棲という結婚前の試験期間の存在が夫婦関係を崩壊から免かれさせているわけではない。

こうしたヨーロッパやアメリカ合衆国における同棲の増加の要因は何に起因するものであろうか。容易に思いつくのは、近年における性に対する禁忌からの解放である。それは誇張すれば「性の自由化」といってもよい。「性の自由化」をもたらした要因の一つは、性行動と出産とを切りはなす出生抑制手段の進歩・普及である。こうした出生抑制手段と

しては、とくにピル（経口避妊薬）の開発・普及と人工妊娠中絶の合法化が挙げられる。もう一つは社会生活全般にわたる宗教的規制の緩和、世俗化の浸透であり、伝統的キリスト教的性道徳からの解放であると考えられる。

しかしながら、同棲のもう一つの側面は、単なる「性の自由化」ではなくて、結婚には至らないにしても多数の異性のうちから1人を選び生活を共にするということであり、同棲相手との安定した関係が続くということである。その意味では、同棲はキリスト教的伝統の一夫一婦制の原理を少し形を変えながら踏襲しているといえなくもない。欧米における同棲の増加という現象は、西欧社会の旧来の家族や結婚制度についての宗教的伝統を継承する面とそれに対するアンチ・テーゼとしての面、また新たな社会的変化に即応したものとしての面などいくつかの側面をもっていると言える。

しかし、ウェストフのように、同棲の増加は結婚制度自体の崩壊であるといった見方も同時に存在する。同棲の増加の背景には、経済的にその方が得になるという功利主義と性の満足に対して安易・安直なアクセスという側面があるから、安定的に家庭を作り子供を生むこととの関連性が弱くなる。従って、同棲の増加によって結婚しない若者が大量に生み出され、子供数が少なくなり、出生率は低下し、生まれた子供達の多くは非嫡出子だというハンディキャップを背負うことになろう。こうした見方からすれば、同棲は結婚および家族の制度を根本的に崩壊させる危険性を持つものとされる。

しかし、後に述べるように、欧米での経験では、同棲が必ず子供数の減少をもたらすかとの断定を下すことはできない。結婚してもアメリカ合衆国にみられるように離婚がさほど珍しくない現象となると、同棲が

なくても両親共にそろった家庭で子供が育つともいえない。従来の家族像からのそうした逸脱は、必ずしも同棲の増加だけに起因する問題ではないといえよう。

(4) 离婚の増大

欧米諸国の離婚率は第2次大戦直後に一時期上昇がみられた時代があったが、その後1960年代にかけては比較的低く安定的に経過していた。しかし、1960年代後半から欧米諸国の離婚率は徐々に上昇を始め、1970年代の大幅な増加を経て今日に至っている（表5）。

欧米諸国における最近の離婚率の水準はいくつかに分けられる。まず、人口千人当たり5を超えるアメリカ合衆国と3.3～3.5のソ連および3.9と最近急激に上昇しているニュージーランドが最も高いグループである。次いで人口千人当たり2.5～3.0のカナダ、オーストラリアなどの北部アメリカ、南太平洋の入移民国、イギリス、デンマーク、スウェーデンなどの北ヨーロッパの国々、そして東ドイツ、チェコスロバキア、ハンガリーなどの東ヨーロッパ諸国が、第2グループを形成している。

離婚水準の第3グループは人口千人当たり1を少し超える水準の国々であり、上記以外の北ヨーロッパの国々、西ヨーロッパのほとんどの国々、東ヨーロッパの国々などからなる。離婚水準からは日本も第三グループに属する。

欧米諸国の中で、以上の三つのグループに属さないのは、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、ユーゴスラビアといった国であって、離婚率の水準が人口千人当たり1以下と低いまま推移してきた国である。これらの国は、いずれも南ヨーロッパに位置しており、宗教的にはカトリック系の国が多い。これが第4グループを形成する。

欧米諸国の離婚水準は、以上のような四つのグループに分けられる。

このうち第一から第三のグループの国では、水準には違いがあるものの、いずれも1960年代の半ば以降に離婚率の急上昇がみられたことが共通している。

こうした離婚率の上昇はどのような理由によるものであろうか。これまでのように神の前で終生の愛を誓い契約するというキリスト教的な結婚観が、近年変化してきたことは否めない。それと同時に、各国において1960年代から70年代にかけて離婚法の改正が行われ、離婚手続きの簡素化、離婚の自由化が行われたことの影響がある。すなわち、カトリックの本拠地イタリアにおいてすら永らく認められなかった離婚が1970年に法的に認められ、またイギリスでもこれまで離婚の認容について有責主義をとり、厳しい対応をしてきたのが、1969年の法改正によって破綻主義に切り替え、離婚の容易化を図るなどの動きが見られた。アメリカ合衆国においても50州のうち48州において離婚法の改正が行われ、離婚が容易に行われるようになった。

こうした離婚に対する法律の変化とは別に、各国とも1960年代以降に女性の労働力参加の増大が顕著にみられ、妻が就業し現金収入を得る機会が増えたことは、夫に対する経済的依存性を弱め、離婚しやすい条件を作りだしてきたと考えられる。また1970年代に大きな運動となったウーマンリブの息吹きも女性の自立志向を高め、結果としては離婚の増加に寄与したといえよう。

アメリカ合衆国における離婚の増加について、米国の人口学者ディビス(Kingsley Davis)も、特に近年における夫婦の共働きの増加を直接の原因と考えている。もともとアメリカ合衆国では結婚を理想化し美化する傾向が強い。ところが最近における主婦の家庭外での就業の増加は(表6)、職場で、あるいは仕事と関連して異性と接触する機会を増幅し、

また家庭内の夫婦の役割を曖昧にした。このため、夫婦間の些細な喰い違いで現在の結婚に対する幻滅感と挫折感を味わうことが多くなり、それが離婚の増加につながったといえる。またウーマンリブなどの運動は、妻や母といった役割以外の面で社会に貢献したいという女性の自覚を呼び覚まし、多くの女性の自立意識を高めた。このことも、欧米の離婚率の上昇と無縁ではなかろう。

2. 出生率の低下

(1) 欧米諸国における出生率低下

欧米諸国は元来、発展途上国と比較し出生率が低かった。特にヨーロッパでは第2次大戦以前に相当数の国が合計特殊出生率2前後に低下していた。しかし戦後、欧米諸国では日本とは異なり15年にも及ぶ長いベビーブームが続き、特にアメリカ合衆国では、1955～59年に合計特殊出生率が平均3.6にまで上昇した。合衆国では、多くの若い夫婦が大都市の郊外に瀟洒な家を構え、新家族主義の到来とも称せられた時代であった。当時の高い出生率は、一面では戦後の経済の復興、そして繁栄に時代的に見合ったものであるが、出生率のサイクルが必ずしも景気循環と一致しているわけではない。しかし、以上の長く続いた欧米のベビーブームは1960年代の前半に失速し始め、1965年頃を契機としてほぼ一斉に低下し始めるのである。興味深いことにヨーロッパと北米だけでなく、オーストラリアとニュージーランドにおいても、ほぼ同時代にベビーブームを経験し、同じ頃に低下し始めているのである。

1965年前後に始まった欧米諸国における出生率低下は、その後止まることなく続いた。現在のぎりぎりにまで低下した低死亡率によって計算すると、純再生産率1、つまり人口の置き換え水準に見合う合計特殊出

生率はおよそ 2.1であるが、表 7に示されるように、現在の欧米のほとんどの国々で合計特殊出生率は 2.1の水準以下で、しかもそれをかなり下回っているのは壯觀といえよう。わけても低いのは西ドイツとオランダであり、いずれも合計特殊出生率 1.5を下回り、西ドイツにいたっては1.29と史上最低の記録を示している。合計特殊出生率が 2.1を超えている国はアイルランドといくつかの東ヨーロッパの諸国だけである。

ヨーロッパにおけるこのような超低出生率の継続は、欧米諸国に対し徐々にではあるが大きな影響を与えつつある。すでに西ドイツ、オーストリア、デンマーク、ハンガリー等の国々においては人口の減少が始まっている。一部の国では、児童生徒数の減少により、学校の統廃合や教員の新採用の抑制などが問題となっている。おもちゃ産業、文房具産業は不振となり、ヨーロッパ以外の国に販路を求めざるを得なくなった。さらに軍隊人口の補充が困難になり、近い将来西側のヨーロッパは自前の軍隊を維持できなくなるだろうとさえ言われている。しかし最も深刻なのは人口高齢化であり、縮小し続ける青壮年労働力が拡大し続ける老人人口のための年金と医療費をいかに負担するかという問題が、すでに地平線に大きく現れてきている。

(2) 出生率低下の要因

こうした欧米諸国の出生率の低下に対しては様々な原因・理由が挙げられている。既に述べた結婚率の低下、未婚者割合の増加、結婚年齢の上昇、同棲の増加、離婚率の上昇など20世紀後半における結婚に関する変化は、結果としてすべて出生率の低下につながっている。しかし、どの要因が出生率をどれだけ下げたかを厳密に分析して結論を出すのは必ずしも容易ではない。

アメリカ合衆国におけるように離婚と再婚が多い場合に、それが出生

率にどの程度の影響を与えるかについても議論は分かれている。米国の人口学者バンパス(Larry Bumpass)によれば、離婚して再婚しない女性の子供数は明らかに初婚のまま継続している女性より少ない。離婚して再婚したものについては、もしその離婚が初婚後の比較的早い時期に行われ再婚も早かった場合は、子供数にほとんど影響を与えない。しかし、離婚が初婚後かなり経つものであったり、再婚が遅かったりする場合には、再婚グループの子供数は初婚のまま継続するグループの子供数よりも少なくなるようである。

合計特殊出生率の低下が結婚の変化、すなわち未婚の増大、結婚年齢の上昇、有配偶率の低下といったものによったのか、それとも有配偶出生率自体の低下、すなわち夫婦の出生力の低下によったのかを分析した研究がある。それによると、オーストラリアやニュージーランドでは結婚変数の変化による効果、つまり夫婦が実際に結婚している期間が短くなったり効果がより大きかったが、アメリカ合衆国、カナダそしてほとんどのヨーロッパの国々では、有配偶出生率の低下、つまり 1 夫婦当たりの子供数が減少したために全体の合計特殊出生率が低減したとの結果を得られている。

以上は人口学的要因といわれるものであるが、このほかに社会経済的要因が考えられる。すでに引用した表 6 は例としてアメリカ合衆国における結婚している女性の労働力率がこの 4 半世紀の間に非常に増加していることを示しているが、欧米諸国においては一般に女性の社会進出、とくに結婚している女性の家庭外での就業が出生力低下の要因として最も重要であることがほぼ定説となっている。他に、子供が家庭の中心であった産業革命以後の中産階級のモラルが大人中心の個人主義的発想にとって替わり、子供に対する冷淡さ、子供は人生をエンジョイするにあ

たって邪魔になるという考え方なども台頭してきた。新しいものの考え方の核心ともいえるものは、女性が専業主婦として夫の世話と子供の出産・養育だけに一生を捧げることにもはや満足しなくなったことが挙げられよう。キングスレイ・ディビスがいうように、夫が外で働き妻は家庭で家事と育児に専念するという産業革命以後確立した性別分業の体制が崩壊し、妻も外で現金収入を得るようになったことは、実は20世紀最大の静かな革命なのである。

もう一つ考えられる社会経済的变化は、「子供の価値」の喪失と子供を育て十分な教育を与えるための費用の高騰であろう。一方では農業社会から産業社会へと転換し、人々が農村から都市へ移動してくるに及んで、子供の経済的価値は低落した。元来農業社会では、男の子を持つことが老後の保障のための必要条件であった。しかも当時は乳幼児死亡率が高かったので、2～3人の男子を生んでおかないと安心できなかった。しかし現在は、社会保障は国や地方自治体の手に委ねられ、しかも昔のように子供は容易に死なくなつたので、子供を多く生む必要はなくなったのである。

他方、子供を育てさらに高等教育を受けさせる費用は大きくなつた。また子供を生み育てるこによって奪われる女性の「機会費用」も大きなものとなつた。目を外に向ければ、新しい消費財の洪水のような市場への氾濫とマスコミ媒体による美しいバカンスの景勝地の広告がある。この大量消費時代の真只中にあって、沢山の子供を生むことは何か人生で損をしているのではないか、ほかにもっと人生の生き甲斐があるのでないだろうかと女性に思わせるのかもしれない。

さらには出生率の低下を促進した条件の一つとして、新しい出生抑制の方法とくにビル（経口避妊薬）の普及、中絶の合法化がある。まず、出

生抑制手段としてベッサリー、IUD、コンドーム、ピル、不妊手術など各種の避妊手段が安全にそして安価に提供されるようになった。この中でピルの普及が欧米各国の出生力低下に果たした役割は非常に大きく、西ドイツでは1965年以後の出生率低下を「ピルの折れ曲がり」と表現しているし、アメリカ合衆国では避妊革命(contraceptive revolution)とまでいわれ、1960年代の劇的な出生力低下を演じた主役とさえ考えられている。また人工妊娠中絶の合法化は東ヨーロッパの国などにおいて急激な出生率低下を導き、一時期はその反動で再び中絶を厳しく制限するなどの動きもあった。これら人工妊娠中絶の合法化は、欧米諸国の10代の若者達の妊娠に伴った望まない出生（そして望まない結婚）の減少に寄与したと言われる。

(3) 婚外出生の動向

欧米諸国において出生力に関し一つの特徴的問題は未婚の若者あるいは同棲中のカップルにおける出生力の動向である。

ヨーロッパにおける婚外出生の動向は、最近増加の一途を辿っている。わけても北欧諸国の中スウェーデン、デンマーク、アイスランドなどにおいて年々の出生数に占める婚外出生数の割合は、1960年代では10～20%台であったが、1980年以降になると40%以上へと急増しているのが注目される。これに対して西ヨーロッパにおけるその他の諸国では、10%を超えるのはオーストリア、フランスなどに限られているが、これらの国においてもスウェーデン、デンマークほどの増加ではない。西ヨーロッパのその他の諸国では、同棲数が増加しているわりには婚外出生数の増加はそれほどみられない。

同棲による出生率低下への影響がどの程度かについては議論が分かれている。北欧のスウェーデン、デンマークの例ではさほどではないとも

いわれる。これらの国々では未婚率が高いといつてもその多くは同棲中であり、しかもこれらの北欧の国々の場合、同棲中でも結婚した場合とそれほど変わらずに子供を生んでいる。このことはスウェーデン、デンマークの社会が同棲を容認するとともに、その結果としての婚外の子供に対しても非常に寛容になっていることとも関連している。またスウェーデンでは未婚の母の26~27%は出産の翌年中（約1年半後）には結婚するといわれている。フランスの場合、スウェーデンと異なるのは、3分の2のカップルが同棲中は子供を生まないと決意しており、実際多くの同棲者は結婚するまで出産を待つ。同棲中に出産となった場合は、ほとんどが結婚するという。同棲から結婚に移行した場合に結婚後の出生力にどの程度影響があるかについては、フェスティ(Patrick Festy)によるフランスとノルウェーのデータの紹介がある。フランスでは結婚後の経過期間が同じ場合には、結婚前に同棲していたかどうかによる差はほとんど認められていない。これは正式の結婚前の子供数は実質的に無に等しいため、家族形成の速度は同棲の有無による影響を受けないのだとされている。ノルウェーについてもほぼ同様の結果が報告されている。

上に述べた事例はいずれも同棲が出生力にあまりマイナスの要因となることを示している。しかし、ウェストフのように同棲の増加は結婚制度自体の崩壊であるといった見方も強く、多くのヨーロッパ諸国において、同棲の出生率への影響の大きさはやはり無視できないものと考えられている。

(4) 欧米における家族政策

現在ヨーロッパに人口減少の悪夢が彷徨しつつある。出生率低下、人口減少、人口高齢化、そして民族としての活力の喪失はすでに1930年代に論ぜられているが、1980年代のヨーロッパにおいて低出生率の長期化、

そして平均寿命の伸びなやみによる人口減少の恐れがしだいに力を増してきているように思われる。すでに西ドイツ、オーストリア、デンマーク、ルクセンブルク、ハンガリー等において人口増加率はマイナスとなっているが、マイナスの増加率が他のヨーロッパ諸国に広がることは時間の問題である。このため1984年4月パリにヨーロッパ共同体加盟10カ国の社会雇用担当大臣が集まり、現在の西欧の超低出生率の恒常化を憂い、ヨーロッパ共同体10カ国の人団増加率を回復させるための努力を払うべきだとの決議を行っている。低出生率の長期化は人口高齢化を促進させ、老人人口のための社会保障の負担をますます重くしていることが改めて注目されている。すでにイギリス、西ドイツ、フランス、スウェーデンといった国で租税と社会保障負担合計の対国民所得比が50%を超えており、特にスウェーデンではその比率が1983年で69%にも上っている。

ヨーロッパ諸国はこのような低出生力から何とか脱却し、ヨーロッパ人口のシェアをこれ以上減少させないために、家族政策、出生増進政策を摸索している。しかし、とくに西欧諸国では複雑な政治的歴史的事情もあり、また国民の間には政府が旗を振って出生増進政策を個々の家庭に押しつけることに対して抵抗もある。そのため明示的な人口政策を実施している国は少なく、主要国ではフランスを数えるのみである。しかし人口政策を標榜しなくとも実際面においては、高額の児童手当の支給、長期の出産有給休暇や育児有給休暇の賜暇が行われており、内容は非常に手厚いものとなっている。さらにまた託児所や保育園の充実も顕著である。しかし、これだけ政府が努力しているにもかかわらず、その効果が現在ほとんど現れていないのは、以上述べた1960年代に始まった不可逆的社会変化があまりにも圧倒的であるためであろうか。

3. 世帯構造の変化

(1) 欧米諸国における世帯数と世帯規模の変化

世帯規模の変化を眺めるにあたり、まず過去20年から25年ほどの間に欧米諸国で世帯数の大幅な増加がみられたことが指摘できよう。とくに世帯数の増加が著しかったのは、アメリカ合衆国、オランダなどである。このように世帯数が人口を大幅に上回る増加率を示した欧米の多くの国では、当然のことながら世帯規模の縮小が進行した。表8に示すとおり20年間あるいは25年間の期間を見ると、1960年代におけるほとんどの国の平均世帯規模は3～4人台であったが、1980年代に入るとその世帯規模は2人を中心に2～3人台となった。

世帯規模の縮小という面では他のヨーロッパ諸国と同様であるが、もともとの世帯規模が比較的大きかったため1980年代になっても世帯規模が3人から4人の規模に留まっている国は、北ヨーロッパのアイルランドのほかに南ヨーロッパのギリシャ、イタリア、ユーゴスラビア、東ヨーロッパのブルガリア、ポーランドといった国である。ソ連では1959年の3人台から1979年には4人へと規模がむしろ拡大していることが奇異に感じられるが、ソ連では単独世帯は世帯と数えられないので、これをもって一般的の趨勢に逆行する例と考えることはできない。

こうした平均世帯規模の縮小は、1人世帯、2人世帯といった小規模世帯の増加と5人以上の大規模世帯の急激な減少によるものであった。すなわち、これまでヨーロッパの多くの国では2人世帯と5人以上の世帯の割合が多く、ついで3人世帯の割合が多かったが、最近では1人世帯の割合が急速に多くなっていることが注目される。1980年頃になると多くの国において、もっとも分布の多い世帯として1人世帯と2人世帯が同列に並び、3人世帯は3位ないし4位となり、5人以上の世帯が最

も分布の少ない世帯になっている。

では、こうした小規模世帯の増加と比較的規模の大きな世帯の減少はどうして生じたのであろうか。

第 1 に、出生率そして子供数が1960年代以降大きく減少していることが、比較的規模の大きな世帯の減少の原因になっている。欧米のように家族・世帯の形成において夫婦家族制を原則としている社会では、子供数の減少はそのまま直接に家族の規模縮小につながっている。

第 2は、離婚の増加といった欧米における配偶関係の変化は、男親あるいは女親のどちらか一方だけの「片親と子供の世帯」といった世帯の増加をもたらし、従来の「夫婦と子供からなる世帯」に比べて規模の小さい世帯を多くする（表 9）。

第 3としては、寿命の短い時代には子供が成人し巣立った後の親たちの人生はさほど長くなかったが、近年における平均寿命の延びによって、子供が巣立った後もかなり長期間にわたり「夫婦のみの世帯」あるいは「単独世帯」として生き残ることになり、結果として小規模世帯の出現頻度を高めた。

第 4には、従来から欧米においては成人となった子どもとその親とは世帯を分けて生活するという慣行が強いが、近年になって成人した子ども世代と親世代の世帯分離傾向に関してより一層の進展がみられている。例えばアメリカ合衆国では、まだ未婚の学生で学校が親の家から通えない距離でなくても、20歳前後になると親から独立して寄宿舎に入ったり、別の世帯で生活するものが多くなる。

第 5に、欧米においても親子 2世代の夫婦あるいは 3世代家族が一緒に住むなどの世帯形態が絶無とは言い難いのであるが、こうした拡大家族や複雑な家族構成の世帯が、近年さらに減少してきたことが挙げられ

よう。

スウェーデンの国勢調査に基づいて男女・年齢・配偶関係別世帯主率（人口の中で何パーセントが世帯主であるかの比率）の推移を眺めると、いずれも所得が上昇すると世帯主率が上昇することが分かる。各世代の夫婦が所得が上がるにつれて、それぞれ独自の住宅を購入し、夫婦単位の生活のプライバシーを確保できるようになり、これが家族の核分裂として現れてくることを示している。さらにまた、死亡率・疾病率の低下、長寿化、健康水準の向上のおかげで、老齢者も夫婦だけの生活あるいは一人だけの生活をぎりぎりの年齢まで維持できるようになったことも挙げられよう。

以上に述べた様々な要因によって、近年の欧米における世帯規模の縮小が進行しているといえる。

（2）欧米諸国の世帯構成

世帯の構成について各国の比較ができるようなデータは容易に得られない。そこで欧米諸国の中で表9から表11に掲げたアメリカ合衆国、フランス、西ドイツの3カ国について、分類が国ごとに少し異なるが、その世帯の類型別構成を検討してみよう。

ここで扱った欧米諸国の中、アメリカ合衆国における世帯の類型は大きく「家族世帯」と「非家族世帯」に分けられるが、最近「非家族世帯」の増加が著しい。すなわち、「非家族世帯」は1970年から1986年にかけて2倍以上の増加となり、その間に実に1,300万世帯に近い増加となった。構成比でみると、全体の19%であった「非家族世帯」が、1986年には28%へと9%増加している。「非家族世帯」の増加のうちでは男の「非家族世帯」の伸びが大きく、その数はこの16年間に2.5倍以上にもなった。男女の世帯主に共通して「単独世帯」の増加のウェイトがおお

きく、構成比では17%から24%に上昇した。「家族世帯」は、1970年から1986年にかけて10%以上の増加を示したが、世帯全体の中の構成比では81%から72%へと減少した。「家族世帯」の中では、「18歳未満の子供なし」の世帯増加が大きく、世帯全体の増加の4分の3以上を占めている。「家族世帯」の中で増加の著しいもう一つの分類は、「夫婦以外の家族世帯、女世帯主」の世帯であり、1970年の倍に近い増加となった。とくに「18歳未満の子供あり」の増加が著しい。アメリカ合衆国における離婚の増加などの影響が、こうした子供のある女世帯主の世帯を大量に生み出しているといえよう。

このようなアメリカ合衆国の世帯構成変化の特徴は、最近におけるヨーロッパ諸国の世帯構成変化にも同じように現れている。すなわち、フランス（表10）と西ドイツ（表11）でも「非家族世帯」の増加が目立ち、わけても「単独世帯」の増加が著しい。また「家族世帯」の中では従来の典型的家族像である「夫婦と子供」の世帯が退潮を示して、逆に「夫婦のみ」の世帯や「片親と子供の世帯」の増加が目立つ。

欧米社会における「家族世帯」の中の「夫婦と子供」世帯の減少傾向の要因の一つは、最近の夫婦における子供の減少を反映して子供のいない夫婦が増えているためである。最近の女性における労働力参加の増加や離婚の増加は子供を生むことのコストを高めているし、子供を除外した夫婦だけの楽しみを生活の中心に置こうとする価値観が強くなってきている。「家族世帯」の中の「夫婦のみ」世帯の増加は、上に述べたことのほかに、子供が巣立ち終わった高年齢の「夫婦のみ」世帯の増加にも起因する。これは死亡率の低下と健康水準の向上によるものであるが、同時に何度も述べた欧米の各世代の自立主義にも起因する。もちろん、老人の所得増加、資産形成の拡大、日本と比べ非常に良好な住宅事情に

よって、夫婦だけあるいは1人だけで老後を送れる余裕があることがその条件となっている。「片親と子供」の世帯の増加と女世帯主世帯の増加は、最近の欧米における離婚の増加を反映するものである。

こうした世帯構成の変化を要約すれば、従来の「夫婦と子供」といった典型的核家族モデルの世帯が退潮し、「片親と子供」あるいは女世帯主の世帯といった従来の家族像からは逸脱した世帯が増加し、その結果としての家族・世帯類型の多様化が現れてきたということができる。これら世帯構成の変化は1960年代以降の出生率の低下や結婚形態における変化を契機にした変容であり、今後も欧米の社会に大きな影響を与え続けると思われる。

表1. 先進諸国における男女別未婚率(45-49歳)の推移(単位%)

地域・国	男				女			
	1950年	1960年	1970年	1980年	1950年	1960年	1970年	1980年
日本	1.5	1.4	1.9	3.1	1.4	2.1	4.0	4.4
北アメリカ								
カナダ	13.2	10.5	9.2	7.3	11.7	9.5	7.6	5.7
アメリカ合衆国	8.7	7.2	6.6	6.3	7.9	6.5	5.7	4.8
南太平洋								
オーストラリア	11.6	10.0	9.0	8.9	10.4	7.4	4.9	4.5
ニュージーランド	10.4	9.2	7.8	7.0	11.8	8.3	4.8	4.7
北ヨーロッパ								
デンマーク	10.2	9.7	9.6	9.2	14.2	9.4	6.9	5.3
フィンランド	11.9	10.0	12.2	13.6	18.7	14.3	12.1	10.3
アイスランド	18.8	21.6	17.9	14.5	22.2	19.3	13.3	9.4
アイルランド	32.0	30.6	28.3	--	26.3	22.1	18.2	--
ノルウェー	15.5	13.4	12.8	11.6	20.5	13.0	8.3	5.9
スウェーデン	16.2	14.5	13.9	13.4	18.5	11.0	7.8	7.0
イギリス	8.5	9.6	10.1	8.9	16.6	10.5	7.8	5.7
西ヨーロッパ								
オーストリア	10.0	8.0	6.7	8.7	14.3	12.1	11.4	8.9
ベルギー	9.1	9.0	8.3	--	10.3	9.2	7.7	--
フランス	11.0	10.2	10.7	11.0	10.7	8.8	8.3	7.9
西ドイツ	6.8	4.9	4.6	6.2	12.5	9.4	10.3	7.5
ルクセンブルク	--	11.3	8.2	--	--	12.0	10.4	--
オランダ	9.0	7.7	7.0	7.9	13.4	10.7	8.2	7.0
スイス	13.4	11.9	9.7	--	19.2	15.3	12.2	--
南ヨーロッパ								
ギリシャ	7.3	6.9	6.0	--	5.1	6.2	7.2	--
イタリア	9.4	9.3	11.1	11.1	15.0	13.7	13.8	13.5
ポルトガル	11.4	11.5	8.2	7.6	17.0	15.9	12.5	11.7
スペイン	9.6	8.5	8.8	--	15.5	14.5	12.1	--
ユーゴスラビア	5.0	4.9	3.7	--	5.8	6.1	6.3	--
東ヨーロッパ								
ブルガリア	--	1.9	1.7	2.1	--	2.2	2.2	2.2
チェコスロバキア	--	5.4	5.7	6.1	--	6.2	5.0	3.5
東ドイツ	4.4	2.0	2.1	2.6	9.1	9.5	10.5	7.6
ハンガリー	6.7	5.5	4.3	4.4	8.5	7.3	5.5	4.0
ボーランド	--	4.1	3.8	3.9	--	9.2	7.5	6.4
ルーマニア	--	2.9	2.7	--	--	4.3	4.3	--

(注) 国によって、該当年次ではなくて、その前後の年次に
関するもののが含まれている。

(資料) United Nations, Demographic Yearbook.

表2. 先進諸国における男女別未婚率（20-24歳）の推移（単位%）

地域・国	男				女			
	1950年	1960年	1970年	1980年	1950年	1960年	1970年	1980年
日本	82.9	91.6	90.0	91.5	50.7	68.3	71.7	77.7
北アメリカ	74.3	69.5	67.9	76.1	48.5	40.5	44.1	55.2
カナダ	59.0	53.2	55.5	68.4	32.3	28.4	32.5	51.3
アメリカ合衆国								
南太平洋								
オーストラリア	74.1	72.8	63.9	66.6	40.9	39.5	35.8	39.9
ニュージーランド	78.6	72.8	63.5	71.9	49.2	40.5	37.4	49.3
北ヨーロッパ								
デンマーク	82.0	77.4	71.8	90.2	51.2	45.9	44.7	72.5
フィンランド	78.6	75.1	71.6	85.8	59.0	54.0	52.0	68.8
アイスランド	79.8	75.8	65.5	73.7	57.3	50.4	48.8	55.4
アイルランド	94.9	92.5	84.6	--	82.3	78.2	68.9	--
ノルウェー	88.0	79.0	73.1	78.7	65.7	49.7	47.6	54.5
スウェーデン	84.5	82.5	83.1	91.3	59.7	57.5	60.0	75.7
イギリス	76.8	69.0	64.7	74.8	52.5	42.0	41.2	53.7
西ヨーロッパ								
オーストラリア	83.9	81.8	74.3	80.6	66.2	58.0	44.2	56.5
ベルギー	--	70.7	64.6	--	--	43.5	40.1	--
フランス	77.3	82.7	69.0	69.2	49.9	54.3	50.6	46.7
西ドイツ	83.4	79.4	74.7	--	67.6	54.6	41.6	51.8
ルクセンブルク	--	81.0	76.0	--	--	50.4	44.1	--
オランダ	89.4	85.6	71.6	75.5	71.6	62.8	46.4	48.0
スイス	90.3	86.1	81.3	--	73.9	65.3	54.8	--
南ヨーロッパ								
ギリシャ	88.3	89.1	86.4	--	69.5	65.3	52.6	--
イタリア	90.7	91.0	86.6	86.2	67.5	65.6	56.5	55.7
ポルトガル	83.9	80.9	80.7	76.1	65.3	62.2	60.7	55.4
スペイン	93.8	93.1	90.5	--	79.1	72.7	68.3	--
ユーゴスラビア	64.2	--	67.7	--	43.5	--	36.6	--
東ヨーロッパ								
ブルガリア	--	61.2	63.1	63.4	--	27.4	25.4	28.0
チェコスロバキア	--	74.1	66.4	68.0	--	32.8	34.9	33.3
東ドイツ	71.0	59.9	66.7	63.9	60.4	33.3	34.7	35.0
ハンガリー	75.7	70.8	67.8	65.3	46.6	31.4	32.3	32.0
ポーランド	--	72.1	75.6	75.5	--	41.1	46.7	48.5
ルーマニア	--	71.1	67.9	--	--	33.5	24.1	--

(注) 国によって、該当年次ではなくて、その前後の年次に
関するもののが含まれている。

(資料) United Nations, Demographic Yearbook.

表3. 先進諸国における夫妻別平均初婚年齢(SMAM)
(単位 歳)

地域・国	年次	夫	妻
日本	1980	28.6	25.1
北アメリカ			
カナダ	1981	25.1	22.4
アメリカ合衆国	1980	25.2	23.3
南太平洋			
オーストラリア	1981	25.7	23.5
ニュージーランド	1981	24.9	22.7
北ヨーロッパ			
デンマーク	1982	28.9	26.1
フィンランド	1980	27.1	24.6
アイルランド	1981	24.4	23.4
ノルウェー	1980	26.3	24.0
スウェーデン	1980	30.0	27.6
イギリス	1981	25.4	23.1
西ヨーロッパ			
オーストリア	1981	26.9	23.5
ベルギー	1981	24.8	22.4
フランス	1982	26.4	24.3
西ドイツ	1980	27.9	23.6
ルクセンブルク	1981	26.2	23.1
オランダ	1980	26.2	23.2
スイス	1980	27.9	25.0
南ヨーロッパ			
ギリシャ	1981	27.6	22.5
イタリア	1971	27.2	22.6
ポルトガル	1981	24.7	22.1
スペイン	1981	26.0	23.1
ユーゴスラビア	1981	26.2	22.2
東ヨーロッパ			
ブルガリア	1975	24.5	20.8
チェコスロバキア	1980	24.7	21.6
東ドイツ	1980	25.2	21.5
ハンガリー	1980	24.8	21.0
ボーランド	1978	25.6	22.5
ルーマニア	1977	24.9	21.1

(注) SMAM(singulate mean age at marriage)とは静態統計の年齢別未婚率を用いて計算される初婚年齢である。

(資料) United Nations, Demographic Yearbook.

表4. 欧米諸国における年齢別同棲割合（単位 %）

国	年次	年齢階級					
		15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳
アメリカ合衆国 1/	1976	--	2	1	--	--	--
	1982	--	3	3	--	--	--
デンマーク 2/	1976	11	39	19	12	--	19
	1981	3	37	23	11	--	26
ノルウェー 2/	1977	6	12	5	2	2	--
スウェーデン 1/	1975	16	29	17	8	5	--
	1981	--	44	30	15	9	--
イギリス 2/	1976	1	2	3	--	2	--
	1979	4	5	4	2	2	1
フランス 1/	1975	1	3	2	1	0	1
	1981	1	8	5	2	1	1
西ドイツ 1/	1972	--	3	--	3	--	--
	1981	--	7	--	12	--	--

- (注) 1. アメリカ合衆国、スウェーデン、フランス、西ドイツは、未婚女子における同棲割合。
 2. デンマーク、ノルウェー、イギリスは、非有配偶女子には、未婚、死別、離別、別居中の女性を含む。

(資料) UNITED NATIONS, WORLD POPULATION TRENDS AND POLICIES : 1987 MONITORING REPORT, with Special Topics on : Fertility and Women's Life Cycle ; and Socioeconomic Differentials in Mortality. 1986.

表5. 先進諸国における普通結婚率の推移（単位 %）

地域・国	1957-59	1960-64	1965-69	1970-74	1975-79	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
日本	0.79	0.74	0.84	1.00	1.13	1.22	1.32	1.39	1.51	1.50	1.39	1.37
北アメリカ	0.38	0.39	0.66	1.58	2.38	2.58	2.78	2.86	2.75	2.59	2.44	--
カナダ	2.19	2.25	2.74	4.02	4.99	5.22	5.27	5.03	4.94	4.93	4.96	4.80
アメリカ合衆国												
南太平洋	0.69	0.67	0.84	1.13	2.97	2.67	2.77	2.90	2.83	2.77	2.53	2.49
北ヨーロッパ	0.69	0.72	0.82	1.23	1.76	2.08	2.75	3.89	3.04	2.83	2.64	--
北欧	1.44	1.40	1.52	2.48	2.59	2.65	2.82	2.86	2.89	2.84	2.81	2.83
デンマーク	0.83	0.90	1.13	1.73	2.11	1.98	1.98	2.01	2.01	1.97	--	1.93
フィンランド	0.81	0.86	1.02	1.49	1.79	1.93	1.99	1.80	2.09	1.87	2.15	2.05
ノルウェー	0.60	0.67	0.76	1.06	1.50	1.62	1.74	1.74	1.86	1.92	1.95	--
スウェーデン	1.18	1.17	1.37	2.10	2.63	2.39	2.43	2.49	2.47	2.44	2.37	2.27
スイス	0.51	0.61	0.89	1.91	2.66	2.99	2.92	2.94	2.95	2.89	3.20	--
西ヨーロッパ	1.19	1.14	1.24	1.36	1.57	1.76	1.77	1.89	1.94	1.97	2.05	--
オーストリア	0.48	0.53	0.62	0.82	1.29	1.47	1.55	1.62	1.74	1.90	1.86	1.85
ベルギー	0.68	0.66	0.74	0.95	1.37	1.51	1.62	1.72	1.80	1.89	1.95	--
フランス	0.79	0.89	1.06	1.40	1.31	1.56	1.78	1.92	1.97	2.14	2.10	--
西ドイツ	0.37	0.42	0.55	0.73	1.09	1.60	1.43	1.69	1.56	1.72	1.81	--
オランダ	0.48	0.49	0.59	1.11	1.57	1.82	2.00	2.16	2.27	2.36	2.35	2.13
イスラエル	0.88	0.85	0.89	1.17	1.57	1.71	1.73	1.81	1.82	1.74	1.76	--
南ヨーロッパ	0.30	0.35	0.38	0.41	0.45	0.69	0.65	0.57	0.60	0.88	0.76	0.87
ギリシャ	--	--	--	0.39	0.21	0.21	0.22	0.26	0.24	0.26	0.29	--
ポルトガル	0.09	0.08	0.07	0.07	0.33	--	0.69	0.68	0.80	0.70	0.88	--
ユーロッパ	1.18	1.14	1.08	1.07	1.09	1.00	0.92	1.00	0.87	0.92	0.93	0.90
東ヨーロッパ	0.88	1.01	1.11	1.21	1.37	1.48	1.49	1.49	1.63	1.48	1.60	--
アルガリニア	1.13	1.18	1.46	1.92	2.14	2.21	2.26	2.24	2.35	2.42	2.47	2.38
チエコスロバキア	1.35	1.49	1.65	2.04	2.59	2.68	2.90	2.99	2.97	3.02	3.08	3.14
東欧	1.84	1.78	2.05	2.32	2.56	2.59	2.56	2.67	2.74	2.69	2.75	--
ハンガリー	0.54	0.59	0.86	1.13	1.14	1.12	1.12	1.29	1.25	1.43	1.32	1.35
ボルマニア	1.84	1.93	0.96	0.59	1.53	1.54	1.50	1.47	1.53	1.45	--	--
ソ連	--	1.34	2.47	2.71	3.40	3.50	3.47	3.34	3.47	3.39	3.36	3.36

(注) 1986年の結婚率のデータについては、日本以外は暫定値である。

(資料) United Nations. Demographic Yearbook.

表6. アメリカ合衆国における年齢別有配偶女子の労働率（単位 %）

年次	16-19歳	20-24歳	25-34歳	35-44歳	45-64歳	65歳以上
1960年	25.3	30.0	27.7	36.2	34.2	5.9
1970年	36.0	47.4	39.3	47.2	44.1	7.9
1975年	46.0	57.3	48.3	51.9	43.9	7.2
1980年	47.7	60.5	59.3	62.5	46.9	7.2
1982年	49.6	62.1	61.8	64.1	36.6	7.1
1983年	46.6	63.0	62.5	65.4	47.6	7.5
1984年	43.4	63.3	64.0	66.4	49.0	7.3
1985年	49.2	64.9	65.6	68.1	50.6	6.7
1986年	52.9	63.1	66.4	69.0	50.4	7.0

(資料) U.S. Bureau of the Census, Statistical Abstract of the United States, 1987.

表7・先進諸国における合計特殊出生率の推移

地域・国	1965年	1970年	1975年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年
日本	2.14	2.13	1.91	1.79	1.77	1.75	1.74	1.77	1.80	1.81	1.76	1.72	1.69
北アメリカ	3.15	2.33	1.90	1.75	1.73	1.70	1.69	1.67	1.69	1.67	1.67	--	--
カナダ	2.93	2.48	1.77	1.76	1.81	1.84	1.83	1.80	1.81	1.84	1.84	--	--
アメリカ合衆国	2.98	2.86	2.22	1.98	1.94	1.92	1.94	1.93	1.93	1.88	1.89	1.87	--
南太平洋	3.53	3.17	2.36	2.10	2.10	2.03	2.01	1.95	1.92	1.93	1.93	1.96	--
オーストラリア	2.61	1.95	1.92	1.67	1.60	1.55	1.44	1.43	1.38	1.40	1.45	1.48	1.50
ヨーロッパ	2.47	1.83	1.68	1.64	1.64	1.63	1.64	1.72	1.74	1.70	1.65	1.60	--
北ヨーロッパ	3.71	2.81	2.65	2.35	2.49	2.48	2.33	2.26	--	2.08	1.93	1.95	2.05
ヨーロッパ	4.03	3.87	3.41	3.24	3.23	3.08	2.96	2.74	2.58	2.49	2.43	--	--
北ヨーロッパ	2.93	2.50	1.98	1.77	1.75	1.72	1.70	1.71	1.65	1.72	1.66	1.71	1.71
ヨーロッパ	2.42	1.92	1.77	1.60	1.66	1.68	1.63	1.62	1.61	1.65	1.73	1.79	1.84
ヨーロッパ	2.85	2.42	1.78	1.73	1.84	1.88	1.80	1.76	1.76	1.76	1.78	--	--
ヨーロッパ	2.68	2.30	1.83	1.60	1.60	1.65	1.67	1.66	1.66	1.56	1.52	1.48	--
ヨーロッパ	2.60	2.24	1.73	1.69	1.69	1.68	1.66	1.60	1.60	1.56	1.52	1.50	1.53
ヨーロッパ	2.84	2.47	1.93	1.82	1.86	1.95	1.95	1.91	1.79	1.81	1.82	1.84	--
ヨーロッパ	2.50	2.01	1.45	1.38	1.38	1.45	1.43	1.41	1.33	1.33	1.29	1.28	1.35
ヨーロッパ	2.34	1.97	--	1.50	1.48	1.51	1.51	--	--	1.43	1.39	1.45	--
ヨーロッパ	3.04	2.58	1.66	1.58	1.56	1.60	1.56	1.49	1.47	1.49	1.49	--	--
ヨーロッパ	2.01	2.10	1.61	1.50	1.52	1.55	1.54	1.55	1.55	1.51	1.52	1.51	--
ヨーロッパ	2.32	2.43	2.33	2.29	2.29	2.21	2.09	2.02	1.94	--	--	--	--
ヨーロッパ	2.55	2.37	2.19	1.85	1.74	1.66	1.57	1.57	1.53	1.46	1.41	1.34	--
ヨーロッパ	3.07	2.62	2.59	2.28	2.17	2.12	2.04	2.02	1.96	--	--	--	--
ヨーロッパ	2.97	2.87	2.80	2.53	2.31	2.16	1.99	1.87	--	--	--	--	--
ヨーロッパ	2.71	2.29	2.27	2.15	2.12	2.13	2.06	2.10	2.09	2.10	2.04	2.00	--
ヨーロッパ	2.03	2.18	2.23	2.15	2.15	2.05	2.01	2.02	2.00	--	--	--	--
ヨーロッパ	2.37	2.07	2.43	2.36	2.33	2.16	2.10	2.08	2.07	2.06	2.06	--	--
ヨーロッパ	2.48	2.19	1.54	1.90	1.90	1.94	1.85	1.85	1.79	1.74	1.74	--	--
ヨーロッパ	1.82	1.96	2.35	2.07	2.01	1.91	1.88	1.79	1.72	1.73	1.83	1.83	1.81
ヨーロッパ	2.52	2.20	2.27	2.20	2.25	2.26	2.22	2.31	2.40	2.37	2.33	2.21	--
ヨーロッパ	1.91	2.89	2.60	2.52	2.48	2.43	2.35	2.19	2.00	--	--	--	--
ヨーロッパ	2.46	2.39	2.41	2.32	2.28	2.26	2.25	2.29	2.37	2.41	2.41	--	--

(注) 日本の1987年、およびイギリスの1985年、オーストリアの1985年、イタリアの1986年、ハンガリーの1987年、ポーランドの1986年の合計特殊出生率は、暫定値である。

(資料) United Nations, Demographic Yearbook および各國中央統計局資料による。

表8. 先進諸国における世帯人員別世帯数の推移

地域・国	年次	世帯数 (1,000)	平均 世帯人員	世帯人員別分布(%)				
				1人	2人	3人	4人	5人以上
日本	1960	19,571	4.6	5	13	16	19	48
	1985	36,478	3.2	18	19	19	25	20
北アメリカ								
アメリカ合衆国	1960	52,610	3.3	13	28	19	18	23
	1986	88,458	2.7	24	31	18	16	11
南太平洋								
オーストラリア	1971	3,673	3.3	14	27	18	18	23
	1981	4,668	3.0	18	29	17	19	17
ニュージーランド	1966	716	3.7	12	25	17	18	28
	1981	1,003	3.0	18	29	16	18	18
北ヨーロッパ								
デンマーク	1960	1,544	2.9	20	27	20	18	15
	1981	2,029	2.4	29	31	16	16	8
フィンランド	1960	1,315	3.3	22	19	18	16	25
	1980	1,782	2.7	27	26	19	18	10
アイルランド	1966	687	4.0	13	20	17	14	36
	1977	841	3.9	16	22	15	15	32
ノルウェー	1960	1,139	3.1	18	24	21	19	19
	1980	1,524	2.7	28	26	16	18	12
スウェーデン	1960	2,582	2.8	20	27	22	18	13
	1980	3,498	2.3	33	31	15	15	6
イギリス	1966	15,360	3.0	15	31	21	18	15
	1981	17,706	2.7	22	32	17	18	11
西ヨーロッパ								
オーストリア	1951	2,205	3.1	18	27	22	15	18
	1980	2,669	2.8	26	26	17	16	14
フランス	1962	14,562	3.1	20	27	19	15	20
	1975	17,745	2.9	22	28	19	15	15
西ドイツ	1961	19,460	2.9	21	26	23	16	14
	1980	24,811	2.5	30	29	18	15	8
オランダ	1960	3,130	3.6	12	24	19	18	27
	1979	4,803	2.9	21	29	16	21	13
南ヨーロッパ								
ギリシャ	1951	1,778	4.1	9	16	18	19	39
	1979	2,492	3.8	11	21	21	24	22
イタリア	1961	13,682	3.6	--	--	--	--	--
	1977	15,981	3.3	13	22	22	21	22
ポルトガル	1960	2,233	3.9	8	19	22	19	32
	1981	3,427	2.9	--	--	--	--	--
ユーゴスラビア	1961	4,649	4.0	14	15	17	19	35
	1971	5,375	3.8	13	16	19	21	31
東ヨーロッパ								
ブルガリア	1956	1,965	3.7	6	18	23	24	28
	1975	2,755	3.1	17	23	21	21	18
チェコスロバキア	1961	4,398	3.1	14	27	22	20	17
	1980	5,376	2.8	22	--	66	--	12
ハンガリー	1960	3,079	3.1	15	26	24	19	17
	1980	3,719	2.8	20	28	22	19	11
ポーランド	1960	8,253	3.5	16	19	19	20	27
	1978	10,948	3.1	17	22	23	21	17
ソ連	1959	50,333	3.7	--	26	26	22	26
	1979	66,307	4.0	--	30	29	23	19

(資料) N.Keilman et al.(eds),Modelling Household Formation and Dissolution, Clarendon Press, 1988, pp70-71.

表9. アメリカ合衆国の世帯構成

世帯類型	1970年構成比			1980年構成比			1990年構成比			1996年構成比			
	世帯数 (1,000)	構成比 (%)											
世帯総数	63,401	100.0	80,776	100.0	100,0	100.0	88,458	100.0	88,458	100.0	71,9	100.0	
世族	51,456	81.2	59,550	73.7	63,558	63.558	63,558	71.9	63,558	71.9	36,0	36.0	
夫婦	22,725	35.8	28,528	35.3	31,022	38.4	31,670	35.8	31,888	35.8	50,933	57.6	
夫	28,732	45.3	49,112	60.8	49,112	60.8	50,933	57.6	50,933	57.6	26,304	29.7	
夫婦以外	44,728	70.5	30.3	24,151	29.9	24,151	29.9	24,630	27.8	24,630	27.8	11,7	11.7
夫婦以外の夫婦	19,196	30.3	40.3	24,961	30.9	24,961	30.9	24,630	27.8	24,630	27.8	11,7	11.7
夫婦以外の夫	25,532	1.9	1,228	1.9	1,733	2.1	2,414	2.7	2,414	2.7	2,414	2.7	
夫婦以外の妻	887	1.4	1,117	1.4	1,117	1.4	1,479	1.7	1,479	1.7	1,479	1.7	
夫婦以外の夫婦	341	0.5	616	0.8	935	1.1	935	1.1	935	1.1	935	1.1	
夫婦以外の夫婦以外	5,500	8.7	8,705	10.8	10,8	10.8	10,211	11.5	10,211	11.5	10,211	11.5	
夫婦以外の夫婦以外の夫	2,642	4.2	3,261	4.0	4,0	4.0	4,106	4.6	4,106	4.6	4,106	4.6	
夫婦以外の夫婦以外の妻	2,858	4.5	5,445	6.7	6,7	6.7	6,105	6.9	6,105	6.9	6,105	6.9	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦	11,945	18.8	21,226	26.3	26.3	26.3	24,900	28.1	24,900	28.1	24,900	28.1	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外	10,851	17.1	18,296	22.7	22.7	22.7	21,178	23.9	21,178	23.9	21,178	23.9	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫	1,094	1.7	2,930	3.6	3.6	3.6	3,722	4.2	3,722	4.2	3,722	4.2	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の妻	4,063	6.4	8,807	10.9	10.9	10.9	10,648	12.0	10,648	12.0	10,648	12.0	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫婦	3,532	5.6	6,966	8.6	8.6	8.6	8,285	9.4	8,285	9.4	8,285	9.4	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外	531	0.8	1,841	2.3	2.3	2.3	2,363	2.7	2,363	2.7	2,363	2.7	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫	7,882	12.4	12,419	15.4	15.4	15.4	14,252	16.1	14,252	16.1	14,252	16.1	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の妻	7,319	11.5	11,330	14.0	14.0	14.0	12,893	14.6	12,893	14.6	12,893	14.6	
夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫婦以外の夫婦	563	0.9	1,089	1.3	1.3	1.3	1,359	1.5	1,359	1.5	1,359	1.5	

(注) 「家族世帯」とは、family households のことであり、日本の「親族世帯」にほぼ相当する。

(資料) US Bureau of the Census, Current Population Reports, Series P-20, No. 419, 1987.

表10. フランスの世帯構成

世帯類型	1975年		1982年	
	世帯数 (1,000)	構成比 (%)	世帯数 (1,000)	構成比 (%)
世帯総数	17,722	100.0	19,590	100.0
家族世帯のみ	12,913	72.9	13,966	71.2
夫婦と子供	4,645	26.2	4,549	23.2
夫婦とその他の人	7,335	41.4	7,057	36.0
夫婦と子供とその他の人	--	--	1,361	6.9
片親と子供	691	3.9	847	4.3
2夫婦以上	242	1.4	152	0.8
非家族世帯	4,809	27.1	5,624	28.8
単身	3,933	22.2	4,817	24.6
2人以上	876	4.9	807	4.2

(注) 1. 子供は25歳以下の未婚者である。

2. 1975年の夫婦のみの世帯、夫婦と子供からなる世帯は
それぞれその他の人を含む世帯を含んでいる。

(資料) INSEE, Economie et Statistique, No.149, 1982 (Recensement de 1975).
INSEE, Recensement Generale de la Population de 1982, 1984.

表11. 西ドイツの世帯構成

世帯類型	1972年		1982年	
	世帯数 (1,000)	構成比 (%)	世帯数 (1,000)	構成比 (%)
世帯総数	22,994	100.0	25,336	100.0
家族世帯	16,820	73.1	16,863	66.6
夫婦	5,265	22.9	5,675	22.4
夫婦と子供	9,148	40.4	8,907	35.6
片親と子供	1,440	5.6	1,633	6.0
3世代世帯	768	3.3	496	2.0
直系の親族でない世帯	199	0.9	152	0.6
非家族世帯	6,164	26.9	8,473	33.4
単身	6,014	26.2	7,926	31.3
親族でない世帯	160	0.7	547	2.1

(注) 1. 子供は未成年に限らない。
 2. 各項目ともその他の人を含む世帯を含んでいる。

(資料) Statistisches Bundesamt, Haushalte und Familien, 1982.

